

平成 17 年度版

さがみはらの環境

相模原市環境基本計画年次報告書

平成 16 年度報告

相 模 原 市

は　じ　め　に

私たちのまち相模原は、雄大な相模川の流れや相模野の面影を残したみどり豊かな台地などの自然環境に恵まれ、先人のたゆみない努力のもと、62万都市として着実な発展を遂げてまいりました。

一方、今日の環境問題は、地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨などに代表される地球規模に及ぶ空間的広がり、幾世代にわたる時間的広がりを持っており、将来の世代に深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。

国際的には、本年2月に京都議定書が発効し、温室効果ガスの排出が少ない社会の構築に向けて取り組みが進められていますが、これらの環境問題の解決には、市民・事業者・行政を挙げての取り組みが欠かせません。環境への負荷や影響を多面的にとらえながら、私たち一人ひとりがこれまでの日常生活や事業活動を真剣に見直すことが必要であるとともに、良好な環境を後世に引き継ぐためにも、市民・事業者・行政が一体となって協力、連携し、パートナーシップの構築を図りながら取り組んでいくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、本市では、「相模原市環境基本条例」を制定するとともに、ゆとりあるみどり豊かな環境共生都市を目指して『相模原市環境基本計画』を策定し、環境に与える負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、環境の保全と創造のための施策を積極的に展開しています。環境問題は広範で多様ですが、今後とも市民、事業者の方々との協働によって、望ましい環境像「環境共生都市さがみはら」の実現に努めてまいります。

この報告書は『相模原市環境基本計画』に基づいて、平成16年度の本市の環境に関する施策の取り組み結果についてまとめたものです。身近な環境について、一層の御理解を深めていただければ幸いです。

平成17年10月

相模原市長　小川　勇　夫

相模原市環境宣言

人は 地球の一員として 生命の源である地球環境から 限らない恵みを受けてきました
今 わたくしたち人類の営みは このかけがえのない地球環境に 深刻な影響を与えています

わたくしたちのまち相模原は 緑豊かな台地 雄大な相模川の流れの中で育まれてきました

この恵み豊かな環境は わたくしたち市民共通の財産であり 現代に生きるわたくしたちは 未来の世代に誇れる環境をつくりあげる責務があります

わたくしたち相模原市民は 人も環境の形成者であることを 深く認識し 市民 事業者 行政が一体となって 自然との共生のもと 調和のとれた豊かな環境づくりに取り組むことを ここに宣言します

平成四年十一月二十日 制定

目 次

本編

第 1 章	本市の現況	1
第 2 章	相模原市環境基本計画の概要	4
第 3 章	相模原市環境基本計画の進捗状況	6
	重点施策 1：身近な自然を守り育てる	6
	重点施策 2：水辺環境の保全	11
	重点施策 3：有害化学物質等への対策	14
	重点施策 4：歩きやすく、自転車に乗りやすいまちづくり	16
	重点施策 5：資源・エネルギーの効率的利用	19
	重点施策 6：環境行動の実践に向けて	26
	その他の環境施策	30
第 4 章	環境の状況報告	31
	環境監視体制	31
	大気汚染	33
	水質汚濁	42
	騒 音	68
	振 動	70
	悪 臭	71
	ダイオキシン類	71
	公害苦情	77
第 5 章	本市の環境対策の変遷と体制	84
資料編		
	環境行政年表	87
	用語解説	91

本 編

本編 第3章の表記等について

- (1) 具体的目標で掲げた数値目標については、特に定めのあるものを除いて、基準年を平成12年度とし、目標の目途を平成17年度としている。
- (2) 文中の各表で掲げた年度及び実績については、平成 年度とあるものは当該年度における単年度実績を指し、平成 年度末とあるものは当該年度末の累計実績を指している。

第1章 本市の現況

1 位置、地形

本市は、首都東京から40km圏で神奈川県北部に位置し、相模川と境川の一部を長辺とするほぼ長方形に近い形をしており、面積は90.40 k²です。

地形を見ると、相模野の平らな台地が、上段・中段・下段の3段になっています。

これらの台地の間には、斜面緑地があり、相模川とともに本市の水とみどりの骨格を形成しています。

相模原市の位置



2 人口

昭和29年(1954年)市制施行の際には、約8万人の人口でしたが、昭和40年代(1960年代半ば)以降には首都圏のベッドタウンとして人口が急増し、急速な都市化が進み、平成16年4月1日現在の本市の人口は620,599人になりました。

しかしながら、近年は人口の増加傾向は鈍化してきており、平成33年(2021年)頃には、66万人位で人口のピークに達した後、減少に転じると予想されています。

3 土地利用

本市では、大部分が平らな台地であるという地形上の特性から、住宅用地、商業用地、工業用地としての利用に適しており、高度経済成長期の首都圏の人口集中や産業集積に伴い、急速に都市化が進みました。

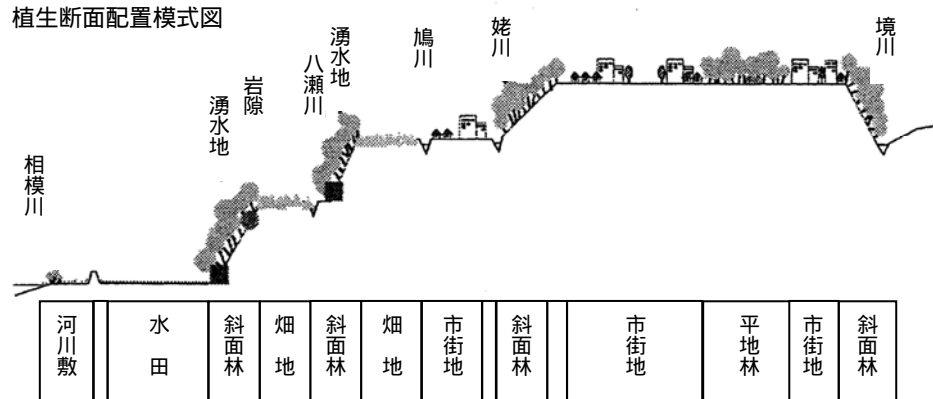
現在、市域の約7割が市街化区域となっており、その多くが住宅地として利用されています。

また、市内には相模総合補給廠などの3つの米軍施設が存在し、市域の4.9%を占めています。

4 自然環境

本市は、上段の台地部を中心に工業団地や住宅地が広がっています。急速な都市化に伴い、緑被地は昭和47年から平成14年の間に、約46%減少しましたが、相模川や段丘崖にはまだ自然が残っています。

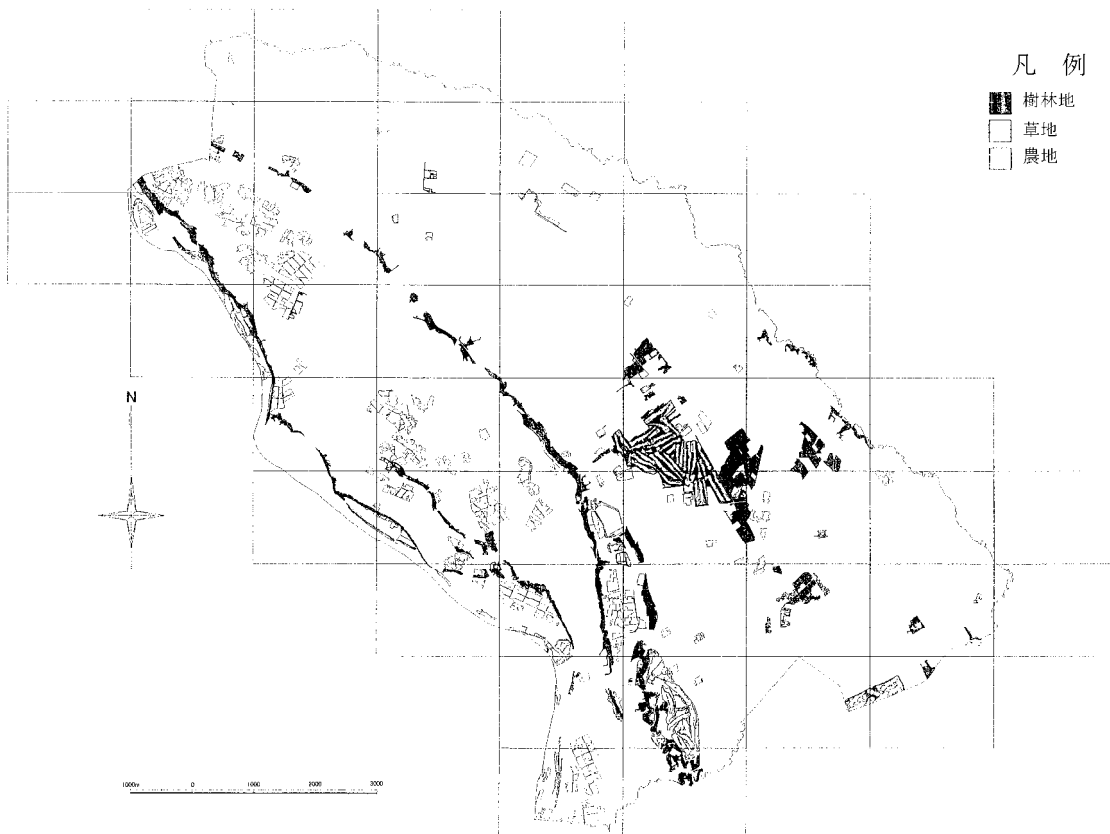
本市の自然はその地形にほぼ対応しており、水辺を中心とする低地部、崖線の樹林が残る斜面部（段丘の中・下段）、市街地を中心とする台地部（段丘上段）に区分することができます。斜面樹林ではタヌキやイタチなどのほ乳類が生息し、また、湧水地ではホタルやホトケドジョウが見られます。



5 みどり

本市における1,000㎡以上の緑被地量は全体で1,995.5ha、緑被地率は22.1%になっています。街路樹は若干増加しているものの、草地や農地は減少の傾向が見られます。現在、まとまりのある樹林地を含む644haが首都圏近郊緑地保全地域に指定され、このうち177haは近郊緑地特別保全地区として良好な緑地の確保が図られています。

群緑被地の現況



6 交通

本市の主な交通手段は、鉄道、バス、自動車及び自転車からなっています。

鉄道（JR横浜線、JR相模線、小田急小田原線、小田急江ノ島線、京王相模原線）は、東京や横浜に直結する重要な交通手段として多くの市民に利用されています。

道路は、広域的な道路として、さがみ縦貫道路が都市計画決定され、早期整備が望まれています。また、都市間を結ぶ骨格的な道路として国道16号や国道129号などが整備され、これらを補完する道路とで格子状の道路交通網が形成されています。

主要な交通を担う鉄道や国道16号などの骨格的な道路は、市の外縁部を三角形状に通ることから、市内の公共交通機関として、バスが広く利用され、また、鉄道駅周辺地区では自転車の利用が多くなっています。

しかし、生活の多様化などから自動車への依存が高まり、バスの定時運行に対する信頼性の低下やバス利用者が減少しているとともに、自動車交通量の増加により、各所で交通混雑や生活道路への通過交通の進入など生活環境の悪化をもたらしています。

また、高齢社会を迎え身近な交通手段として一層自動車の増加が予想されることから、交通需要の調整と同時に公共交通機関網の充実や道路等の交通施設の整備が求められています。

鉄道及び国道の配置状況



7 居住環境

相模原都市建設区画整理事業（いわゆる軍都計画）による整然とした街区が市の中央部に見られる一方で、急速な都市化に伴うスプロール化などによる弊害が見受けられるようになりました。

その結果、みどりやオープンスペースが減少するとともに、住宅の過密化、住宅と工場の混在、幹線道路沿道の居住環境の悪化などが生じています。

8 地球環境

地球環境保全のため国際的な枠組みで取り組まれているものは、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の防止、海洋汚染の防止、有害廃棄物の越境移動の規制、森林の保全と持続可能な経営の達成、生物多様性の保全、砂漠化への対処、国際的に高い価値が認められている環境の保全などがあげられます。

本市はその都市の規模から、市全体としての環境負荷は小さなものではないため、地球環境保全に向け、市民・事業者・行政が一体となってライフスタイルや事業活動の変革を進めることが求められています。

第2章 相模原市環境基本計画の概要

1 計画の趣旨

現在、わたくしたちの住む地球のいたるところで様々な環境問題が生じています。そのほとんどが都市の拡大に伴う開発行為や資源・エネルギーを大量に消費する社会経済活動及びライフスタイルに起因するものです。

このような環境問題を解決するためにも、市民一人ひとりが環境問題への理解を深め、生活や活動のあり方を見直すとともに、それぞれの責任と役割を認識して行動し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりに向けて努力していくことが求められています。

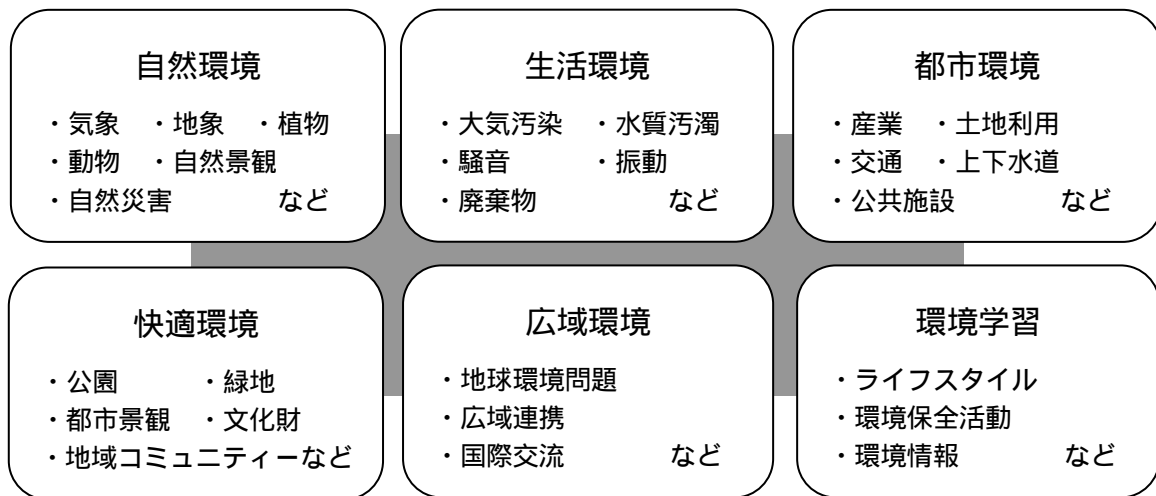
こうした状況を踏まえ、本市の特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「相模原市環境基本計画」を策定しました。この計画に基づき、環境に与える負荷が軽減された循環型社会の実現に向けて、環境保全のための行動が一層広まるよう、市民、事業者と協働して積極的な取り組みを進めていきます。

2 計画期間

計画期間は、平成13年度から平成22年度までとします。

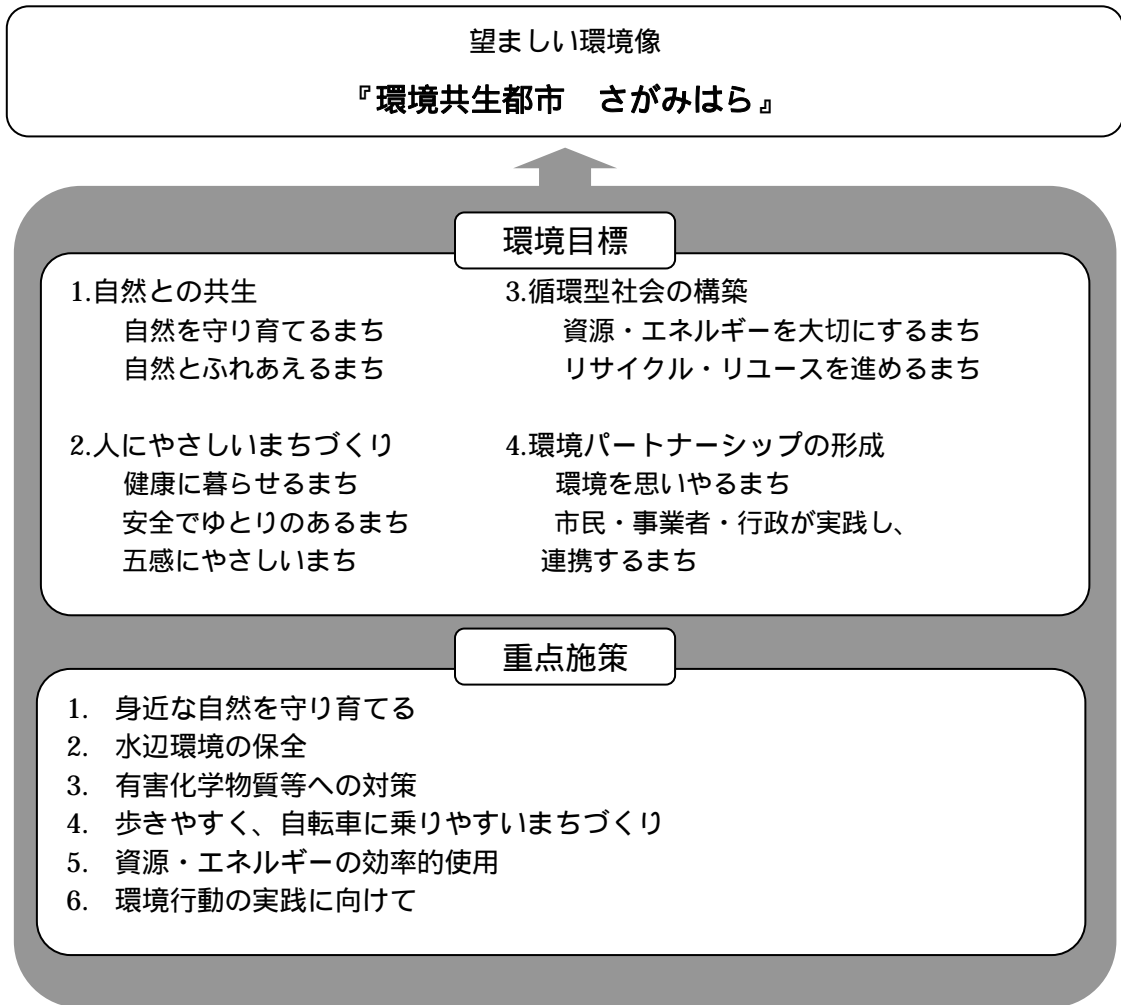
3 計画の対象

本計画では、わたくしたちの暮らしに深く関わるものから地球的規模の環境まで幅広く対象範囲として捉えることとします。



4 望ましい環境像・環境目標・重点施策

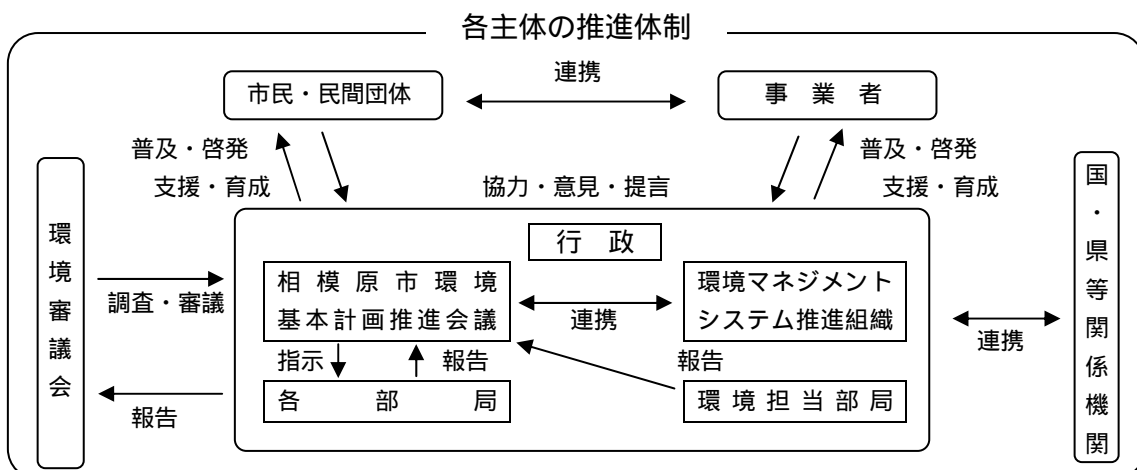
相模原市の望ましい環境像「環境共生都市 さがみはら」の実現に向けて4つの環境目標を掲げ総合的な施策の展開を図ります。また、緊急性・重要性が高い施策については、「重点施策」として具体的な目標を掲げ、平成17年度を目途に推進してきましたが、平成18年度以降についても各施策の点検を行い、計画期間である平成22年度へ向け引き続き施策を推進していきます。



5 計画の推進体制・進行管理

計画を実効性あるものとするために、次のような推進体制により、計画の進捗状況の把握と点検を行い、継続的な進行管理を進めます。

また、進行管理は、計画に掲げた重点施策を中心に環境マネジメントシステムとの整合を図りながら、進捗状況について定期的に把握するとともに、その結果を、様々な方法を用いて随時一般に公表します。また、環境審議会、環境マネジメントシステムにおける監査・審査、各主体の意見交換などを通じて、環境施策の進捗状況や目標の達成状況を点検し、それに基づいて計画の見直しや改善を行います。



第3章 相模原市環境基本計画の進捗状況

重点施策1：身近な自然を守り育てる

[基本方針]

わたくしたちの生活圏においてみどりを創出し、都市化する環境の中に再び自然を取り戻すとともに、身近な生きものを守り育てる施策を展開します。

1 具体的目標

目標1：指標動植物種の生育・生息を維持・回復します。（環境対策課）

[実績]

相模原市自然環境観察員制度として登録した91人の市民ボランティアにより、自然環境調査等を実施した。

自然環境観察員の活動状況

身近な生きもの調査

調査対象	調査期間	結果
チョウの調査	4月18日～5月31日	調査した335地区中321地区で確認
ブタクサ類とオナモミ類の調査	8月22日～10月21日	調査した322地区中226地区で確認

かんきょう学習セミナー

回数	実施内容	実施日	参加者数
第1回	・自然環境観察員制度について ・チョウと環境について ・チョウの調査について	4月18日	56人
第2回	・帰化植物について ・ブタクサ類とオナモミ類の調査について	8月20日	32人
第3回	・平成16年度の調査結果について ・平成17年度の事業計画について	2月13日	31人

目標2：自然環境観察会等のイベントを年に50回以上開催します。（環境対策課・みどり対策課・公民館・博物館・ビレッジ若あゆほか）

[実績]

自然観察会等のイベントの開催状況

実施機関	平成15年度		平成16年度	
	事業数	参加者数	事業数	参加者数
環境対策課	10回	243人	14回	810人
みどり対策課	2回	188人	2回	176人
各公民館	43回	1,580人	53回	2,521人
博物館	11回	2,258人	12回	2,250人
ビレッジ若あゆ	4回	884人	4回	873人
合計	70回	5,153人	85回	6,630人

- 1 各機関が実施した環境関連事業を対象に集計した（市が助成、支援を行っている団体が主催しているものを含む）。
- 2 平成16年度の各公民館は、環境関連事業（環境講座等）をすべて対象とした。
- 3 参加者数は延べ人数とし、他のイベントの一部として実施されたものは、原則として参加者数に算入していない。

目標3：一人当たりの公園等の緑地面積を5.7㎡とします。（みどり対策課・公園課）

[実績]

一人当たりの公園等の緑地面積の状況

年度	面積		一人当たり面積	人口
平成15年度末	都市公園	169.71ha	4.89㎡	620,599人
	緑地	133.78ha		
	合計	303.49ha		
平成16年度	都市公園	3.81ha	4.93㎡	623,642人
	緑地	0.25ha		
	合計	4.06ha		
累計	都市公園	173.52ha	4.93㎡	623,642人
	緑地	134.03ha		
	合計	307.55ha		

目標4：特別緑地保全地区の指定面積を199haとします。（みどり対策課）

[実績]

平成16年度は特別緑地保全地区指定予定地の調査を行った。

特別緑地保全地区の指定面積の状況

年度	平成15年度末	平成16年度	累計
近郊緑地特別保全地区	177ha	0ha	177ha
特別緑地保全地区	4ha	0ha	4ha
合計	181ha	0ha	181ha

目標5：みどりのネットワークの整備延長距離を28km（緑道）とします。（公園課）

[実績]

緑道の整備延長の状況

内容	平成15年度末	平成16年度	累計
緑道整備延長	29.14km	0km	29.14km

2 行政の取り組み（具体的目標に掲載したものを除く。以下、同様。）

（1）農地の保全等に係わる事業の推進

相模原農業振興地域整備計画（農政課）

相模原農業振興地域整備計画を定め、農業振興、農地の保全等を図っている。平成12・13年度に基礎調査を行い、平成14年度に、相模原農業振興地域整備計画の変更を行った。

市民農園整備の推進（農政課）

農業者以外の市民が自ら野菜や草花を栽培することで、農業に対する理解を深めるため、市が地権者から農地を借り受け、市民農園として整備を行い、市民に有償で貸し付けを行った。

コミュニティ農園・レクリエーション農園の整備状況

内 容	平成15年度末			平成16年度末		
	箇所数	区画数	面積 (㎡)	箇所数	区画数	面積 (㎡)
コミュニティ農園	1	26	1,853	2	50	3,559
レクリエーション農園	68	3,235	81,779	65	3,165	79,704

生きがい農園整備の推進（高齢者福祉課）

高齢者が自ら野菜や草花を栽培することで農業に対する理解を深め、健康づくり、仲間づくりの推進を図るため、市が地権者から農地を借り受け、生きがい農園として整備し、1区画10㎡で60歳以上の市民に（1世帯につき1区画）有償で貸し付けを行った。

生きがい農園の整備状況

内 容	平成15年度末	平成16年度	累 計
区 画 数	978区画	新設41区画	1,019区画

地場農産物ブランド化の促進（農政課）

市内で生産される農産物の市内消費を促進するための取り組みであり、消費者に市内農産物の認知度を高めることを目的としている。

平成16年度には「さがみはら農産物ブランド協議会」を開催し、花き2品目の登録認定を行い、登録品目の合計は55品目となった。ブランドの育成を図ることを目的に、下部組織として流通対策部会を設置し、開催した。また、市内量販店等の協力のもと「さがみはらのめぐみ消費拡大キャンペーン」及び「さがみはらのめぐみ祭り」を開催した。

平成16年度までの取り組み状況

年 度	実 績
平成10年度	「さがみ長寿いも」（ヤマトイモ）のブランド化に着手。
平成12年度	相模原市オリジナルの漬物の開発（加工農産物のブランド化）。
平成13年度	市内農産物の消費啓発を目的とした統一ブランド事業の導入に着手。統一ブランド名とそのマーク「さがみはらのめぐみ」を作成。
平成14年度	市内農産物のブランド化登録のための基準づくり。登録の際の認定機関である「さがみはら農産物ブランド協議会」を設立。
平成15年度	「さがみはら農産物ブランド協議会」を2回開催。野菜、果樹等を合わせ、合計53品目の登録認定を行った
平成16年度	「さがみはら農産物ブランド協議会」を開催。花き2品目の登録認定を行った。ブランドの育成を図ることを目的に、下部組織として流通対策部会を設置し開催。

農地違反転用等パトロールの実施（農業委員会事務局）

違反転用農地の捕捉を行うため、市内8地区（大沢、田名、上溝、当麻、下溝、磯部、新戸、麻溝台）に所在する農地のパトロールを月1回の割合で年間12回実施した。

（2）自然環境の保全に向けた自然観察会等の開催

水辺のサマースクール（みどり対策課）

小学校3年生から6年生を対象に、相模川ふれあい科学館とその周辺で水辺の生きものについて学びながら、相模川及び環境保全に対する意識を高めることを目的として行った。平成16年度は7月から8月までに延べ6日間開催し、145人の参加を得た。

農業体験学習（水田体験）（農政課）

市内在住の小学校5・6年生（保護者も参加）を対象に相模原市農業体験学習推進協議会が実施した。平成16年度は、6月に田植え体験、7月に草取り体験、8月に農業めぐり、10月に稲刈り体験、また、11月には、農業まつり会場にてもちつきを実施し、89人の参加があった。

自然観察ガイドブックの提供（環境対策課）

平成10年度から3年間実施した相模原市自然環境基礎調査の結果に基づき、身近な自然に触れ合うことを目的に「自然観察ガイドブック」を平成13年に発行し、提供している（行政資料コーナーで有償頒布）。

博物館における活動状況

講座名	内 容	参加者数
動物講座 「川の生き物を調べよう」	河川にはどのような生き物が生息しているのかを、観察や採集を通じて学習した。	延べ 25人
講演会 「外国からやってきた動物たち」	外国から持ち込まれて野生化した移入哺乳類の現状を紹介した。	82人
講演会「相模野台地の形成～南関東の地形発達史～」	相模原周辺の関東地方南部の地形の形成について紹介した。	160人
講演会「したたかな植物たち - びっくり！身近な草木に見る不思議 -」	したたかに生きる植物たちの不思議な生態を紹介した。	200人
植物学講座 「地域の植生を調べる」	自然環境の最も基礎的な情報である植生について、そのとらえ方から調査方法まで学んだ。	延べ 201人
地質学講座 「公園の岩石観察ウォーキング」	公園の石垣や敷石などに利用されている石材を観察し、身近な岩石を知るとともに、岩石学の初歩を学習した。	延べ 57人
こども天文教室	天文の講話や実習を通じて子どもたちへの天文宇宙や自然科学への興味・関心を高めた。	延べ 65人
星空観望会	季節に応じた天体の観測により天文知識の普及を図る。（27回実施）	延べ 1,050人
こども自然教室（全4回）	屋外で実際に調べたり観察したりしながら自然について学習した。	延べ 174人
子ども鉱物教室 「鉱物のかたちのふしぎ」	鉱物の結晶成長や結晶形などの鉱物学の初歩を学習し、鉱物への興味を深めた。	延べ 56人
夏休み親子天文教室	望遠鏡の仕組みを学びながら望遠鏡を工作し、天体観測まで行うことで天文への興味を深めた。	162人
天文学講習会 「望遠鏡操作入門講習会～押入れに眠っている望遠鏡を使ってみよう～」	各自所有の望遠鏡の操作方法を学び、簡単な天体写真を撮影することで、自分で天体観測ができる技術を身に付け、天文への親しみを深めた。	18人

相模川自然の村野外体験教室における活動状況

事業名	内 容	実施日	参加者数
ちびっ子わんぱく大冒険	自然の村や周辺の自然の中で豊かな体験をするとともに、他校の児童との活動を通して協調性と相互の友情を培った。	8月4日、5日	84人
若あゆチャレンジ教室	テーマの素材を採集しながら自然の村周辺の自然に親しみ作品を創り上げる活動を通して家族の絆を深めた。	8月21日	99人
若あゆファミリー収穫祭	稲刈りや餅つき体験など、自然の村周辺の秋を楽しみながら、児童、生徒と保護者の絆を深め、自然の村や地域への理解を図った。	10月17日	145人
若あゆクラブ	農業体験を通して子ども達の生きる力を育んだ。	5月8日 6月12日 7月10日 8月7日 9月11日 10月23日 11月13日・14日 12月4日	延べ 545人

(3) 公園、緑地、緑道の整備

公園等の整備の状況(公園課)

平成16年度は、「小山公園」(近隣公園)の多目的グラウンドや、「田名葛輪公園」をはじめとする街区公園の開設などにより、市内の公園面積は約3.81ha増加した。

公共施設の緑化(みどり対策課)

公共施設の緑化指導の対象とする建築物は、市が発注する建築物で、敷地面積500㎡以上の新築等(道路内、都市公園内建築物は除く。)に係る建築工事に適用し、緑化目標として緑地率20%以上、緑被率30%以上を確保する内容の指導を行っている。

道路整備に伴う植樹の推進(土木計画課)

道路を整備する際に歩道等に植樹を行っている。平成16年度に整備した歩道等のうち、39.0mについて植樹を行い、総延長は、111,678mとなった。

重点施策 2：水辺環境の保全

[基本方針]

将来世代に豊かな水辺を引き継ぐことをめざして、河川や湧水の水質・水量を維持するとともに、水辺の生態系を保全する施策を展開します。

1 具体的目標

目標 1：河川水質に関する環境基準を達成します。（環境保全課）

[実績]

境川及び相模川支流4河川（八瀬川、鳩川、姥川、道保川）の5河川13地点において、毎月1回水質調査を実施している。平成16年度は、228検体、延べ4,348項目の調査を実施した。境川では、健康項目及び生活環境項目について環境基準を達成していた。相模川支流4河川では、健康項目について環境基準を達成していた。（結果の詳細は、P.42～52を参照）。

目標 2：河川の指標動植物種の生育・生息を維持・回復します。（環境対策課）

[実績]

市内の事業者、公共的団体、市等で組織する環境保全団体「相模原の環境をよくする会」が、継続的に河川生物相調査を実施している。平成16年度は市域の6河川9地点で2回、指標生物の生息状況を調査した。

目標 3：多自然型河川工法等の整備延長距離を2km以上とします。（河川整備課）

[実績]

多自然型河川工法等の整備状況

河川名	平成15年度末	平成16年度	累計
一級河川道保川	492.0m	-	492.0m
準用河川鳩川	313.6m	14.0m	327.6m
準用河川八瀬川	195.0m	13.0m	208.0m
合計	1,000.6m	27.0m	1,027.6m

目標 4：市街化調整区域における公共下水道（污水）の整備を推進します。（下水道整備課）

[実績]

市街化調整区域内の生活排水対策の一環として、公共下水道（污水）整備事業を推進する。330ha（約3,700世帯）を対象としており、平成20年度の完了をめざしている。平成16年度は、測量94.4ha、設計69.5ha、面整備42.8haを実施した。

2 行政の取り組み

(1) 河川水質の保全に係わる事業の推進

合流式公共下水道の分流式への改善（下水道整備課）

汚水と雨水を同じ下水道に流す合流式下水道で整備した中央地区（約393ha）を対象に、相模川の水質保全のために分流式へ改善する。平成28年度の完了をめざしており、平成16年度は、設計25.9ha、汚水幹線整備686mを行った。

合併処理浄化槽設置補助（環境保全課）

専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する者に対して助成を行い、合併処理浄化槽の設置を促進している。平成16年度は、合併処理浄化槽8基の設置に対して助成を行った。

特定有害物質使用事業所への立入調査の実施（環境保全課）

河川の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に規定する特定事業場等への立入調査を実施している。平成16年度は、水質汚濁防止法に規定する特定事業場等への立入調査を延べ154件実施した。

(2) 地下水質の保全、地下水のかん養に係わる事業の推進

湧水の監視（環境対策課）

相模原市自然環境基礎調査の湧水調査において、詳細調査を実施した30地点の湧水の状況を調査し、その変化を捉え今後の保全策を検討する資料とするため、平成14年度に、相模原市自然環境観察員制度に湧水調査部会を設置した。平成16年度は、調査3年目として田名地区の7か所の調査を実施した。

公共建築物の雨水調整施設の設置（営繕課）

市が発注する建築物は、開発指導要綱に基づき雨水調整施設を設置している。平成16年度は、対象物件3件について実施した。

雨水浸透ます設置助成（下水道管理課）

雨水浸透ますを設置して雨水の流出抑制及び地下水のかん養等を図る者に対し、その設置費用の一部を助成することにより、浸水被害のない安全なまちづくりとともに豊かな自然環境に資するため平成13年度から実施している。

雨水浸透ます設置助成の状況

制度概要	一つの助成事業において、雨水浸透ますを2基以上設置していただき、助成対象は4基まで		
1基当たりの助成額	新築家屋に設置する場合で 7,000円		
	既存家屋に設置する場合で10,000円		
助成件数	平成15年度末	平成16年度	累計
	192件	95件	287件
	720基	358基	1,078基

地下水質測定、地下水位測定の実施（環境保全課）

神奈川県水質測定計画に基づく地下水質調査及び市独自計画として地下水質調査及び地下水位測定を実施した。

- ・地下水質調査
1km²毎に1箇所、計89地点で年2回、延べ2,131項目実施した。
- ・地下水位調査
30地点で年2回、3地点で年1回実施した。

透水性舗装の推進（道路整備課・南土木事務所）

都市計画道路等の新設・改良において、歩道の透水性舗装を積極的に推進している。平成16年度は、6路線の都市計画道路を含め11工事を実施し、工事延長1,657.8m、舗装面積4,562.5m²の整備を行った。

透水性舗装の整備状況

内 容	平成15年度末	平成16年度	累 計
工事延長	64,280.8m	1,657.8m	65,938.6m
舗装面積	163,779.4m ²	4,562.5m ²	168,341.9m ²

（3）生態系に配慮した河川改修等に係わる事業の推進

望地地区地域用水環境整備事業（農政課）

環境に配慮した農業用水路の整備を促進するため、生物の生息空間を保全し、自然環境との調和を図りながら、用水路の改修、水路沿いのあぜ道の整備、隣接するキャンプ場の改修を行い、農業や生きものとのふれあい空間づくりを進めている。平成12年度に「相模原市農業農村環境整備計画」を策定し、望地地区における「農業農村環境整備基本計画」を策定した。事業期間は、平成14年度から平成19年度までで、平成15年度に、水路護岸改修62m及び60台分の駐車場整備等を行い、平成16年度には水路護岸改修142mのほか、親水階段護岸や260mの散策路の整備を行った。

（4）環境に配慮した農業の推進

環境保全型農業の推進（農政課）

自然環境に調和した農業体系を確立し、環境にやさしい資材導入を円滑に進めるため、新資材の試験的導入を図る。平成12年度に環境保全型農業推進方針を策定し、平成13年度に「相模原市環境保全型農業栽培の手引き」を作成し、生産資材の導入を行った。

資材導入の結果

平成15年度	病害虫の発生数の抑制	フェロモントラップ90箇所・コナガコンプラス3ha・コンフューザーA0.5ha・コンフューザーN0.4ha
	雑草抑制及び土壌改良	ナギナタガヤ0.6ha
平成16年度	病害虫の発生数の抑制	フェロモントラップ90箇所・コンフューザーA 0.25ha・コンフューザーN 0.3ha
	雑草抑制及び土壌改良	ナギナタガヤ0.5ha

重点施策3：有害化学物質等への対策

[基本方針]

大気、水質、地下水、土壌などの汚染物質を把握・監視することとあわせて、有害化学物質による環境汚染を未然に防止するための取り組みを進めます。

1 具体的目標

目標1：ダイオキシン類の大気環境濃度を年平均値0.6pg-TEQ/m³以下とします。（環境保全課）

[実績]

平成16年度は、目標を「達成」した。焼却施設が立地する地域を含む市内10地点で大気調査を実施した結果、各測定地点の年平均値は、0.061～0.18pg-TEQ/m³の範囲にあり、全調査地点とも大気環境基準を達成していた。（結果の詳細は、P.71を参照。）

目標2：ダイオキシン類の水質環境濃度を年平均値1.0pg-TEQ/l以下とします。（環境保全課）

[実績]

平成16年度は、目標を「達成」した。市内5地点で河川調査を実施した結果、各測定地点の年平均値は、0.15～0.46pg-TEQ/lの範囲にあり、全調査地点とも河川水質環境基準を達成していた。

また、市内4地点で地下水質調査を実施した結果、各測定地点の年平均値は、0.053pg-TEQ/lで、全調査地点とも地下水環境基準を達成していた（結果の詳細は、P.72を参照）。

目標3：ダイオキシン類の土壌環境濃度を1,000pg-TEQ/g以下とします。（環境保全課）

[実績]

平成16年度は、目標を「達成」した。市内4地点で土壌調査を実施した結果、各測定地点の値は、1.6～4.9pg-TEQ/gの範囲にあり、全調査地点とも土壌環境基準を達成していた（結果の詳細は、P.72を参照）。

2 行政の取り組み

(1) 大気、水質、地下水、土壌等の保全に係わる事業の推進

野焼き等に対する監視、是正指導の実施（環境保全課、廃棄物指導課）

ダイオキシン類等の大気への排出を防止するため、ダイオキシン類対策本部を設置し、野焼き等監視指導班による監視、是正指導を実施している。平成16年度は、野焼き等監視指導班によるパトロールを115回実施し、218件について是正指導を行った。

工場、事業所などへの立入調査の実施（環境保全課）

公害関係法令に基づき、平成16年度は工場、事業所等への立入調査を延べ560件実施した。

有害大気汚染物質環境モニタリング調査（環境保全課）

大気環境中の有害大気汚染物質のモニタリングは、アセトアルデヒド等19項目について、毎月1回、1地点（市役所）で実施し、延べ228項目の調査をした結果、環境基準の設定されている4物質について、すべて環境基準を達成した。また、指針値が設定されている4物質はすべて指針値以下であった。

一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類の対応（南清掃工場・北清掃工場）

廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の発生を低減するため、関係法令を順守し適性な運転管理に努めている。平成16年度のダイオキシン類測定結果はすべて規制基準に適合していた。

立入調査及びダイオキシン類等測定調査の実施（廃棄物指導課）

廃棄物処理業者及び排出事業者に対し、廃棄物の適正処理等状況調査のため立入調査を実施している。平成16年度は78件の立入調査を実施した。

また、ダイオキシン類等測定調査については、市内で稼働中の廃棄物焼却施設に対し、平成16年度は13事業者22施設（処理業者：9事業者14施設、排出事業者：2事業者2施設、市施設：2事業所6施設）で、排ガス、焼却灰等のダイオキシン類濃度の測定を、また、最終処分場周縁地下水中のダイオキシン類濃度の測定を行った。その結果、全事業所とも規制基準に適合していた。（結果の詳細は、P.77を参照。）

シックハウス症候群対策の意識啓発（生活衛生課）

住宅の内装材等から発生する化学物質による健康被害、いわゆる「シックハウス症候群」が、新たな保健衛生上の課題となってきている。安全で快適な居住環境を確保するため、市民への普及啓発を図るとともに、市民からの個別相談に対し、適切な助言、情報提供等を行う。平成16年度は、「シックハウス症候群」に関する広報紙及びホームページによる周知、簡易測定装置によるホルムアルデヒド濃度測定の実施等を行った。

重点施策4：歩きやすく、自転車に乗りやすいまちづくり

[基本方針]

自動車利用の低減に向けて、公共交通機関の利用促進、さらに自転車利用や歩行を促進する施策を重点的に展開し、歩くことや自転車に乗ることが楽しいまちをめざします。

1 具体的目標

目標1：公共自転車駐車（輪）場の整備台数を1,200台以上とします。（駐車場対策課）

[実績]

公共自転車駐車（輪）場の整備状況

内容	平成15年度末	平成16年度	累計	平成16年度の整備箇所
整備箇所数	5箇所	3箇所	8箇所	小田急相模原駅周辺
整備台数	3,054台	1,842台	4,896台	

目標2：コミュニティーゾーン形成事業を1地区導入します。（土木計画課）

[実績]

コミュニティーゾーン形成の基本方針、方策及び事業実施の地域・区域の選定について研究を行った。

2 行政の取り組み

(1) 公共交通機関の利用の促進に係わる事業の推進

相模原市総合都市交通計画の推進（都市交通計画課）

本市の交通体系が抱える問題、課題等を検討し、将来の望ましい都市構造への誘導を視野に入れ、将来の交通需要に対応した各交通機関相互の連携を強化することを目的に、計画の推進を図る。また、この計画では、環境保護、交通渋滞の解消の観点から、自家用車から乗合バス等への転換を図っていくことも盛り込まれている。平成16年度は、この計画をもとにTDM施策等の実施に向けた取り組みを行った。

相模原市バス交通対策基本計画の策定及び推進（都市交通計画課）

相模原市バス交通対策基本計画を推進するため、平成16年度は、未整備となっている田名地域へのバスターミナル設置について、基本計画を策定し、基本設計を行った。

また、公共交通を利用しにくい地域における、高齢者等移動制約者の生活交通を確保するため、コミュニティバスの導入について検討を行った。

ノーカーデーの実施（環境保全課）

市役所では職員のマイカー通勤について、毎週水曜日等に自粛を実施しており、15年度まで消費燃料の10%削減目標をはるかに上回る実績（15年度削減率54.0%）であった。16年度については従来水準を維持するため、庁内放送による職員全員に対する周知、啓発活動を行った。

(2) 自転車駐車場整備など自転車対策に係わる事業の推進

相模原市自転車対策基本計画の推進（駐車場対策課）

自転車駐車場整備における基本的な考え方・目標を明確化し、効率的な自転車対策の推進を図ることを目的に平成13年度に「相模原市自転車対策基本計画」を策定した。平成16年度は、地域別自転車対策連絡協議会を3回開催した。

民間自転車駐車場助成事業（駐車場対策課）

民間自転車駐車場の整備費及び維持管理費に対し補助金及び利子補給金を支給する。平成16年度は、民間自転車駐車場13箇所に維持管理補助金を交付した。

放置自転車対策事業（駐車場対策課）

駅周辺等における自転車等の放置防止を図るため、指導・啓発活動や自転車等の移動を実施した。平成16年度の放置自転車等の移動台数は、15,795台、平成17年3月現在の主要駅での自転車等の放置台数は3,176台となっている。

レンタサイクル事業（駐車場対策課）

増大する自転車需要に対応し、自転車駐車場のスペースを効率的に活用するため、平成15年度より、引き取り手の無い放置自転車を再利用して、相模大野駅北口自転車駐車場において相模原市都市整備公社の運営によりレンタサイクル事業を試験実施しており、平成16年度においても継続して実施した（利用可能台数 120 台）。

小田急相模原駅北口自転車駐車場の整備（駐車場対策課）

小田急相模原駅北口の再開発に伴う自転車需要の増加に対応するため、小田急相模原駅北口に、（財）自転車駐車場整備センターの運営による自転車駐車場を2箇所設置した。また、800台収容の無料自転車駐車場も合わせて整備した。

バス停留所における公共自転車駐車（輪）場の整備（駐車場対策課）

バス交通の利便性を高め、バス利用の促進を図るため、バス停留所における自転車駐車場の整備を実施した。平成16年度は、下溝バス停留所に30台収容の自転車駐車場を整備した。

(3) 道路等の整備に係わる事業の推進

南橋本駅周辺交通施設整備事業（都市交通計画課）

鉄道により分断されている南橋本地区の均衡ある地域の発展と駅利用者の利便性の向上、歩行者のための動線を確保するため、平成16年度から3か年の工期で、東西自由通路の設置、駅舎橋上化の整備を行っている。

電線類地中化事業（土木計画課）

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市景観の向上を図り、質の高い都市基盤整備を進めるため「新電線類地中化計画」（～平成15年度）に基づいて、計画的に電線類を地中化している。

電線類地中化の状況（市道分）

内 容	平成15年度	平成16年度	累 計
路 線 数	1路線	-	22路線
整 備 延 長	265m	-	9,275m

歩道整備の推進（道路整備課・南土木事務所）

歩行者、通行者の安全を確保するため、歩道の新設・拡幅整備等を積極的に実施している。

歩道整備の状況

内 容	平成15年度	平成16年度
工 事 路 線 数	17路線	11路線
歩 道 延 長	4,586.2m	2,077.4m

交差点改良の推進（道路整備課）

渋滞を引き起こしている交差点において、右折レーンの設置や交差角の適正化など交差点形態の改善を図っている。

交差点改良の状況

内容	平成15年度	平成16年度	整備箇所
整備箇所数	1箇所	3箇所	麻溝台2丁目交差点、麻溝台8丁目交差点、西大沼4丁目交差点

街路樹の維持管理（道路補修課）

現在、市内の街路樹管理延長は、224路線、延長約105km、駅前広場等8箇所となっている。

平成16年度 街路樹の管理状況

種 別	管理状況	
高 木 剪 定 本 数	58路線	4,054本
中 低 木 剪 定 本 数	89路線	4,357本
寄 植 刈 り 込 み 等	196路線	77,470㎡

（４）景観・文化の保全等に係わる事業の推進

まちなみウォッチングの実施（建築総務課）

市民一人ひとりが景観を市民共有の財産として認識していくきっかけとして、まちを見て歩き、まちの資源を知り、親しみをもってもらうことを目的として行った。公募による市民が、グループに分かれてまちを歩き、テーマに基づいて、まちの魅力や問題点を発見し、地図や写真を利用して「まちの印象」を活動報告としてまとめた。平成16年度の参加人数は12人で、4日間の日程で実施した。

重点施策5：資源・エネルギーの効率的な使用

[基本方針]

省エネ・省資源、ごみ減量・リサイクルの取り組みを中心に、資源・エネルギーを効率的に使用し、日常活動や経済活動で発生する二酸化炭素の排出を抑制することをめざします。

1 具体的目標

目標1：電気使用量を一人当たり10%削減します。

目標2：ガス使用量を一人当たり5%削減します。

目標3：水使用量を一人当たり10%削減します。

[実績]

電気・ガス・上水道の市民一人当たりの使用状況

項目	基準年度値（平成12年度）	平成16年度	増減
電気	1,796kwh	1,982kwh	10.4%増
ガス	70m ³	72m ³	2.9%増
水道	94m ³	92m ³	2.1%減

一人当たりの電気・ガス・水道の年間使用量の算出方法は次の資料を基に算出した。

電気：電灯使用量（資料：東京電力㈱相模原支社）

ガス：都市ガスの家庭用消費量（資料：東京ガス㈱エネルギー企画部地域環境コーディネーター室）

水道：給水量の配水量総数（資料：県企業庁水道局）

（市民一人当たりの数値は、各年10月1日現在の人口で割り算して求めた）

目標4：公共施設におけるクリーンエネルギー利用施設を3施設以上とします。（住宅課・学校施設課）

[実績]

クリーンエネルギー利用施設の整備状況

施設名	平成16年度末	備考
市営住宅	1箇所	H16より第3工区稼働
市立小学校	3箇所	H15より3校稼働
合計	4箇所	

目標5：庁内における低公害車（八都県市指定低公害車を含む）を80台以上導入します。（管財課・清掃総務課ほか）（平成15年度より「八都県市」に名称変更）

[実績]

八都県市指定低公害車の導入状況

分類	平成16年度所有台数	低公害車の割合		
		累計（低公害車）	保有台数	低公害車率
共用車	16台（5台）	109台（14台）	291台	37.5%
ごみ・し尿収集車両等	17台（10台）	84台（50台）	145台	57.9%
消防車両	6台（0台）	52台（1台）	162台	32.1%
合計	40台（16台）	245台（65台）	598台	41.0%

うち、ハイブリッド車・CNG車・LPG車の数を（ ）内に示す。

2 行政の取り組み

(1) 電気・ガス・水道の効率的使用の推進

自然エネルギー等利用設備補助事業（環境対策課）

未利用資源の有効利用を図るため、平成13年度から住宅用太陽光発電設備設置補助及び小規模雨水利用設備設置補助を実施し、平成15年度から住宅用太陽熱高度利用システム設置補助事業を実施している。

住宅用太陽光発電設備設置補助の状況

制度概要	太陽電池パネルで発電した電力を住宅内で使用し、余剰電力が発生した場合に電力会社へ販売する出力10kW未満のシステムの設置費に対して補助金を交付			
補助金額	45,000円に太陽電池パネルの最大出力を乗じた金額（上限22.5万円）			
補助件数	平成14年度末	平成15年度	平成16年度	累計
	231件	118件	117件	466件

小規模雨水貯留施設設置補助の状況

制度概要	0.5㎡未満の小規模雨水利用設備の設置費に対して補助金を交付			
補助金額	本体購入価格の1/2（上限3万円）			
補助件数	平成14年度末	平成15年度	平成16年度	累計
	22件	15件	10件	47件

住宅用太陽熱高度利用システム設置補助の状況

制度概要	太陽集熱器で集めた熱エネルギーを地上等に設置した蓄熱槽で熱交換を行い、給湯や暖房等に利用するシステムの設置費に対して補助金を交付			
補助金額	新エネルギー財団の実施する住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金の1/2			
補助件数	-	平成15年度	平成16年度	累計
	-	6件	18件	24件

相模原市地球温暖化対策実行計画の推進（環境対策課）

地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき策定された「相模原市地球温暖化対策実行計画」により、地球温暖化対策の取り組みを推進した。

実行計画では市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を平成20年度に平成12年度比6.0%削減し、地球温暖化の防止に寄与するとともに市民・事業者の地球温暖化対策の取り組みを促進することを目的としている。

平成16年度は基準値に対し、3.8%の増加となった。主な原因としては、デイサービスセンターなどの新設により対象組織が増加したことによるエネルギー使用量の増加や一般廃棄物焼却により排出される温室効果ガスの排出係数に変更になったことなどによる（2,442kg-CO₂/t 2,680kg-CO₂/t）。

目 標	平成12年度	平成16年度	削減率（%）
温室効果ガス排出量（平成12年度比6.0%削減）	113,331t-CO ₂	117,607 t-CO ₂	3.8%増

分野別目標

分野	目標	単位	平成12年度	平成16年度	削減率(%)	
事務系	電気使用量4.0%削減	kwh	9,286,252.0	9,302,863.0	0.2%増	
	都市ガス使用量10.0%削減	m ³	417,421.0	388,867.0	6.8%減	
事業系・市民 利用施設	電気使用量等の平成12年度維持	事業系	kwh	17,553,251.8	17,071,601.8	2.7%減
		市民	kwh	24,996,123.8	28,944,878.0	15.8%増
廃棄物処理	一人あたりの年間ごみ排出量2.0%削減	kg	357.6	351.6	1.7%減	
	プラスチック焼却量の10.0%削減	t	29,963.4	27,879.3	7.0%減	

平成16年度温室効果ガス排出量

分野	施設\排出形態	電気使用	燃料使用	自動車 使用	廃棄物 焼却	発電	合計	削減率
		t-CO ₂						%
	庁舎等	3,516	798	404	0	0	4,718	3.2%減
学校・ 保育園	小学校	3,323	1,339	0	0	0	4,662	15.2%減
	中学校	1,893	222	0	0	0	2,115	7.4%減
	給食施設	192	378	0	0	0	570	12.0%減
	その他児童施設	427	261	0	0	0	688	皆増
	保育園	430	379	0	0	0	809	2.2%減
市民 利用施設	斎場	331	411	0	0	0	742	13.3%減
	公園・スポーツ広場等	3,457	1,697	2	0	0	5,156	29.6%減
	生涯学習施設	2,029	632	15	0	0	2,676	58.0%増
	市民会館・ホール等	1,995	195	0	0	0	2,190	19.3%増
	保健福祉施設	2,454	524	88	0	0	3,066	261.1%増
	宿泊施設	674	821	2	0	0	1,497	13.0%減
事業 系部門	東清掃事業所	359	1,595	6	0	0	1,960	4.5%増
	北清掃工場	173	150	5	41,291	956	40,663	12.7%増
	南清掃工場	965	117	39	36,732	410	37,443	6.4%減
	収集事務所	103	13	1,385	0	0	1,501	46.2%増
	リサイクル施設	79	1	100	0	0	180	42.9%増
	環境・衛生検査施設	33	0	0	0	0	33	19.5%減
	その他清掃関連施設	13	0	5	0	0	18	66.0%減
	道路照明灯	2,544	0	0	0	0	2,544	27.3%増
	その他道路設備	1,388	0	35	0	0	1,423	41.5%増
	下水設備	639	6	0	0	0	645	7.3%増
	消防	868	180	404	0	0	1,452	0.3%減
	公社・財団等	511	128	15	0	0	654	73.5%増
	その他	144	58	0	0	0	202	23.5%減
合計		28,540	9,905	2,505	78,023	1,366	117,607	3.8%増

ISO14001（環境マネジメントシステム）の推進（ISO推進室）

市も地球環境を考える一事業所としてISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを導入し、「相模原市環境基本計画」に掲げた重点施策にあわせた目標を設定し、環境負荷の低減と環境保全の取り組みを進めている。

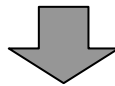
平成16年度は、市施設における省資源、省エネルギー対策の推進の環境目標のひとつである都市ガス使用量の削減が目標未達成となった。原因調査の結果、猛暑による冷房稼働時間

の延長が一番の要因であることを確認し、適切な運転管理及び職員に対する教育訓練の徹底を図った。

市施設における省資源、省エネルギー対策の推進

主な取り組み項目及び目標	基準年度値	平成16年度実績	削減量 (基準年度比)	削減率 (基準年度比)	
紙(コピー度数)の削減 目標:平成15年度比1.0%減	9,683,847回	9,452,622回	231,225回	2.4%減	
庁内ごみの削減 目標:平成13年度比 保健所を除く各分会0.5%減 保健所部会15.0%減	各分会	100,237杯	58,596杯	41,641杯	41.5%減
	保健所	8,767杯	4,064杯	4,703杯	53.6%減
電気使用量の削減 目標:平成13年度比1.5%減	12,930,516kwh	12,358,045kwh	572,471kwh	4.4%減	
都市ガス使用量の削減 目標:平成13年度比10.0%減	530,076m ³	506,947m ³	23,129m ³	4.4%減	

庁内ごみの削減単位(杯)は事務室内の標準的なごみ箱(容量:約6L)で積算。



電気・都市ガスの削減量を他の指標に置き換えてみると

項目	電気	都市ガス
市民一人当たりの年間使用量に換算した場合の削減効果	288人分	321人分
市民が電気・ガス削減の具体的な目標に取り組んだ場合の削減効果	2,888人分	6,424人分
二酸化炭素排出量に換算した場合の削減効果	216,394kg-CO ₂	45,312kg-CO ₂

二酸化炭素排出量は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第三条に規定されている温室効果ガスの排出量の算定方法に基づき算出。

環境に配慮した公共工事の推進

主な取り組み項目	主な取り組み成果
公共工事における発生残材対策の推進	手順書に基づき、徹底して取り組んだ。(対象工事件数120件) 実施内容:コンクリート・アスファルト・木材等工事発生残材の適正処分、再生砕石材等再生材の利用促進など
公共工事における発生残土対策の推進	手順書に基づき、徹底して取り組んだ。(対象工事件数148件) 実施内容:発生土の工事間流用、改良土事業による再利用の促進、不用土の指定処分の実施
熱帯材型枠の使用抑制	手順書に基づき、徹底して取り組んだ。 土木工事(対象件数82件):代替枠使用面積率99.9% 建築工事(対象件数4件):代替枠使用面積率100.0%

(2) 公共施設におけるクリーンエネルギーの導入に係わる事業の推進

上九沢団地建替における太陽光発電設備整備事業(住宅課)

市営上九沢団地へ太陽光発電設備を導入し、自然エネルギーの利用を推進した。平成15年度までに第3工区整備を完了し、平成16年度の発電量は12,397kwhであった。

小学校における太陽光発電設備の状況(学校施設課)

夢の丘小学校、富士見小学校及び小山小学校に児童の生きた教材として環境学習効果を高めるとともに、市民への啓発効果を高める先導的役割を果たすため、太陽光発電設備を設置している。平成16年度の3校での発電量の合計は、53,483kwhあった。

(3) 公共施設における雨水利用に係わる事業の推進

市役所本庁舎での雨水利用（管財課）

本庁舎建物に降った雨水を、敷地内の緑地の一部へ散水として使用できるように簡易な工夫を施し、適正に機能するよう維持管理を行った。

小学校における雨水利用施設の状況（学校施設課）

未利用資源の有効的利用を図るため、夢の丘小学校、富士見小学校及び小山小学校に雨水利用施設を設置している。

(4) 低公害車の導入等に係わる事業の推進

アイドリングストップの励行（管財課）

市役所公用車のアイドリングストップを徹底した。

低公害車仕様のバスの導入推進（都市交通計画課）

バス事業者が導入するアイドリングストップ機能付きノンステップバスに対して補助を行うことにより、低公害車仕様のバスの導入推進を図る。平成16年度は、2台のアイドリングストップ機能付きノンステップバスの導入補助を行った。

(5) ごみの減量化・リサイクルの推進

相模原市一般廃棄物処理基本計画の推進（清掃総務課）

平成14年度を始期とした「新相模原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき循環型社会の構築に向けて、「さがみはら・ごみダイエットプラン」を策定するなど各種施策を推進した。

一般廃棄物処理基本計画の計画目標				一般廃棄物の処理実績	
内 容	平成22年度			平成15年度	平成16年度
	見込値	計画	比較		
人 口	678,000人	678,000人	-	620,599人	623,642人
ご み 処 理 量	259,000 t	238,000 t	21,000 t	225,031 t	219,277 t
一人一日排出量	1,050 g	960 g	90 g	991 g	963 g
減量化・資源化量	48,000 t	69,000 t	21,000 t	43,308 t	43,124 t

集団資源回収事業の推進（ごみ減量推進課）

子ども会など地域団体の自主的な資源回収活動に対して、「集団資源回収奨励制度」により、実施団体及び回収事業者団体に対し奨励金・補助金の交付等を行い、活動を支援した。

集団資源回収の状況

内 容	平成15年度	平成16年度
登 録 団 体 数	373団体	371団体
資 源 回 収 量	7,680 t	7,587 t

資源分別回収事業の推進（ごみ減量推進課）

ごみ（一般ごみ）の中に含まれるびん、かん・金物、紙、布の4種類の分別回収を進めるとともに、平成13年度から新たに蛍光管等の回収を実施している。

また、市内のスーパー、コンビニ等小売店の協力を得て、ペットボトル及び白色トレイの拠点（店頭）回収を進めている。

ごみ集積所における回収状況

内 容	平成15年度	平成16年度
ごみ集積所（各年度4月現在）	11,130箇所	11,403箇所
びん、かん・金物、紙、布	31,708 t	31,786 t
蛍光管等	37 t	35 t
乾電池	67 t	59 t

拠点（店頭）回収状況

内 容	平成15年度	平成16年度
ペットボトル	664 t	743 t
白色トレイ	15 t	14 t
回収拠点数（各年度末現在）	279箇所	282箇所

ペットボトル等分別回収実験（ごみ減量推進課）

平成18年10月を目標にペットボトル及びプラスチック製容器包装、紙製容器包装のステーション回収を予定している。

事業実施に伴う、分別回収業務及び選別・圧縮・梱包・保管を行う中間処理業務は事業者を公募することを予定しているが、公募の前提となる諸条件を検証するため、平成16年10月から、市内一部地域（大沢地区）での回収実験及び中間処理実証実験を行っている。

粗大ごみ受入施設等の整備（ごみ減量推進課）

粗大ごみのリサイクルを推進するため、北清掃工場の隣接地に粗大ごみの受入施設の整備を行った。また、リサイクル品の展示・提供施設の設置について検討を行った。

リサイクル活動団体や資源回収業者の支援・育成（ごみ減量推進課）

地域の環境グループが集まって組織される「さがみはらリサイクル連絡会」の活動を支援するとともに、相模原資源回収事業協会などの資源回収業者と意見交換などを行った。また、展示等を通して、リサイクルライフの面白さ、楽しさを知り、ごみの減量化・資源化について理解を深めていただく啓発事業として、リサイクルフェアを各種団体や回収業者団体と協力して開催した。

廃棄物減量等推進員制度の推進（ごみ減量推進課）

市内各自治会ごとに委嘱している廃棄物減量等推進員・協力員を活用し、地域の美化・清掃活動の推進を図った。平成16年度は、代表推進員18人、推進員432人、協力員6,635人であった。

橋本台・新磯野リサイクルスクエアの運営（ごみ減量推進課）

ごみの減量化と資源化のため、粗大ごみとして出された家具等の展示・提供事業を、橋本台・新磯野リサイクルスクエアで各々12回、合計24回開催した。

生ごみ処理容器購入助成事業（ごみ減量推進課）

生ごみを堆肥化・減容化する家庭用の生ごみ処理容器を購入し、設置する者に対し、その

費用の一部を助成した。（購入金額の2分の1以内、限度額3万円、1世帯に1台まででコンポスト化容器は2台まで助成）

生ごみ処理容器助成の状況

種 別	平成15年度	平成16年度	平成16助成額
コンポスト化容器	72台	68台	購入金額の1/2 (助成限度額30,000円)
電動式生ごみ処理機	187台	300台	

大型生ごみ処理機導入モデル事業の実施（ごみ減量推進課）

生ごみの減量化、堆肥化の促進を目的に、集団的な取り組みの可能性等の検討を行うため、磯部勝坂地区、相模台地区においてモデル事業を実施した。

使用済み食用油回収モデル事業（ごみ減量推進課）

ごみの減量化・資源化をより一層進めるため家庭から排出される使用済み食用油の回収モデル事業を平成15年8月から実施している。これは、回収方法等の課題整理を行うことを目的とするもので、その実績等を踏まえ、平成17年10月から全市域で回収事業を行う。

剪定枝資源化事業（清掃総務課）

循環型社会の構築に向けた廃棄物の発生抑制への取り組みの一環として、従来は、焼却処理していた公共施設から排出される樹木剪定枝をチップ等に破碎処理し、公園等の敷材として有効活用した。

清掃工場のごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用（南清掃工場・北清掃工場）

南北の清掃工場は、ごみの焼却に伴い発生する熱エネルギーの有効利用を行っている。

平成16年度 年度清掃工場のごみ焼却に伴う熱エネルギーの発電・利用状況（単位：kwh）

内 容	南清掃工場		北清掃工場		合計	
	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度
発 電 量	12,713,520	11,406,140	20,684,840	21,446,600	33,398,360	32,852,740
場 内 消 費	11,436,624	10,321,364	15,941,689	16,779,337	27,378,313	27,100,701
北市民健康文化センターへの送電	-	-	2,097,655	2,138,119	2,097,655	2,138,119
売 電 量	1,276,896	1,084,776	2,645,496	2,529,144	3,922,392	3,613,920

平成16年度の合計の発電量は市民16,576人の1年分の電灯使用量に相当。

重点施策6：環境行動の実践に向けて

[基本方針]

学校、地域、家庭、職場、野外活動等の様々な場で環境学習が推進され、環境行動が日常的に実践されることをめざし、環境情報、環境学習拠点の整備等を進めていきます。

1 具体的目標

目標1：こどもエコクラブは毎年50以上の登録とします。（環境対策課）

[実績]

こどもエコクラブの登録状況

内容	平成14年度	平成15年度	平成16年度
登録クラブ数	79クラブ	44クラブ	66クラブ
登録者数	420人	241人	360人

目標2：環境情報センターを建設します。（環境対策課）

[実績]

「環境教育及び環境学習の推進」、「環境活動の支援」及び「環境情報の提供」のための拠点施設を設置するにあたり「センターの基本的な考え方」について、パブリック・コメント手続きを行い、この結果をふまえ「（仮称）環境情報センターの概要」をまとめたほか、平成18年4月の開所に向けた諸準備を進めた。

目標3：環境情報システムを整備します。（環境対策課）

[実績]

環境情報システムの構築に向けて、当該システムの利用方法等の概要をまとめ、平成18年4月の供用開始に向けた諸準備を進めた。

2 行政の取り組み

(1) 環境情報の整備と提供に係わる事業の推進

「さがみはらの環境」による環境情報の提供（環境対策課）

「相模原市環境基本条例」第12条の規定により、「相模原市環境基本計画」に基づいて実施された施策の状況についての年次報告書を発行し公表した。

自然環境観察員制度年次報告書の発行（環境対策課）

自然環境観察員の1年間の活動をまとめた年次報告書を発行し公表した。

(2) 市民・事業者の環境活動の支援に係わる事業の推進

こどもエコクラブの設立、運営の支援（環境対策課）

こどもエコクラブは、次代を担う子どもたちが地域の仲間と一緒に主体的に地域環境に関する学習や具体的な取り組み、活動を行うため旧環境庁（現環境省）が平成7年に発足した。

市にはこの事務局が設置されており、随時、登録募集を行い、クラブへの支援を行っている。

環境家計簿事業の推進（環境対策課）

日常生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を確認、実践するために、電気、ガス、水道等の使用量を把握し、環境配慮行動を実践して環境負荷の低減を図るため、環境家計簿の普及を図った。従来は、冊子を配布していたが、新たに市ホームページに掲載することにより、利便性の向上を図った。

花のまちづくり・みどりいっぱい運動（みどり対策課）

（財）相模原市みどりの協会に委託し、各種団体（自治会、老人会、子供会、PTA等のほか、市民の有志により結成された団体）からの申請を受け付け、花苗、種、苗木等の配布を行っている。平成16年度は175団体、延べ約5,800人の市民が参加した。

みどりのボランティアの育成・支援（みどり対策課）

「参加するみどりづくり」を実現するため、ボランティア参加型の緑地管理体制を整えるとともに、ボランティア講習会の開催及びボランティア活動に必要な用具の貸し出し等の活動支援を行っている。平成16年度は、（財）相模原市みどりの協会を通じて、相模原麻溝公園等でのアジサイの管理を目的とした「アジサイボランティア」及び、木もれびの森を中心とした市内の緑地の維持管理を目的とした「森林ボランティア」、「相模原北公園花のボランティア」、「樹木の探偵団」、「相模原クレマチスの会」などボランティアと連携した緑地の管理やそのためのボランティア育成を行った。また、チェーンソーや刈払い機、手のこなどの用具の貸出等の支援も行った。

相模川を愛する会主催による「相模川クリーン作戦」の支援（みどり対策課）

相模川の美しい自然環境を保全するとともに快適な憩いの場を確保するため、年2回（6・10月）相模川沿岸4地点7会場で、多くの市民、事業者等の参加を得て河川敷の清掃活動を行い、併せて河川美化意識の高揚を図った。平成16年度は、延べ約1,023人が参加し、約3tのごみを回収した。

川のボランティア（みどり対策課）

市民に川を環境学習やレジャーなどを含めた自然体験の場として利用してもらうため、様々な分野の活動指導者を養成し、その後のボランティア活動などに発展させようとするもの。平成16年度は、NPO法人自然体験活動推進協議会（愛称：コーン）の自然体験活動指導者（コーン・リーダー）養成講座を開催した。

自然体験活動指導者養成講座参加者 24人

老人クラブ「社会奉仕の日」統一活動（高齢者福祉課）

市内の老人クラブ会員が、地区ごとに老人クラブ社会奉仕の日（9月20日）の前後に期日を決めて、ボランティアで清掃・除草・缶拾い等の環境美化事業を行った。平成16年度は、212クラブ、延べ約4,650人が活動に参加した。

「相模原の環境をよくする会」の支援（環境対策課）

市内の工場・事業所等により構成されている環境保全団体である「相模原の環境をよくする会」の活動支援等を行った。「相模原の環境をよくする会」は、公害を未然に防止し、豊かな自然を守り、うるおいのある生活環境づくりに努め、もって快適な環境の創造に寄与することを目的に昭和60年に設立された団体で、主な活動は、次のとおりである。

- ・河川浄化啓発看板の設置
- ・魚類の放流
- ・自然観察ウォッチング
- ・緑化事業
- ・ホテルの保護育成
- ・環境教室
- ・スターウォッチング
- ・かんきょうフェア

(3) 環境教育、環境学習の推進

小学生向けパンフレットの配布（環境対策課）

小学生（4年生）を対象に地球環境問題を身近な問題として捉え、環境保全活動の実践を促すパンフレットを作成し、市内全市立小学校に配布した。内容は相模原市環境基本計画の市民の行動計画に取り上げている「水」「みどり」「ごみ」「エネルギー」に関するものとなっている。

さがみはら環境フォーラムの開催（環境対策課）

毎年「環境の日」（6月5日）を中心に行われる「環境月間事業」の一環として、「さがみはら環境フォーラム」を開催している。平成16年度は、6月6日にあじさい会館で市民の環境問題への関心や環境保全意識の向上のため相模原市こどもエコクラブの活動発表と野口健（登山家）による講演を開催し、220人の参加があった。

相模川自然の村野外体験教室における環境学習

種別	内容	開催回数	参加者数
自然観察会	野外体験教室の活動を通して小・中学生を主に相模川自然の村周辺の自然環境の観察を行う。平成16年度は、植物観察、バードウォッチング、地層の観察、スターウォッチング、相模川観察散歩等を実施した。	28回	延べ 8,065人
自然体験学習	スポーツ、冒険を楽しむ体験、文化に触れる体験、勤労体験、ふれあい体験等の野外体験活動を通して、相模川自然の村周辺の豊かな自然の中で様々な自然を肌で体験する。平成16年度は、ハイキング、オリエンテーリング、フィッシング、カヌー、火おこしと縄文笛、石器づくり、稲作体験、畑作体験等を実施した。	259回	延べ 12,166人
環境学習	野外体験学習の活動を通して相模川自然の村周辺の自然環境について観察、学習し、自然の大切さや人間との関わりを体験学習する。平成16年度は、昆虫採集、水生植物採集、岩石採集、自然の染め物、クリーン作戦等を実施した。	65回	延べ 1,718人

市民大学における環境関連科目の開設（総合学習センター）

市民大学は、社会が抱える諸課題と市民の学習ニーズに基づき、地域を共有する大学との連携を基本として、市民・大学・行政が共に考え、高等教育機関の機能を生かした学習機会を企画・提供することを目的に実施した。

市民大学における環境関連科目の開設状況

大学名	テーマ	開催回数	受講者数
麻布大学	環境と共生する行動について	8回	25人
北里大学	身の回りの環境と健康	8回	72人

「まちかど講座」の実施（総合学習センター）

市民による環境学習を支援するため市職員を講師として派遣する「まちかど講座」を実施した。

16年度実績

ジャンル	メニュー	担当課	開催回数	参加者数 (延べ)
環境・自然	地球に家計にやさしい「省エネ講座」	環境対策課	2回	85人
	身近な自然から環境問題を考える	環境対策課	6回	543人
	川のはなし、水のはなし	河川整備課	2回	57人
ごみ・下水	ごみの現状を知ろう	清掃総務課	2回	32人
	ごみの減量化と資源化	ごみ減量推進課	6回	164人
	相模原市のごみの現状について	ごみ減量推進課	1回	13人
計			19回	894人

公民館における環境関連事業の開催（各公民館）

環境関連の事業を実施し、市民に環境学習の機会を提供した。

16年度実績

公民館名	事業名	公民館名	事業名
大 沢 公 民 館	山野草の寄せ植え教室、「食」を見直す教室	清 新 公 民 館	環境教室
上 溝 公 民 館	かみみぞ環境セミナー、ふれあい園芸教室	中 央 公 民 館	子ども手づくりひろば「牛乳パックで紙工作」、冬の星空観望会
橋 本 公 民 館	夏野菜づくり講習会、秋野菜づくり講習会	相 模 台 公 民 館	環境講座、園芸教室
相 原 公 民 館	緑の教室、《ザ・わんぱく塾》ホタル観察教室、昆虫観察会	相 武 台 公 民 館	環境講座、園芸教室
小 山 公 民 館	レクリエーション教室（ハイキング）	東 林 公 民 館	ハーブづくり教室、冬のガーデニング教室、星空観望会、水辺の生き物の学習会
大 野 南 公 民 館	園芸教室、ネイチャーゲーム、こども社会見学	横 山 公 民 館	豊かな暮らしを考える講座、自然に親しむ会、野菜づくり教室、自然観察会
新 磯 公 民 館	園芸教室 . . .	光 が 丘 公 民 館	暮らしと水を考える環境講座、園芸教室、わんぱく事業「野外活動」
麻 溝 公 民 館	園芸教室、自然観察のつどい	大 沼 公 民 館	園芸教室、ほたる観察教室
田 名 公 民 館	古本市（田名文化祭で実施）、リサイクルパネル展、リサイクルバザー	上 鶴 間 公 民 館	秋のリサイクルフェア
大 野 北 公 民 館	環境講座夏編・冬編、園芸教室（高齢者学級で実施）	大 野 台 公 民 館	夏の山野草教室、木もれびの森ジュニア・ボランティア体験講座
大 野 中 公 民 館	こどもチャレンジ教室（境川周辺の自然観察等）	陽 光 台 公 民 館	環境講座、ホタル観察教室
星 が 丘 公 民 館	園芸教室、親子で見る冬の星空観望会		合 計 53事業

その他の環境施策

1 行政の取り組み

(1) 土地利用に係わる事業の推進

課題地区の土地利用方針の策定（都市計画課）

都市計画マスタープランにおける課題地区となっている主要幹線道路沿道、工業地域、準工業地域などの地区について、住工混在などの課題解消を図るため、土地利用計画の策定と都市計画をはじめとした手法の検討を行うもの。平成14年度は、市街化調整区域の形態規制に伴う、土地利用計画及び立地基準の検討、市街化調整区域の地区別カルテの作成を行った。引き続き平成15年度、16年度に市街化調整区域の立地基準について検討を行い、平成17年度中に都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例を改正する予定です。

土地活用・調整会議の設置（土地利用調整課）

本市にとって望ましい土地利用、環境の保全が行われるよう、土地活用・調整会議等を開催し、市内の土地における開発計画の内容等について調整を行った。平成16年度は、土地活用・調整会議は開催せず、民間土地利用調整部会を4回（付議案件5件）、関係課長会議1回（付議案件1件）を開催した。

工業地域等における住宅開発指導要綱による指導（産業振興課）

工業地域及び準工業地域において、500㎡以上の住宅開発等を行う場合に、周辺の工場等の操業環境と住環境の調和を図るため、住宅開発の自粛又は緩衝帯の設置等を指導する。平成16年度は、8件 13,879.6㎡について指導を実施した。

相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係わる指導指針による指導（環境対策課）

廃棄物中間処理施設等は周辺環境に与える影響が大きいため、指導指針に基づき、事業者に対して施設の立地や構造等の指導を行っている。平成16年度は、45業者、95件の相談があった。

第4章 環境の状況報告

環境監視体制

本市では、市内の環境の状況を把握し、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、常時監視測定局における測定をはじめ各種の測定を実施している。

大気汚染関係では、一般環境の常時監視測定局を4局、自動車排出ガスの常時監視測定局を2局設置している。

水質汚濁関係では、3河川に常時監視測定局を4局設置している。

また、常時監視測定局による測定とは別に、各種の測定を実施しており、よりの確な環境の把握に努めている。

1 常時監視体制

大気汚染常時監視測定局の概要

区分	測定局名	所在地	測定項目				設置年月
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	
一般環境	市役所	中央2丁目11番15号（市役所本庁舎）					昭和46年4月
	相模台	桜台20番1号（相模台中学校内）					昭和47年12月
	橋本	橋本6丁目15番27号（旭小学校内）					昭和49年2月
	田名	田名4,987番地の6（田名こどもセンター内）					平成14年3月
自動車排出ガス	上溝	上溝2,322番地の2（国道129号）					昭和63年3月
	淵野辺 十字路	鹿沼台2丁目1,969番1地先 （国道16号淵野辺十字路）					昭和56年2月

水質汚濁常時監視測定局の概要

測定局名	所在地	測定項目					設置年月
		水温	pH	導電率	濁度	溶存酸素量 全シアン	
鳩川	上溝3丁目3,785番3地先						昭和61年3月
姥川	上溝7丁目13番7号						昭和50年1月
境川新中里橋	淵野辺本町5丁目843番2地先						昭和54年2月
境川上中村橋	宮下本町1丁目2,981番1地先						平成6年3月

2 分析体制

環境関係の分析施設については、平成5年11月に環境検査センターを設置し、分析体制の整備を図っている。

ア 施設の規模

所在地 清新6丁目15番3号(市有地)

敷地面積 326 m²

建物構造 軽量鉄骨造 平屋建

建物面積 176 m²

(一般分析室 91 m²、機器分析室 26 m²、天秤室 7 m²、倉庫 22 m²、事務室等 30 m²)

付帯設備 空調用室外機(灯油焚き冷温水発生機)、ポンペ庫

イ 業務内容

(ア) 関係法令に基づく工場からの排水、排煙等の規制分析業務

(イ) 河川水、大気、悪臭等の環境測定分析業務

(ウ) 環境に関する調査研究

大気汚染

1 大気の状態

(1) 測定体制

大気の状態を把握するため、市内6か所の大気常時監視測定局（一般環境測定局4局及び自動車排出ガス測定局2局）で測定を実施している。



(2) 測定結果

ア 二酸化硫黄

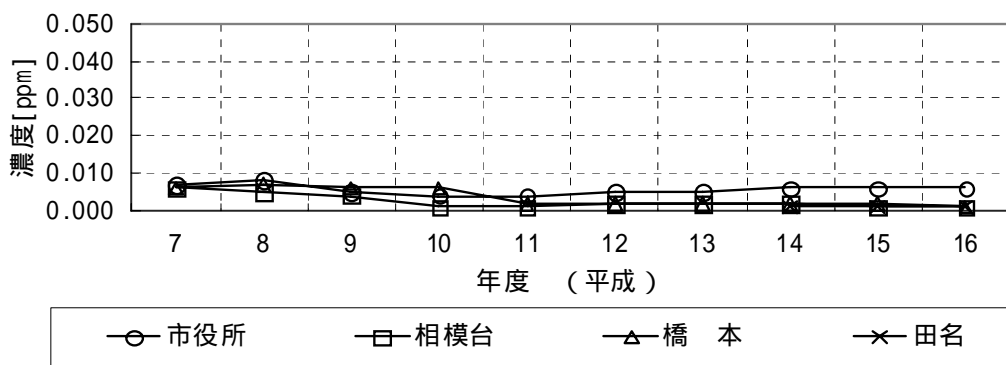
主に工場などの固定発生源から排出される二酸化硫黄の測定結果は、長期的に低濃度で横ばいの状況である。平成16年度も全局で環境基準を達成した。

二酸化硫黄測定結果

区分	測定局	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	1日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の2%除外値 (ppm)	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有・無	環境基準の適否
一般環境	市役所	365	0.006	0	0	0.055	0.009	なし	適合
	相模台	363	0.001	0	0	0.029	0.004	なし	適合
	橋本	333	0.001	0	0	0.055	0.005	なし	適合
	田名	365	0.001	0	0	0.032	0.003	なし	適合

環境基準（長期的評価）：1日平均値の2%除外値が0.04ppmを超えず、かつ1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合、環境基準を達成したものとする。

二酸化硫黄経年変化（1時間値の年平均値）



備考 田名測定局は平成14年3月に新設した。

イ 一酸化炭素

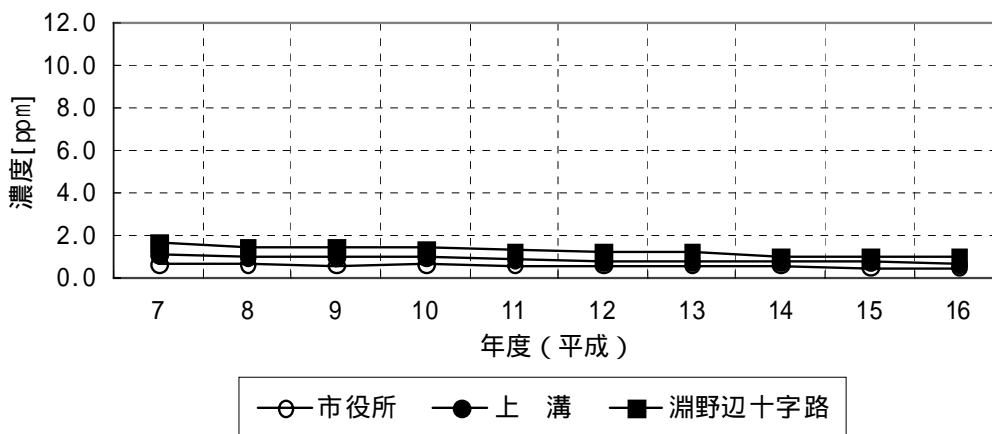
主に自動車などの移動発生源から排出される一酸化炭素の測定結果は、長期的に低濃度で横ばいの状況である。平成16年度も全局で環境基準を達成した。

一酸化炭素測定結果

区分	測定局	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数 (回)	1日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の2%除外値 (ppm)	1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有・無	環境基準の適否
一般環境	市役所	365	0.5	0	0	2.3	0.8	なし	適合
自動車排出ガス	上溝	365	0.7	0	0	2.9	1.1	なし	適合
	淵野辺十字路	365	1.0	0	0	4.5	1.5	なし	適合

環境基準（長期的評価）：1日平均値の2%除外値が10ppmを超えず、かつ1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合、環境基準を達成したものとする。

一酸化炭素経年変化（1時間値の年平均値）



ウ 浮遊粒子状物質

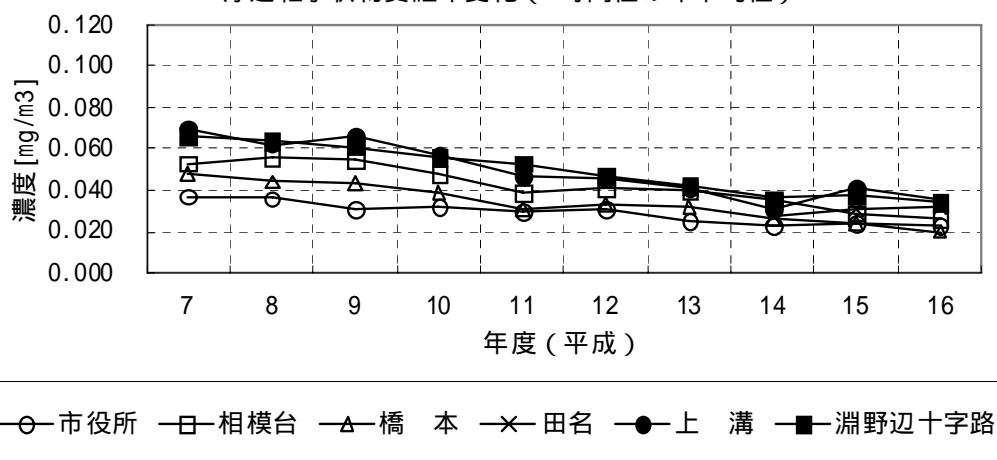
浮遊粒子状物質は人為的な排出以外に、自然界の寄与も大きく、いろいろな発生源がある。測定結果をみると、長期的に横ばいまたはやや減少の傾向を示していた。

浮遊粒子状物質測定結果

区分	測定局	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	1日平均値が0.1ppmを超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	1日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有・無	環境基準の適否
一般環境	市役所	362	0.023	0	0	0.165	0.051	なし	適合
	相模台	362	0.026	0	1	0.172	0.060	なし	適合
	橋本	363	0.020	0	0	0.150	0.050	なし	適合
	田名	359	0.032	0	0	0.164	0.067	なし	適合
自動車排出ガス	上溝	355	0.035	0	2	0.179	0.076	なし	適合
	淵野辺十字路	363	0.034	0	1	0.159	0.066	なし	適合

環境基準（長期的評価）：1日平均値の2%除外値が0.1mg/m³を超えず、かつ1日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合、環境基準を達成したものとする。

浮遊粒子状物質経年変化（1時間値の年平均値）



備考 田名測定局は平成14年3月に新設した。

エ 窒素酸化物

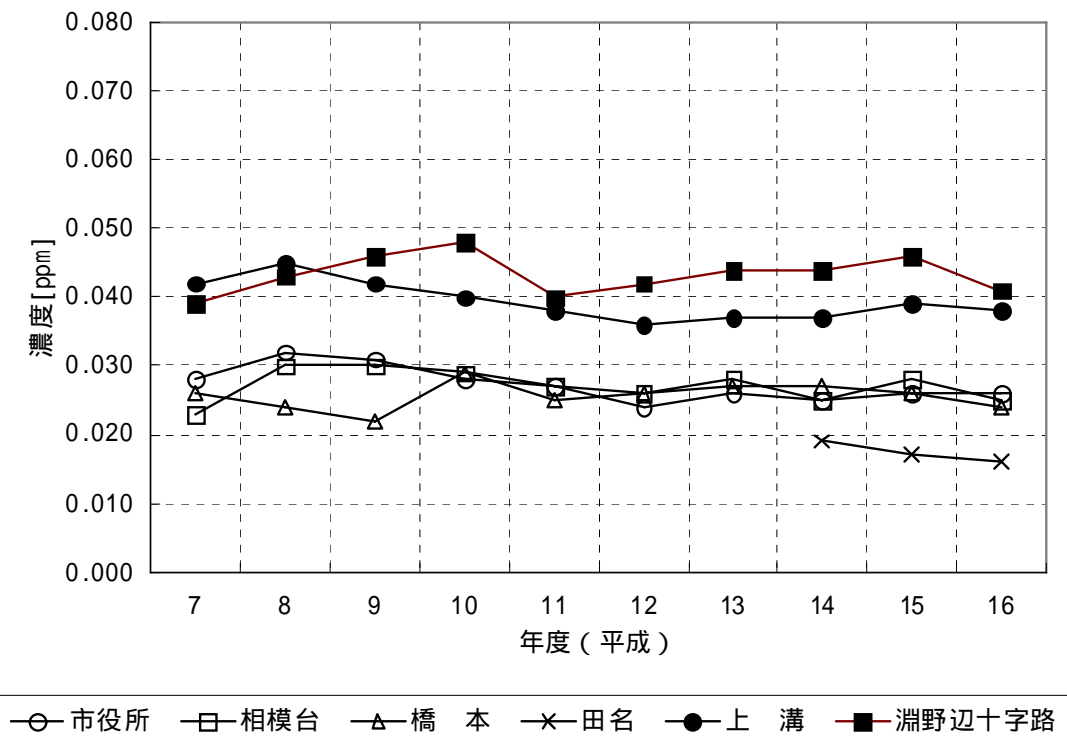
固定発生源、移動発生源の両方から排出される二酸化窒素の測定結果は、一般環境測定局では全局で環境基準を達成したが、自動車排出ガス測定局では1局で達成できなかった。

窒素酸化物測定結果

区分	測定局	有効測定日数 (日)	二酸化窒素					一酸化窒素		
			1時間値の 年平均値 (ppm)	1日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (日)	1日平均値が 0.04- 0.06ppm の日数 (日)	1時間値の 最高値 (ppm)	1日平均値の 98%値 (ppm)	環境 基準の 適否	1時間値の 年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)
一般環境	市役所	365	0.026	0	25	0.086	0.045	適合	0.015	0.235
	相模台	365	0.025	0	28	0.104	0.046	適合	0.015	0.250
	橋本	365	0.024	0	6	0.084	0.039	適合	0.012	0.235
	田名	362	0.016	0	0	0.061	0.030	適合	0.006	0.192
自動車 排出 ガス	上溝	365	0.038	6	159	0.114	0.060	適合	0.062	0.465
	淵野辺 十字路	319	0.041	23	126	0.149	0.069	不適合	0.090	0.522

環境基準(長期的評価)：1日平均値の98%値が0.06ppm以下である場合、環境基準を達成したものとする。

二酸化窒素経年変化(1時間値の年平均値)



備考 田名測定局は平成14年3月に新設した。

オ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素から光化学反応により二次的に生成されるものである。測定結果をみると、長期的に横ばいの状況であり、平成16年度も全局で環境基準を達成しなかった。

また、光化学スモッグについては、本市（県央）では1回の注意報が発令された。

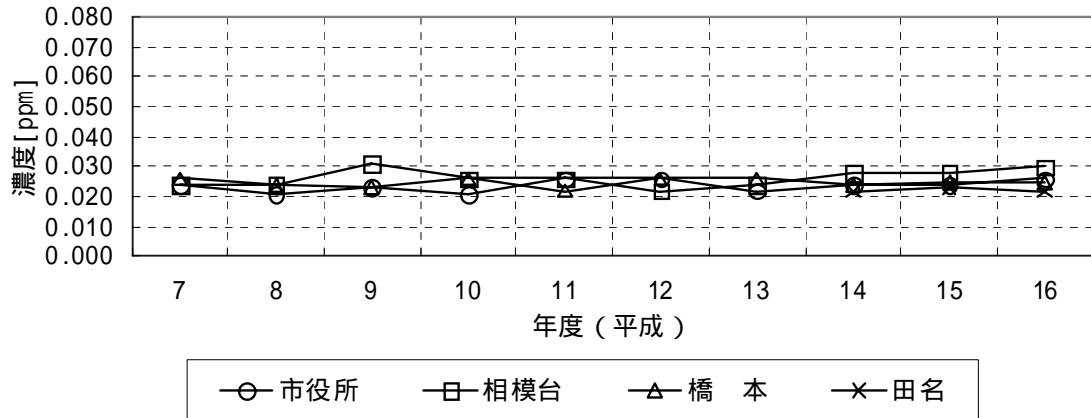
光化学オキシダント測定結果

区分	測定局	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準の適否
					(日)	(時間)	(日)	(時間)		
一般環境	市役所	362	0.022	0.026	72	320	1	1	0.133	不適合
	相模台	361	0.025	0.030	85	405	1	1	0.128	不適合
	橋本	363	0.020	0.025	79	374	2	2	0.128	不適合
	田名	364	0.018	0.022	57	247	0	0	0.113	不適合

環境基準：1時間値が0.06ppm以下である場合、環境基準を達成したものとす。

備考 昼間とは5時から20時までをいう。

光化学オキシダント経年変化（昼間の1時間値の年平均値）



備考1 数値は、昼間（5時～20時）の1時間値の年間平均値で示した。

備考2 田名測定局は平成14年3月に新設した。

光化学スモッグ注意報月別発令回数

月	4	5	6	7	8	9	10	合計
本市	0	0	0	1	0	0	0	1
県内	0	1	2	8	4	1	0	16

光化学スモッグ注意報発令回数及び被害届出者数の経年変化

年度（平成）		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
発令回数	県内	15	13	7	4	10	4	10	13	11	6	16
	県央	12	10	2	2	2	1	6	6	4	1	1
被害届出者数	県内	53	46	1	0	7	0	48	1	124	17	4
	県央	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0

カ 非メタン炭化水素・メタン

非メタン炭化水素及びメタンの測定を行った。

非メタン炭化水素・メタン測定結果

非メタン炭化水素

区分	測定局	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppmC)	1時間値の最高値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時の3時間平均値の最高値 (ppmC)	6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数 (日)	6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)
一般環境	市役所	336	0.26	1.51	0.27	0.74	212	105
自動車排出ガス	上溝	365	0.33	3.16	0.32	0.86	304	161
	淵野辺十字路	359	0.37	1.79	0.38	1.02	305	225

備考 非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質の1つとされており、午前6時-9時の3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内にある場合に、光化学オキシダント濃度0.06ppmに相当するとされている。

メタン

区分	測定局	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppmC)	1時間値の最高値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時の3時間平均値の最高値 (ppmC)
一般環境	市役所	336	1.84	2.08	1.85	1.97
自動車排出ガス	上溝	365	1.85	2.30	1.86	2.01
	淵野辺十字路	359	1.82	2.31	1.83	1.98

(3) 有害大気汚染物質環境モニタリング調査結果

大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質の環境モニタリング調査を実施した。環境基準の設定されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンの4物質について、全て環境基準を達成した。また、指針値の設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物並びにニッケル化合物についても、全て指針値を満足した。

有害大気汚染物質測定結果

単位：μg/m³

測定項目	環境基準値 (年平均値)	指針値 (年平均値)	年平均値	最大値	最小値
1 アクリロニトリル		2	0.0037	0.0070	nd 0.0037
2 アセトアルデヒド			5.0	10	2.3
3 塩化ビニルモノマー		10	0.0031	0.0060	nd 0.0032
4 クロロホルム			0.20	0.39	0.051
5 酸化エチレン			0.055	0.071	0.038
6 1,2-ジクロロエタン			0.094	0.22	tr 0.010
7 ジクロロメタン	150		3.3	6.9	0.90
8 水銀及びその化合物		0.04	0.0025	0.0034	0.0019
9 テトラクロロエチレン	200		0.56	1.3	nd 0.022
10 トリクロロエチレン	200		1.2	2.9	0.11
11 ニッケル化合物		0.025	0.0028	0.0056	0.00054
12 ひ素及びその化合物			0.0020	0.0041	0.00016
13 1,3-ブタジエン			0.20	0.62	0.071
14 ベリリウム及びその化合物			0.000016	0.000041	nd 0.0000040
15 ベンゼン	3		1.9	4.0	0.36
16 ベンゾ[a]ピレン			0.00024	0.00059	tr 0.000032
17 ホルムアルデヒド			3.9	7.4	2.1
18 マンガン及びその化合物			0.025	0.049	0.0066
19 クロム及びその化合物			0.0043	0.011	0.00031

気象観測項目	平均値	最大値	最小値
気温()	18.4	28.8	3.4
湿度(%)	66.0	91.0	41.0
主風向(16方位)	S	-	-
平均風速(m/s)	4.7	10.4	2.7

備考1 指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信憑性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるもの。

備考2 サンプルング地点は市役所第1別館屋上。

備考3 「tr」は検出下限値以上、定量下限値未満の値を示す。

備考4 「nd」は検出下限値未満の値を示す。

備考5 平均値は、「nd」の数値はその1/2を、その他はその測定値を採用した。

備考6 気象観測項目は試料採取期間中の相模原市消防本部の測定値である。

(4) 酸性雨測定結果

年間を通して酸性雨の監視測定を行っている。39回の導電率測定を行った結果、37回の酸性雨を記録した。

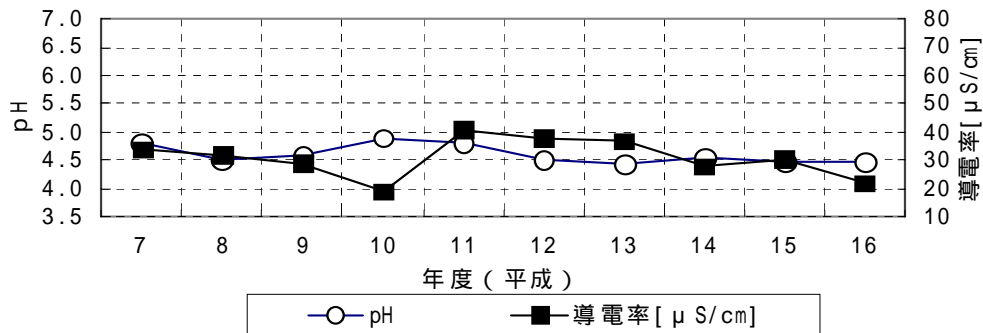
酸性雨測定結果

月	降水量 [mm]	pH			導電率 [μS/cm]			酸性雨	
		最低値	平均値		最高値	平均値		回数 [回]	出現率 [%]
			単純平均	加重平均		単純平均	加重平均		
4	134.5	4.28	4.94	4.41	35.4	30.3	27.2	2	67
5	167.0	4.33	4.64	4.37	36.8	27.8	17.0	3	100
6	159.5	4.20	4.31	4.30	39.3	27.4	28.8	3	100
7	100.5	4.35	4.62	4.57	21.7	16.5	13.6	5	100
8	71.5	3.56	3.85	3.73	37.5	31.2	33.9	4	100
9	225.5	3.73	3.97	3.95	23.1	20.3	20.1	4	100
10	855.0	3.89	4.33	4.28	19.9	13.6	11.5	4	100
11	187.0	4.09	4.18	4.12	16.7	13.0	14.1	4	100
12	84.0	5.73	5.73	5.73	13.2	13.2	13.2	0	0
1	87.0	4.05	4.66	4.95	69.2	29.9	11.2	4	100
2	71.0	4.54	4.61	4.57	18.7	17.6	18.2	2	100
3	56.0	4.04	4.46	4.34	34.7	25.2	25.8	4	100
年平均値			4.45	4.54		22.1	17.3		95
年最低値		3.56							
年最高値					69.2				
年合計	2198.5							39	

備考1 採取場所は市役所第2別館屋上。

備考2 酸性雨：pH5.6未満の降水。

酸性雨経年変化（年平均値）



2 発生源の状況

大気汚染防止法では、大気汚染の発生源として、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設並びに自動車排出ガスを定めている。

平成 16 年度末現在、市内の 67 工場 152 事業場がばい煙発生施設を設置しており、また、10 工場 4 事業場が一般粉じん発生施設を設置している。

なお、特定粉じん発生施設を設置する工場・事業場は市内にはない。

工場・事業場の設置状況

区分		設置数	(前年度数)
ばい煙発生施設設置	工場数	67	(66)
同	事業所数	152	(151)
小計		219	(217)
特定粉じん発生施設設置	工場数	0	(0)
同	事業所数	0	(0)
小計		0	(0)
一般粉じん発生施設設置	工場数	10	(10)
同	事業所数	4	(4)
小計		14	(14)
合計		233	(231)

ばい煙発生施設の設置状況

号	施設の種類	工場	事業場	合計	(前年度数)
1	ボイラー	185	210	395	(394)
2	ガス発生炉	1	0	1	(1)
5	溶解炉	10	0	10	(10)
6	金属加熱炉	25	0	25	(24)
9	焼成炉・溶解炉	12	0	12	(12)
10	反応炉	4	0	4	(4)
11	乾燥炉	19	4	23	(23)
12	電気炉	0	0	0	(0)
13	廃棄物焼却炉	1	20	21	(22)
29	ガスタービン	8	14	22	(22)
30	ディーゼル機関	7	70	77	(77)
31	ガス機関	8	5	13	(13)
合計		280	323	603	(602)

一般粉じん発生施設の設置状況

項	施設の種類	工場	事業場	合計	(前年度数)
2	堆積場	9	4	13	(13)
3	コンベア	27	0	27	(27)
4	破碎機・摩砕機	4	0	4	(4)
5	ふるい	2	0	2	(2)
合計		42	4	46	(46)

水質汚濁

1 河川の状況

(1)測定体制

ア 定期採水に基づく測定

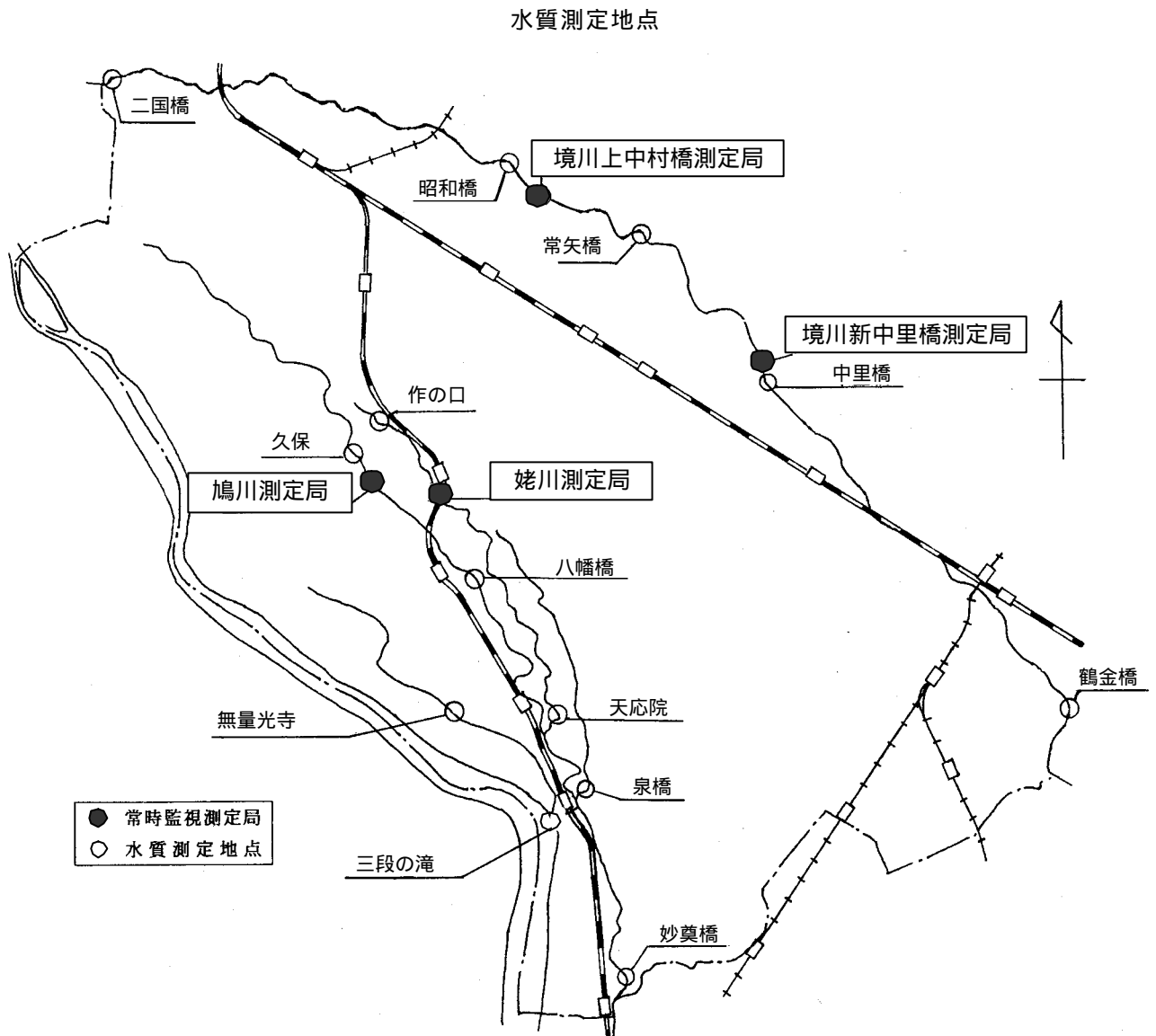
水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、神奈川県知事が定めた水質測定計画に基づく測定を境川の 1 地点（常矢橋）において毎月 1 日（1 日 4 回）実施している。

このほか、市独自の水質測定計画を定め、鳩川 4 地点（三段の滝、久保、八幡橋、妙莫橋）、姥川 2 地点（作の口、天応院）、道保川 1 地点（泉橋）、八瀬川 1 地点（無量光寺下）、境川 4 地点（二国橋、昭和橋、中里橋、鶴金橋）において毎月 1 回、測定を実施している。

イ 常時監視測定局における測定

鳩川、姥川及び境川に水質汚濁常時監視測定局を設置し、測定を行っている。

各測定局における測定データは、専用回線により市庁舎に送信され、迅速な対応を図っている。



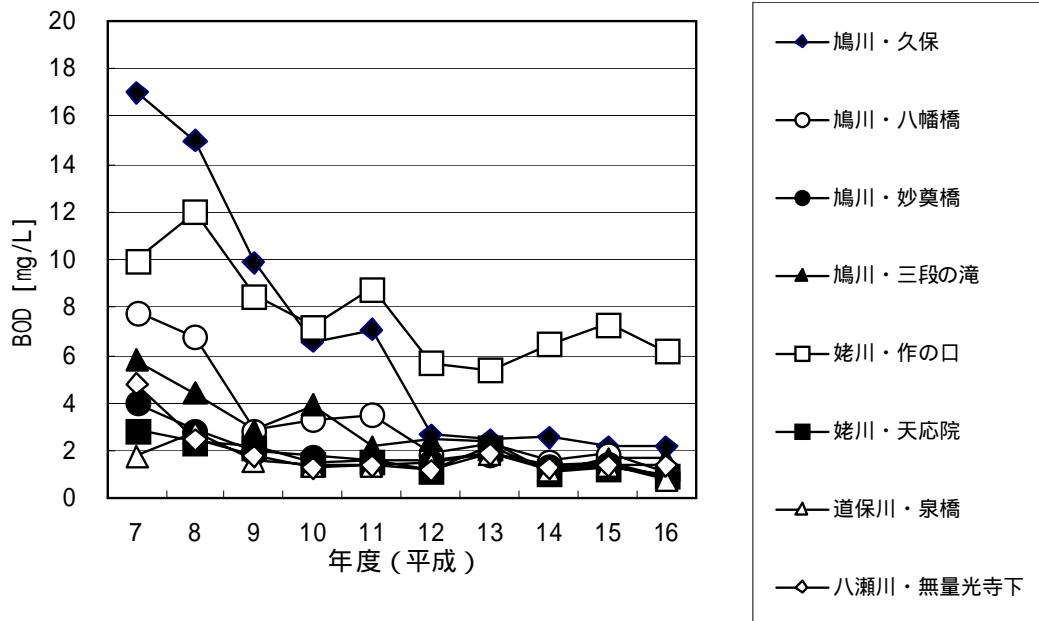
(2)測定結果

5 河川 13 地点における調査の結果、境川では、健康項目及び生活環境項目については、環境基準を達成した。鳩川、姥川、道保川、八瀬川では、健康項目については、環境基準を達成した。

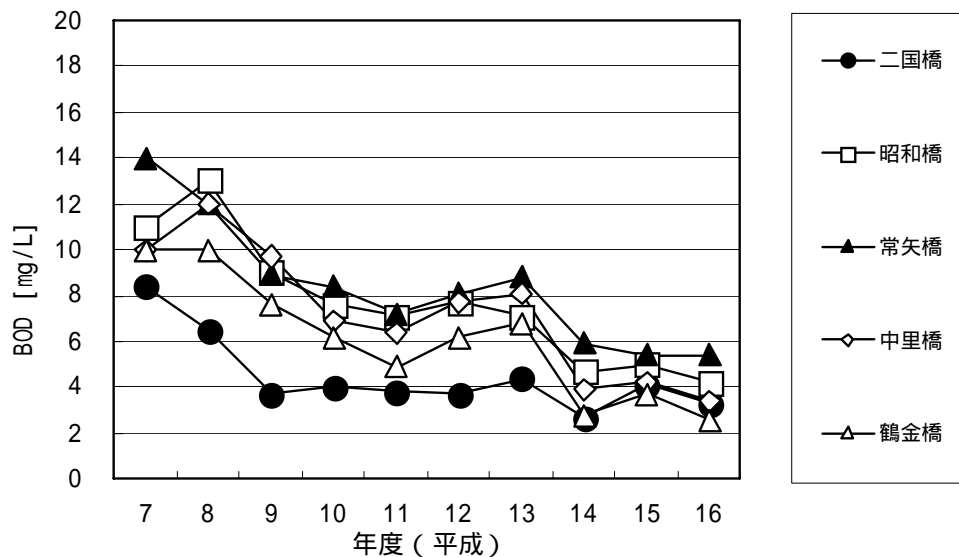
公共下水道の普及に伴い、汚濁は低減の傾向にあるが、近年ではやや横ばいになっている。

BODの経年変化

相模川水系（鳩川、姥川、道保川、八瀬川）



境川



ア 相模川水系 鳩川・三段の滝

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (A類型) 又は指針値	鳩川				
					三段の滝				
					平均値	最大値	最小値	m / n	
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-	12
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-	12
	3	水深	m	-	0.12	0.21	0.09	-	12
	4	採取水深	m	-	0.03	0.04	0.02	-	12
	5	流速	m/s	-	0.40	0.69	0.25	-	12
	6	流量	m ³ /s	-	0.87	2.4	0.34	-	12
	7	気温	-	-	19.7	35.1	6.8	-	12
	8	水温	-	-	17.8	27.0	9.6	-	12
	9	色相	-	-	-	-	-	-	12
	10	透視度	cm	-	>30	>30	>30	-	12
	11	臭気	-	-	-	-	-	-	12
	12	外観	-	-	-	-	-	-	12
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 12	
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0 / 12	
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 12	
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 12	
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 12	
	6	総水銀	mg/L	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 12	
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 3	
	8	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 12	
	9	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 3	
	10	1,1-ジクロロエタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 3	
	11	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 3	
	12	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 12	
	13	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 3	
	14	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 12	
	15	トリクロロエタン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 12	
	16	1,3-ジクロロベンゼン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 3	
	17	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2	
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 3	
	21	セレン	mg/L	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	22	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	5.9	7.7	4.3	0 / 12	
	硝酸性窒素	mg/L	-	5.9	7.7	4.3	12		
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.074	0.34	<0.05	12		
23	ふっ素	mg/L	0.8以下	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 6		
24	ぼう素	mg/L	1以下	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2		
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	8.3	9.2	7.8	4 / 12	
	2	BOD	mg/L	2以下	1.4(2.0)	2.7	0.2	3 / 12	
	3	COD	mg/L	-	2.2	6.7	0.8	12	
	4	SS	mg/L	25以下	2	7	<1	0 / 12	
	5	DO	mg/L	7.5以上	10.9	13.5	8.9	0 / 12	
	6	大腸菌群数	MPN/100ml	1000以下	12000	33000	3300	12 / 12	
	7	n-特抽出物質	mg/L	-	<0.5	<0.5	<0.5	2	
	8	全窒素	mg/L	-	6.2	7.7	4.8	12	
	9	全燐	mg/L	-	0.085	0.15	0.054	12	
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.012	0.017	0.005	0 / 6	
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005	2	
	2	銅	mg/L	-	<0.01	<0.01	<0.01	2	
	3	溶解性鉄	mg/L	-	<0.02	<0.02	<0.02	2	
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	<0.01	<0.01	2	
	5	ニッケル	mg/L	-	<0.008	<0.008	<0.008	2	
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.1	0.15	<0.04	2	
	2	磷酸態燐	mg/L	-	0.06	0.076	0.044	2	
	3	電気伝導率	µS/m	-	28	28	27	2	
	4	塩化物イオン	mg/L	-	18	18	18	2	
	5	陰イオン表面活性剤	mg/L	-	<0.03	<0.03	<0.03	2	
	6	非イオン表面活性剤	mg/L	-	-	-	-	0	
要監視項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06以下	<0.006	-	-	0 / 1	
	2	t-1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	<0.004	-	-	0 / 1	
	3	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.06以下	<0.006	-	-	0 / 1	
	4	p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.3以下	<0.03	-	-	0 / 1	
	5	イソキサチオン	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	
	6	ダイアジノン	mg/L	0.005以下	-	-	-	0 / 0	
	7	フェニトロチオン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0	
	8	イソプロチオン	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	
	9	オキシ銅	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	
	10	クロロタロニル	mg/L	0.05以下	-	-	-	0 / 0	
	11	プロピザミド	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	
	12	EPN	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0	
	13	ジクロロボス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	
	14	フェノカルブ	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	
	15	イソベンホス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	
	16	クロルニトロフェン	mg/L	-	-	-	-	0	
	17	トルエン	mg/L	0.6以下	<0.06	-	-	0 / 1	
18	キシレン	mg/L	0.4以下	<0.04	-	-	0 / 1		
19	7-メチルシクロヘキサン	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0		
20	モリブデン	mg/L	0.07以下	-	-	-	0 / 0		
21	アンチモン	mg/L	-	-	-	-	0		

- 備考1 「<」は、未満を示す。
 備考2 生活環境項目の環境基準値は、相模川(A類型)に係る値である。
 備考3 「m/n」は、「環境基準値又は指針値を越えた検体数/総検体数」である。
 備考4 環境基準値又は指針値がない項目はのみとする。
 備考5 生活環境項目の平均値は、日間平均値の平均値である。
 また、BOD欄中の()内の数字は、日間平均値の75%値である。
 備考6 は、平成15年環境省告示第123号により新たに生活環境項目に追加され、環境基準が設定された。

イ 相模川水系

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (A類型) 又は指針値	鳩川								
					久保				八幡橋				
					平均値	最大値	最小値	m / n	平均値	最大値	最小値	m / n	
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	3	水深	m	-	0.51	0.64	0.37	12	0.19	0.37	0.11	12	
	4	採取水深	m	-	0.10	0.13	0.07	12	0.04	0.07	0.02	12	
	5	流速	m/s	-	0.080	0.20	0.019	12	0.62	0.95	0.44	12	
	6	流量	m ³ /s	-	0.32	1.1	0.055	12	0.34	1.1	0.10	12	
	7	気温	-	-	21.3	32.3	8.5	12	18.6	32.9	6.6	12	
	8	水温	-	-	20.8	29.8	10.8	12	18.5	25.3	11.9	12	
	9	色相	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	12
	10	透視度	cm	-	>30	>30	>30	12	>30	>30	>30	-	12
	11	臭気	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	12
	12	外観	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	12
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	
	2	全シアン	mg/L	検出 されないこと	不検出	不検出	不検出	0 / 4	不検出	不検出	不検出	0 / 4	
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2	
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	
	6	総水銀	mg/L	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	8	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	9	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	
	10	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	11	1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	
	12	1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	
	13	1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	
	14	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	
	15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005	0.0005	<0.0005	0 / 4	0.0006	0.0010	<0.0005	0 / 4	
	16	1,3-ジクロロベンゼン	mg/L	0.02以下	<0.0002	-	-	0 / 1	<0.0002	-	-	0 / 1	
	17	チウラム	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	18	シマジン	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	
	21	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
22	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
	硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0		
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0		
23	ふっ素	mg/L	0.8以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
24	ほう素	mg/L	1以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	8.9	9.2	7.2	5 / 12	7.9	8.6	7.4	1 / 12	
	2	BOD	mg/L	2以下	2.5(2.6)	8.5	0.4	5 / 12	1.1(1.3)	1.7	0.4	0 / 12	
	3	COD	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	4	SS	mg/L	25以下	4.6	15	1	0 / 12	2	6	<1	0 / 12	
	5	DO	mg/L	7.5以上	11.5	13.1	7.8	0 / 12	10.2	12.4	8.1	0 / 12	
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	88000	130000	7900	4 / 4	80000	230000	7900	4 / 4	
	7	n-ヘキシル抽出物質	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	8	全窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	9	全燐	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
要監視項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	
	2	t-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	
	3	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	
	4	p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2	
	5	イソキサチオン	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	6	ダイアジノン	mg/L	0.005以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	7	フェニトロチオン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	8	イソプロチオラン	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	9	オキシ銅	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	10	クロロタロニル	mg/L	0.05以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	11	プロピザミド	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	12	EPN	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	13	ジクロロボス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	14	フェノバルブ	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
15	イプロベンホス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
16	クロロニトロフェン	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0		
17	トルエン	mg/L	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2		
18	キシレン	mg/L	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2		
19	フタル酸ジイソヘキシル	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
20	モリブデン	mg/L	0.07以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
21	アンチモン	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0		

備考1 「<」は、未測を示す。
 備考2 生活環境項目の環境基準値は、相模川(A類型)に係る値である。
 備考3 「m/n」は、「環境基準値又は指針値を越えた検体数/総検体数」である。
 環境基準値又は指針値がない項目はnのみとする。
 備考4 BOD欄中の()内の数字は、日間平均値の75%値である。
 備考5 は、平成15年環境省告示第123号により新たに生活環境項目に追加され、環境基準が設定された。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (A類型) 又は指針値	鳩川			
					妙真橋			
					平均値	最大値	最小値	m / n
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	12
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	12
	3	水深	m	-	0.38	0.53	0.26	12
	4	採取水深	m	-	0.08	0.11	0.05	12
	5	流速	m/s	-	0.12	0.27	0.018	12
	6	流量	m ³ /s	-	0.084	0.21	0.010	12
	7	気温	-	-	16.3	28.0	4.0	12
	8	水温	-	-	16.8	26.6	9.1	12
	9	色相	-	-	-	-	-	12
	10	透視度	cm	-	>30	>30	>30	12
	11	臭気	-	-	-	-	-	12
	12	外観	-	-	-	-	-	12
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2
	2	全シアン	mg/L	検出 されないこと	不検出	不検出	不検出	0 / 4
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2
	6	総水銀	mg/L	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2
	8	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2
	9	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2
	10	1,1-ジクロロエタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2
	11	1,1,1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2
	12	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2
	13	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2
	14	トリクロロエタン	mg/L	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4
	15	テトラクロロエタン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4
	16	1,3-ジクロロベンゼン	mg/L	0.02以下	<0.0002	-	-	0 / 1
	17	チウラム	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	0 / 0
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2
	21	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	0 / 0
	22	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	-	-	-	0 / 0
		硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0
23	ふっ素	mg/L	0.8以下	-	-	-	0 / 0	
24	ほう素	mg/L	1以下	-	-	-	0 / 0	
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	8.0	8.5	7.7	0 / 12
	2	BOD	mg/L	2以下	0.9(1.1)	1.6	0.5	0 / 12
	3	COD	mg/L	-	-	-	-	0
	4	SS	mg/L	25以下	4	10	1	0 / 12
	5	DO	mg/L	7.5以上	9.9	11.8	8.9	0 / 12
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	24000	80000	800	3 / 4
	7	n-17抽出物質	mg/L	-	-	-	-	0
	8	全窒素	mg/L	-	-	-	-	0
	9	全炭	mg/L	-	-	-	-	0
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0
要監視項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2
	2	t-1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2
	3	1,2-ジクロロベンゼン	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2
	4	p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2
	5	イソキサチオン	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0
	6	ダイアジノン	mg/L	0.005以下	-	-	-	0 / 0
	7	フェニトロチオン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0
	8	イソプロチオラン	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0
	9	オキシシン銅	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0
	10	クロロタロニル	mg/L	0.05以下	-	-	-	0 / 0
	11	プロピザミド	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0
	12	EPN	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0
	13	ジクロロボス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0
	14	フェノプロカルブ	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0
	15	イプロベンホス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0
	16	クロルニトロフェン	mg/L	-	-	-	-	0
	17	トルエン	mg/L	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2
	18	キシレン	mg/L	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2
	19	フル酸ジエチルキシル	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0
	20	モリブデン	mg/L	0.07以下	-	-	-	0 / 0
	21	アンチモン	mg/L	-	-	-	-	0

備考1 「<」は、未検を示す。

備考2 生活環境項目の環境基準値は、相模川(A類型)に係る値である。

備考3 「m/n」は、「環境基準値又は指針値を越えた検体数/総検体数」である。

環境基準値又は指針値がない項目はnのみとする。

備考4 BOD欄中の()内の数字は、日間平均値の75%値である。

備考5 は、平成15年環境省告示第123号により新たに生活環境項目に追加され、環境基準が設定された。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (A類型) 又は指針値	姥川								
					作の口				天心院				
					平均値	最大値	最小値	m / n	平均値	最大値	最小値	m / n	
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	11
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-	12	-	-	-	11
	3	水深	m	-	0.99	1.1	0.96	12	0.39	0.45	0.32	12	0.39
	4	採取水深	m	-	0.20	0.22	0.19	12	0.08	0.09	0.06	12	0.08
	5	流速	m/s	-	0.051	0.19	0.015	12	0.34	0.45	0.24	12	0.34
	6	流量	m ³ /s	-	0.16	0.76	0.041	12	0.39	0.90	0.18	12	0.39
	7	気温	-	-	18.3	30.1	5.9	12	19.0	31.6	9.5	12	19.0
	8	水温	-	-	18.1	22.1	14.5	12	17.8	25.6	11.5	12	17.8
	9	色相	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	12
	10	透視度	cm	-	>30	>30	>30	12	>30	>30	>30	12	>30
	11	臭気	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	12
	12	外観	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	12
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	
	2	全シアン	mg/L	検出 されないこと	不検出	不検出	不検出	0 / 4	不検出	不検出	不検出	0 / 4	
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2	
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	8	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	
	9	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	
	10	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	11	1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	
	12	1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	1以下	0.0006	0.0007	0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	
	13	1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	0.06以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2	
	14	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	0.006	0.009	0.003	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	
	15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0009	0.0011	0.0008	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	
	16	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.02以下	<0.0002	-	-	0 / 1	<0.0002	-	-	0 / 1	
	17	チウラム	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	18	シマジン	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	
	21	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	22	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0		
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0		
23	ふっ素	mg/L	0.8以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
24	ほう素	mg/L	1以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	7.3	7.4	7.1	0 / 12	7.8	8.2	7.6	0 / 11	
	2	BOD	mg/L	2以下	6.2(8.5)	23	1.6	9 / 12	0.9(1.0)	1.3	0.4	0 / 11	
	3	COD	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	4	SS	mg/L	25以下	6	40	<1	1 / 12	1	3	<1	0 / 11	
	5	DO	mg/L	7.5以上	5.8	7.7	3.4	11 / 12	9.1	10.3	7.8	0 / 11	
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	240000	330000	130000	4 / 4	45000	80000	17000	4 / 4	
	7	n-ハル抽出物質	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	8	全窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	9	全燐	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
要監視項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	
	2	t-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	
	3	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	
	4	p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2	
	5	イソキサチオン	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	6	ダイアジノン	mg/L	0.005以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	7	フェントロチオン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	8	イソプロチオラン	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	9	オキシシン銅	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	10	クロロタロニル	mg/L	0.05以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	11	プロピザミド	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	12	EPN	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	13	ジクロロボス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	14	フェノカルブ	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	15	イプロベンホス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	16	クロロニトロフェン	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	17	トルエン	mg/L	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2	
18	キシレン	mg/L	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2		
19	フル酸ジエチル	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
20	モリブデン	mg/L	0.07以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
21	アンチモン	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0		

備考1 「<」は、未測を示す。

備考2 生活環境項目の環境基準値は、相模川(A類型)に係る値である。

備考3 「m/n」は、「環境基準値又は指針値を越えた検体数/総検体数」である。

備考4 環境基準値又は指針値がない項目はnのみとする。

備考5 BOD欄中の()内の数字は、日間平均値の75%値である。

備考6 は、平成15年環境省告示第123号により新たに生活環境項目に追加され、環境基準が設定された。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (A類型) 又は指針値	道保川				八瀬川			
					泉橋				無量光寺下			
					平均値	最大値	最小値	m / n	平均値	最大値	最小値	m / n
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	3	水深	m	-	0.28	0.48	0.15	12	0.52	0.73	0.31	12
	4	採取水深	m	-	0.06	0.10	0.03	12	0.10	0.15	0.06	12
	5	流速	m/s	-	0.58	1.1	0.27	12	0.46	1.1	0.11	12
	6	流量	m ³ /s	-	0.32	0.95	0.10	12	0.24	0.73	0.12	12
	7	気温	-	-	18.3	31.8	6.4	12	19.2	30.8	5.5	12
	8	水温	-	-	16.9	23.8	10.9	12	17.3	23.1	11.8	12
	9	色相	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	10	透視度	cm	-	>30	>30	>30	12	>30	>30	>30	12
	11	臭気	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	12	外観	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2
	2	全シアン	mg/L	検出 されないこと	不検出	不検出	不検出	0 / 4	不検出	不検出	不検出	0 / 4
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	-	-	0 / 1
	8	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	-	-	0 / 1
	9	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.0004	-	-	0 / 1
	10	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	-	-	0 / 1
	11	トリス(1,1,2-ジクロロエチレン)	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	-	-	0 / 1
	12	1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	-	-	0 / 1
	13	1,1,1,2-テトラクロロエチレン	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2	<0.0006	-	-	0 / 1
	14	トリス(1,1,2-ジクロロエチレン)	mg/L	0.08以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 3
	15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 3
	16	1,3-ジクロロベンゼン	mg/L	0.002以下	<0.0002	-	-	0 / 1	-	-	-	0 / 0
	17	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	-	-	0 / 1
	21	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	22	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
23	ふっ素	mg/L	0.8以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
24	ほう素	mg/L	1以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	7.9	8.0	7.7	0 / 12	7.7	7.9	7.5	0 / 12
	2	BOD	mg/L	2以下	0.8(0.9)	1.4	0.1	0 / 12	1.2(1.4)	2.2	0.2	1 / 12
	3	COD	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0
	4	SS	mg/L	25以下	5	10	1	0 / 12	3	7	1	0 / 12
	5	DO	mg/L	7.5以上	9.3	10.2	8.4	0 / 12	8.8	10.1	8.0	0 / 12
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	8700	11000	4900	4 / 4	30000	80000	4900	4 / 4
	7	n-ハル抽出物質	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0
	8	全窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0
	9	全燐	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
要監視項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	-	-	0 / 1
	2	t-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	-	-	0 / 1
	3	1,2-ジクロロベンゼン	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	-	-	0 / 1
	4	p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2	<0.03	-	-	0 / 1
	5	イソキサチオン	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	6	ダイアジノン	mg/L	0.005以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	7	フェニトロチオン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	8	イソプロチオラン	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	9	オキシ銅	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	10	クロロタロニル	mg/L	0.05以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	11	プロピザミド	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	12	EPN	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	13	ジクロルボス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	14	フェノカルブ	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	15	イプロベンホス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
	16	クロルニトロフェン	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0
	17	トルエン	mg/L	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2	<0.06	-	-	0 / 1
	18	キシレン	mg/L	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2	<0.04	-	-	0 / 1
	19	フルオロシチレン	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0
20	モリブデン	mg/L	0.07以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
21	アンチモン	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	

備考 1 「<」は、未検を示す。

備考 2 生活環境項目の環境基準値は、相模川(A類型)に係る値である。

備考 3 「m/n」は、「環境基準値又は指針値を越えた検体数/総検体数」である。

環境基準値又は指針値がない項目はnのみとする。

備考 4 BOD欄中の()内の数字は、日間平均値の75%値である。

備考 5 は、平成15年環境省告示第123号により新たに生活環境項目に追加され、環境基準が設定された。

ウ 境川 常矢橋

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (D類型)	境川			
					常矢橋			
					平均値	最大値	最小値	m / n
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	48
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	12
	3	水深	m	-	0.41	0.85	0.23	48
	4	採取水深	m	-	0.08	0.17	0.05	48
	5	流速	m/s	-	0.27	0.89	0.05	48
	6	流量	m ³ /s	-	0.66	3.2	0.34	48
	7	気温	-	-	15.6	32.6	-3.9	48
	8	水温	-	-	16.7	26.8	8.4	48
	9	色相	-	-	-	-	-	48
	10	透明度	cm	-	30	>30	18	48
	11	臭気	-	-	-	-	-	48
12	外観	-	-	-	-	-	48	
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 12
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0 / 12
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 12
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 12
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 12
	6	総水銀	mg/L	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 12
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4
	8	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 12
	9	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 4
	10	1,1-ジクロロエタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4
	11	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4
	12	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 12
	13	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4
	14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 24
	15	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 24
	16	1,3-ジクロロエタン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 3
	17	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4
	21	ヤレン	mg/L	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2
	22	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	5.2	6.6	3.8	0 / 12
	硝酸性窒素	mg/L	-	4.9	6.3	3.6	12	
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.27	0.48	0.09	12	
23	ふっ素	mg/L	0.8以下	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 6	
24	ほう素	mg/L	1以下	0.08	0.08	0.07	0 / 2	
生活環境項目	1	pH	-	6.0-8.5	7.6	8.6	7.3	1 / 48
	2	BOD	mg/L	8以下	5.4(6.3)	14	1.9	4 / 48
	3	COD	mg/L	-	6.8	14	2.2	48
	4	SS	mg/L	100以下	6	30	2	0 / 48
	5	DO	mg/L	2以上	7.9	10.1	5.1	0 / 48
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	-	80000	330000	4900	12
	7	n-4抽出物質	mg/L	-	<0.5	<0.5	<0.5	3
	8	全窒素	mg/L	-	7.3	10	4.9	24
	9	全磷	mg/L	-	0.72	1.1	0.23	24
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.021	0.031	0.012	1 / 6
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005	6
	2	銅	mg/L	-	0.03	0.04	0.01	6
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.04	0.06	0.03	6
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	0.01	0.01	<0.01	6
	5	ニッケル	mg/L	-	<0.008	<0.008	<0.008	2
その他の項目	1	アンモニウム性窒素	mg/L	-	1.1	2.7	0.15	12
	2	有機態有機	mg/L	-	0.51	0.73	0.13	12
	3	電気伝導率	mS/m	-	46	68	22	48
	4	塩化物イオン	mg/L	-	48	78	17	24
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	0.09	0.18	0.03	6
	6	非イオン界面活性剤	mg/L	-	0.032	-	-	1
要監視項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2
	2	t-1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2
	3	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2
	4	p-1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2
	5	イソキサチオン	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0
	6	ダイアジノン	mg/L	0.005以下	-	-	-	0 / 0
	7	フェニトロチオン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0
	8	イソプロチオラン	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0
	9	オキシ銅	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0
	10	クロロタロニル	mg/L	0.05以下	-	-	-	0 / 0
	11	プロピザミド	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0
	12	E.P.N	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0
	13	ジクロルボス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0
	14	フェノカルブ	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0
	15	イプロベンホス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0
	16	クロロニトロフェン	mg/L	-	-	-	-	0
	17	トルエン	mg/L	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2
18	キシレン	mg/L	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2	
19	フタル酸ジエチル	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0	
20	モリブデン	mg/L	0.07以下	-	-	-	0 / 0	
21	アンチモン	mg/L	-	-	-	-	0	

備考1 「<」は、未満を示す。

備考2 「m/n」は、「環境基準値又は指針値を越えた検体数/総検体数」である。

環境基準値又は指針値がない項目はのみとする。

備考3 生活環境項目の平均値は、日間平均値の平均値である。

また、BOD欄中の()内の数字は、日間平均値の75%値である。

備考4 は、平成15年環境省告示第123号により新たに生活環境項目に追加され、環境基準が設定された。

工 境川

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (D類型) 又は指針値	境川								
					二国橋				昭和橋				
					平均値	最大値	最小値	m / n	平均値	最大値	最小値	m / n	
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	3	水深	m	-	0.40	0.57	0.36	12	0.20	0.48	0.11	12	
	4	採取水深	m	-	0.08	0.11	0.07	12	0.04	0.10	0.02	12	
	5	流速	m/s	-	0.13	0.36	0.063	12	0.28	0.70	0.18	12	
	6	流量	m ³ /s	-	0.25	1.0	0.089	12	0.36	1.8	0.15	12	
	7	気温	-	-	19.9	33.0	6.8	12	19.9	30.6	8.7	12	
	8	水温	-	-	18.0	28.3	8.5	12	18.6	31.3	8.8	12	
	9	色相	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12	
	10	透視度	cm	-	>30	>30	>30	12	>30	>30	>30	12	
	11	臭気	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12	
	12	外觀	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12	
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0 / 4	不検出	不検出	不検出	0 / 4	
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2	
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	8	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	
	9	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	
	10	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	11	1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	
	12	1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	
	13	1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2	
	14	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	
	15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	
	16	1,3-ジクロロベンゼン	mg/L	0.002以下	<0.0002	-	-	0 / 1	<0.0002	-	-	0 / 1	
	17	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	
	21	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	22	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
		硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0		
23	ふっ素	mg/L	0.8以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
24	ほう素	mg/L	1以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
生活環境項目	1	pH	-	6.0~8.5	7.7	7.9	7.4	0 / 12	8.1	9.3	7.3	3 / 12	
	2	BOD	mg/L	8以下	3.3(4.0)	5.6	1.4	0 / 12	4.2(4.8)	8.6	1.8	1 / 12	
	3	COD	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	4	SS	mg/L	100以下	5	13	1	0 / 12	5	21	1	0 / 12	
	5	DO	mg/L	2以上	8.3	9.7	6.9	0 / 12	10.3	14.9	6.0	0 / 12	
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	-	30000	79000	4900	4	90000	240000	7900	4	
	7	n-4抽出物質	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	8	全窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	9	全燐	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
要監視項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	
	2	t-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	
	3	1,2-ジクロロベンゼン	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	
	4	p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2	
	5	イソキサチオン	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	6	ダイアジノン	mg/L	0.005以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	7	フェニトロチオン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	8	イソプロチオン	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	9	オキシ銅	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	10	クロロタロニル	mg/L	0.05以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	11	プロピザミド	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	12	EPN	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	13	ジクロルボス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	14	フェノカルブ	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	15	イプロベンホス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	16	クロロニトロフェン	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	17	トルエン	mg/L	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2	
	18	キシレン	mg/L	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2	
	19	7,8-ジクロロジフルオロベンゼン	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	20	モリブデン	mg/L	0.07以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	21	アンチモン	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	

備考 1 「<」は、未満を示す。

備考 2 「m/n」は、「環境基準値又は指針値を越えた検体数/総検体数」である。

備考 3 環境基準値又は指針値がない項目はnのみとする。

備考 4 BOD欄中の()内の数字は、日間平均値の75%値である。

備考 5 「は、平成15年環境省告示第123号により新たに生活環境項目に追加され、環境基準が設定された。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (D類型) 又は指針値	境川								
					中里橋				鶴金橋				
					平均値	最大値	最小値	m / n	平均値	最大値	最小値	m / n	
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	3	水深	m	-	0.54	0.72	0.42	12	0.33	0.54	0.22	12	
	4	採取水深	m	-	0.11	0.14	0.08	12	0.07	0.11	0.04	12	
	5	流速	m/s	-	0.18	0.52	0.12	12	0.32	0.56	0.23	12	
	6	流量	m ³ /s	-	0.72	2.2	0.41	12	0.87	2.5	0.47	12	
	7	気温	-	-	18.8	31.6	6.2	12	17.8	27.3	5.8	12	
	8	水温	-	-	18.6	28.1	9.2	12	17.3	26.8	8.4	12	
	9	色相	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12	
	10	透視度	cm	-	>30	>30	>30	12	>30	>30	>30	12	
	11	臭気	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12	
	12	外観	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12	
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	
	2	全シアン	mg/L	検出 されないこと	不検出	不検出	不検出	0 / 4	不検出	不検出	不検出	0 / 4	
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 2	
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	8	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	
	9	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	
	10	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	11	1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	
	12	1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	
	13	1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2	
	14	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 2	
	15	トクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	
	16	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0002	-	-	0 / 1	<0.0002	-	-	0 / 1	
	17	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 2	
	21	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	22	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
		硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
23	ふっ素	mg/L	0.8以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
24	ぼう素	mg/L	1以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
生活環境項目	1	pH	-	6.0~8.5	7.7	8.7	7.3	1 / 12	7.7	8.0	7.4	0 / 12	
	2	BOD	mg/L	8以下	3.4(4.0)	5.5	1.5	0 / 12	2.6(2.6)	5.5	1.1	0 / 12	
	3	COD	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	4	SS	mg/L	100以下	5	10	1	0 / 12	7	19	1	0 / 12	
	5	DO	mg/L	2以上	8.7	9.8	7.6	0 / 12	8.7	9.7	7.7	0 / 12	
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	-	230000	490000	79000	4	45000	79000	17000	4	
	7	n-4抽出物質	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	8	全窒素	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	9	全燐	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
要監視項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	
	2	t-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 2	
	3	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 2	
	4	p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2	<0.03	<0.03	<0.03	0 / 2	
	5	イソキサチオン	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	6	ダイアジノン	mg/L	0.005以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	7	フェニトロチオン	mg/L	0.003以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	8	イソプロチオラン	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	9	オキシ銅	mg/L	0.04以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	10	クロロタロニル	mg/L	0.05以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	11	プロピザミド	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	12	EPN	mg/L	0.006以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	13	ジクロロボス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	14	フェノカルブ	mg/L	0.03以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	15	イプロベンホス	mg/L	0.008以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0	
	16	クロロニトロフェン	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0	
17	トルエン	mg/L	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 2		
18	キシレン	mg/L	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 2		
19	7-クロロジフルヘキシル	mg/L	0.06以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
20	モリブデン	mg/L	0.07以下	-	-	-	0 / 0	-	-	-	0 / 0		
21	アンチモン	mg/L	-	-	-	-	0	-	-	-	0		

備考 1 「<」は、未満を示す。

備考 2 「m/n」は、「環境基準値又は指針値を越えた検体数/総検体数」である。

環境基準値又は指針値がない項目はnのみとする。

備考 3 BOD欄中の()内の数字は、日間平均値の75%値である。

備考 4 は、平成15年環境省告示第123号により新たに生活環境項目に追加され、環境基準が設定された。

(3) 常時監視測定局における測定結果

常時監視測定局における測定結果

項目 測定局		水温	pH	導電率	TB	DO	全シアン	COD
		()		(mS/m)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
姥川 測定局	年平均値	17.8	7.4	25.6	11	7.6	-	4.8
	最大値	23.7	8.2	31.8	59	10.0	不検出	11.4
	最小値	10.4	7.0	13.4	1	5.9	不検出	2.2
鳩川 測定局	年平均値	18.1	7.6	26.8	8	8.7	-	4.6
	最大値	28.7	8.7	40.3	69	10.8	不検出	14.4
	最小値	7.7	6.9	8.6	1	6.5	不検出	1.4
境川 新中里橋 測定局	年平均値	17.6	7.2	36.2	7	7.6	-	6.1
	最大値	29.7	8.0	61.1	56	10.1	不検出	13.9
	最小値	6.2	6.8	6.2	1	5.6	不検出	2.2
境川 上中村橋 測定局	年平均値	17.6	7.7	47.8	10	8.0	-	
	最大値	29.4	8.3	66.2	30	10.0	0.03	
	最小値	7.4	7.3	23.2	5	3.1	不検出	

備考 最大値及び最小値は、全シアンについては1時間値、その他の項目については日平均値である。

2 地下水の状況

(1) 定期モニタリング調査（市計画）結果

相模原市測定計画に基づき、市域を1km²メッシュに区切り、89地点で定期モニタリング調査を実施した。89地点中、年平均値で、トリクロロエチレンが19地点、テトラクロロエチレンが11地点で環境基準を達成しなかった。1,1,1-トリクロロエタン及び四塩化炭素については、全地点で環境基準を達成した。

定期モニタリング調査（市計画）結果

トリクロロエチレン

調査時期	5月	10月	年平均
環境基準値 (mg/L)	0.03以下		
平均値 (mg/L)	0.017	0.014	0.015
最大値 (mg/L)	0.099	0.092	0.096
最小値 (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002
検出地点数(箇所)	56	56	57
検出割合 (%)	62.9	62.9	64.0
超過地点数(箇所)	20	17	19
超過割合 (%)	22.5	19.1	21.3

テトラクロロエチレン

調査時期	5月	10月	年平均
環境基準値 (mg/L)	0.01以下		
平均値 (mg/L)	0.0041	0.0035	0.0038
最大値 (mg/L)	0.030	0.050	0.037
最小値 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005
検出地点数(箇所)	56	56	60
検出割合 (%)	62.9	62.9	67.4
超過地点数(箇所)	11	9	11
超過割合 (%)	12.4	10.1	12.4

1,1,1-トリクロロエタン

調査時期	5月	10月	年平均
環境基準値 (mg/L)	1以下		
平均値 (mg/L)	0.0020	0.0014	0.0017
最大値 (mg/L)	0.023	0.010	0.017
最小値 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005
検出地点数(箇所)	47	46	49
検出割合 (%)	52.8	51.7	55.1
超過地点数(箇所)	0	0	0
超過割合 (%)	0	0	0

四塩化炭素

調査時期	5月	10月	年平均
環境基準値 (mg/L)	0.002以下		
平均値 (mg/L)	0.0003	0.0003	0.0003
最大値 (mg/L)	0.0027	0.0012	0.0020
最小値 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002
検出地点数(箇所)	20	19	23
検出割合 (%)	22.5	21.3	25.8
超過地点数(箇所)	1	0	0
超過割合 (%)	1.1	0	0

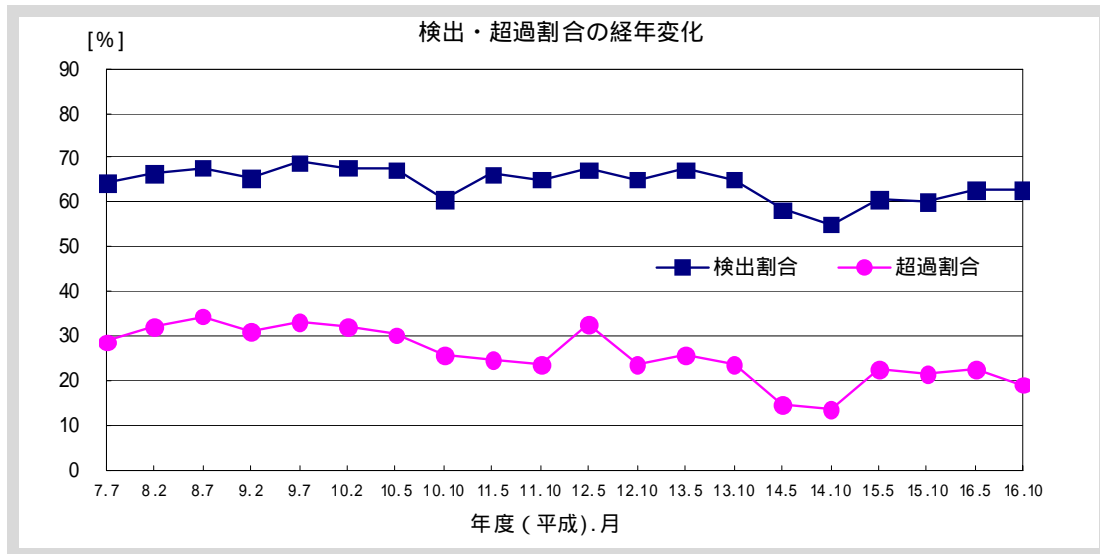
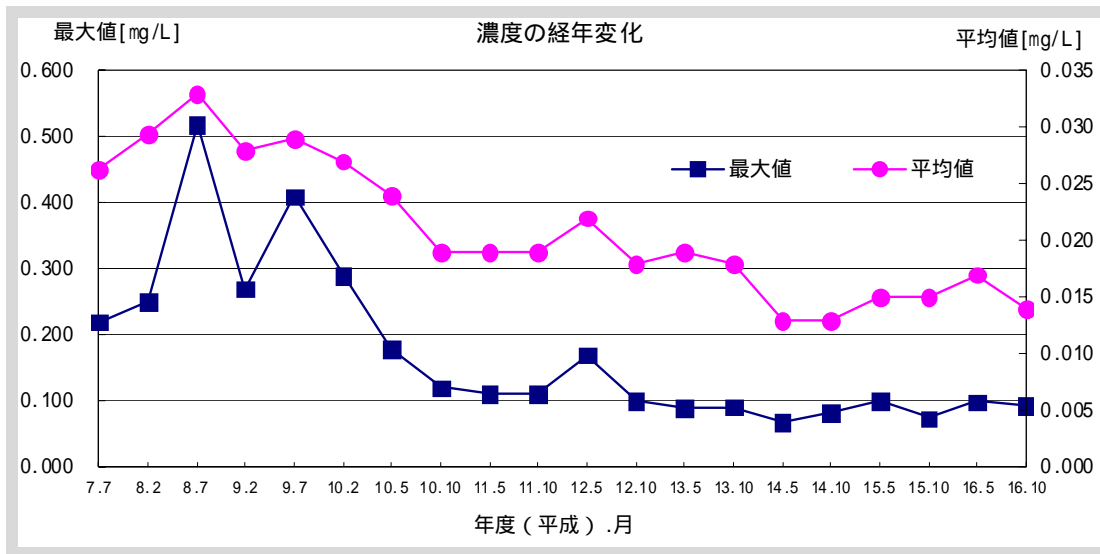
備考 「<」は、未満を示す。

トリクロロエチレン濃度経年変化

環境基準値 0.03mg/L

年度 (平成)	7		8		9		10		11		12		13		14		15		16	
年・月	7.7	8.2	8.7	9.2	9.7	10.2	10.5	10.10	11.5	11.10	12.5	12.10	13.5	13.10	14.5	14.10	15.5	15.10	16.5	16.10
調査地点数	87	87	87	87	87	87	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	88	89	89
平均値	0.026	0.029	0.033	0.028	0.029	0.027	0.024	0.019	0.019	0.019	0.022	0.018	0.019	0.018	0.013	0.013	0.015	0.015	0.017	0.014
最大値	0.22	0.25	0.52	0.27	0.41	0.29	0.18	0.12	0.11	0.11	0.17	0.10	0.089	0.091	0.068	0.082	0.10	0.074	0.099	0.092
最小値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
超過地点数	25	28	30	27	29	28	27	23	22	21	29	21	23	21	13	12	20	19	20	17
超過割合	28.7	32.2	34.5	31.0	33.3	32.2	30.3	25.8	24.7	23.6	32.6	23.6	25.8	23.6	14.6	13.5	22.5	21.6	22.5	19.1
検出地点数	56	58	59	57	60	59	60	54	59	58	60	58	60	58	52	49	54	53	56	56
検出割合	64.4	66.7	67.8	65.5	69.0	67.8	67.4	60.7	66.3	65.2	67.4	65.2	67.4	65.2	58.4	55.1	60.7	60.2	62.9	62.9

備考 濃度の単位は、mg/L、割合は%。「<」は未満を示す。

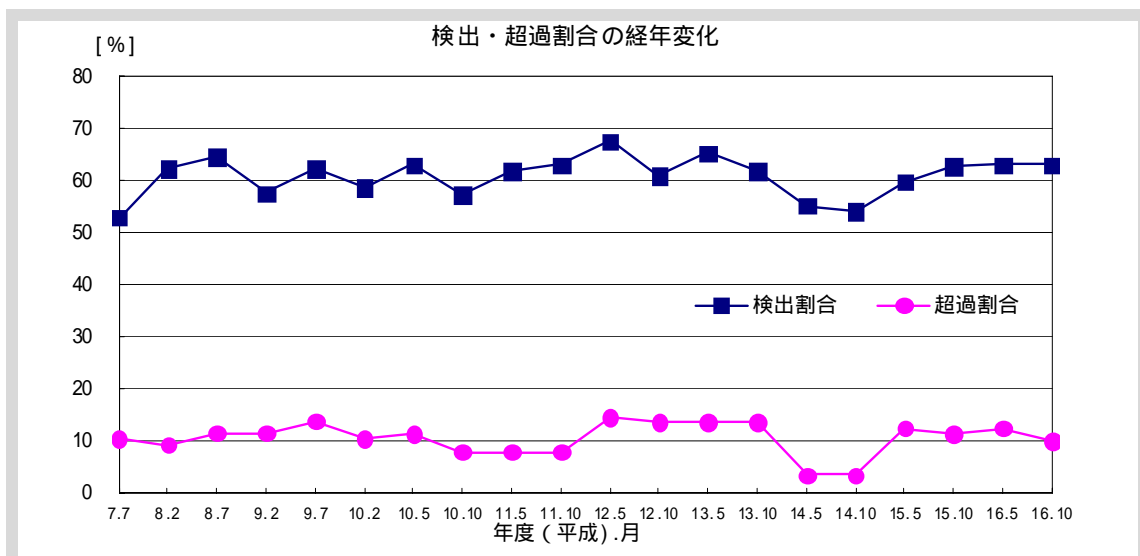
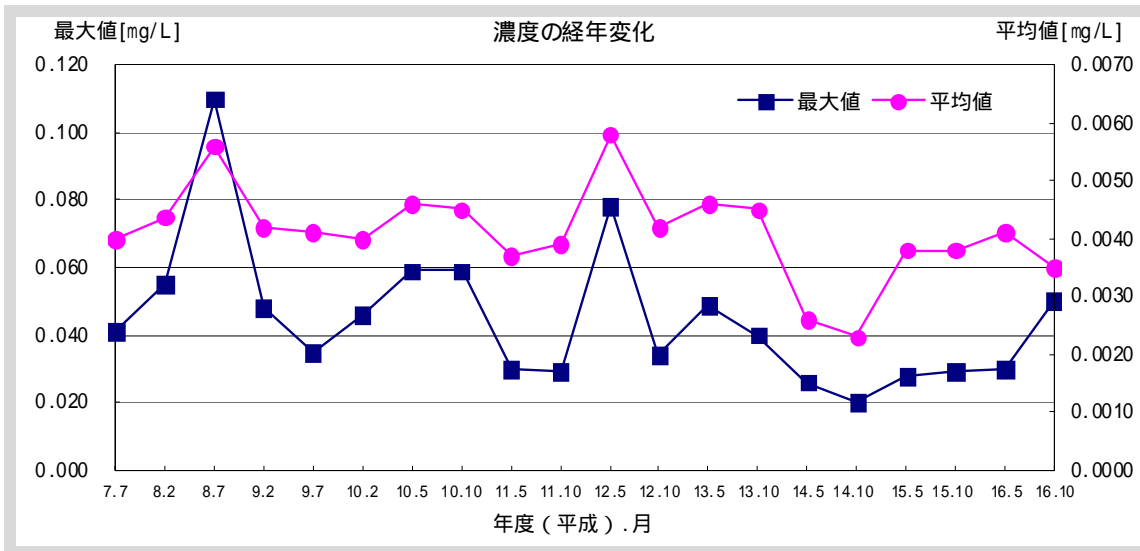


テトラクロロエチレン濃度経年変化

環境基準値 0.01mg/L

年度 (平成)	7		8		9		10		11		12		13		14		15		16	
	7.7	8.2	8.7	9.2	9.7	10.2	10.5	10.10	11.5	11.10	12.5	12.10	13.5	13.10	14.5	14.10	15.5	15.10	16.5	16.10
調査地点数	87	87	87	87	87	87	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	88	89	89
平均値	0.0040	0.0044	0.0056	0.0042	0.0041	0.0040	0.0046	0.0045	0.0037	0.0039	0.0058	0.0042	0.0046	0.0045	0.0026	0.0023	0.0038	0.0038	0.0041	0.0035
最大値	0.041	0.055	0.11	0.048	0.035	0.046	0.059	0.059	0.030	0.029	0.078	0.034	0.049	0.040	0.026	0.020	0.028	0.029	0.030	0.050
最小値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
超過地点数	9	8	10	10	12	9	10	7	7	7	13	12	12	12	3	3	11	10	11	9
超過割合	10.3	9.2	11.5	11.5	13.8	10.3	11.2	7.9	7.9	7.9	14.6	13.5	13.5	13.5	3.4	3.4	12.4	11.4	12.4	10.1
検出地点数	46	54	56	50	54	51	56	51	55	56	60	54	56	55	49	48	53	55	56	56
検出割合	52.9	62.1	64.4	57.5	62.1	58.6	62.9	57.3	61.8	62.9	67.4	60.7	65.2	61.8	55.1	53.9	59.6	62.5	62.9	62.9

備考 濃度の単位は、mg/L、割合は%。「<」は未満を示す。

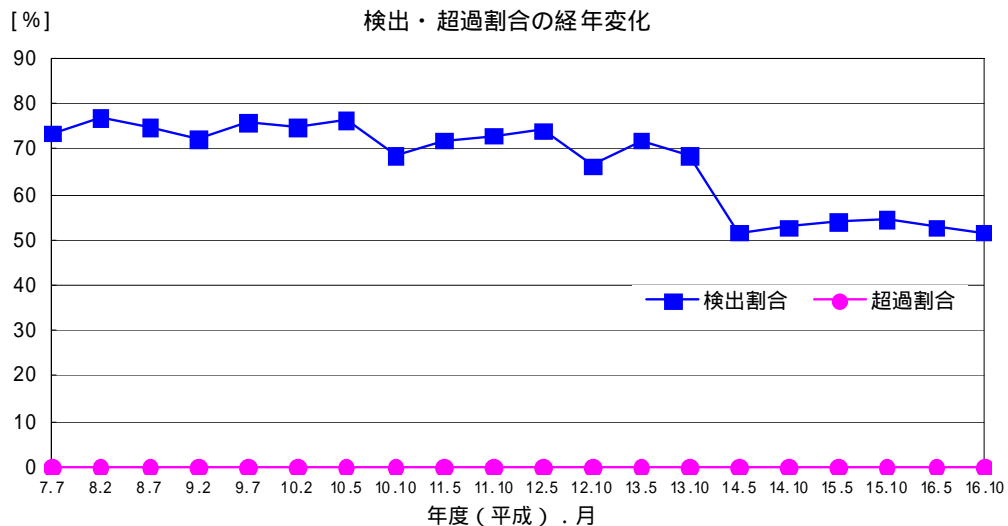
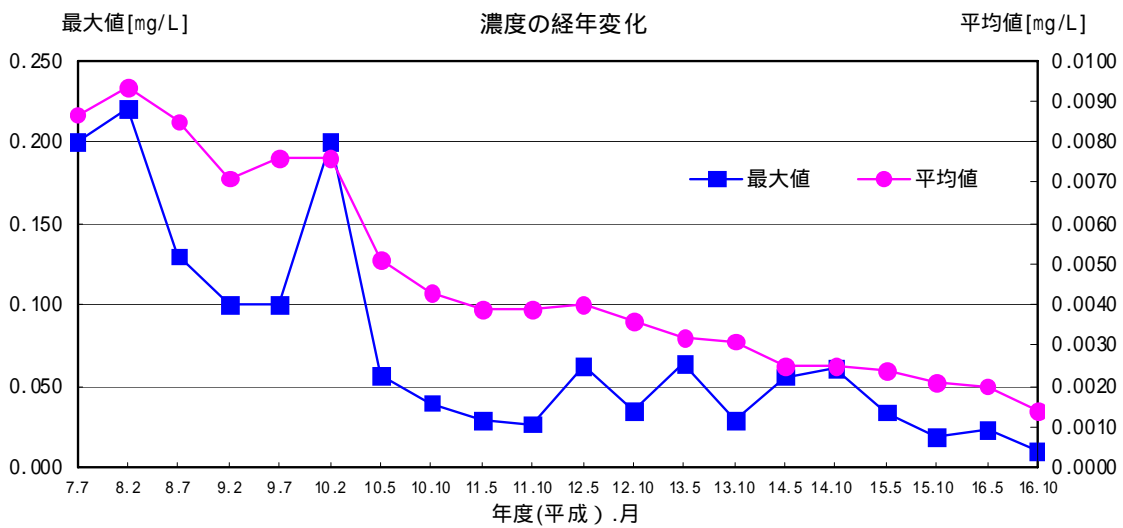


1,1,1-トリクロロエタン濃度経年変化

環境基準値 1mg/L

年度 (平成)	7		8		9		10		11		12		13		14		15		16	
	年・月	7.7	8.2	8.7	9.2	9.7	10.2	10.5	10.10	11.5	11.10	12.5	12.10	13.5	13.10	14.5	14.10	15.5	15.10	16.5
調査地点数	87	87	87	87	87	87	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	88	89	89
平均値	0.0087	0.0093	0.0085	0.0071	0.0076	0.0076	0.0051	0.0043	0.0039	0.0039	0.004	0.0036	0.0032	0.0031	0.0025	0.0025	0.0024	0.0021	0.0020	0.0014
最大値	0.20	0.22	0.13	0.10	0.10	0.20	0.057	0.040	0.029	0.027	0.063	0.035	0.064	0.029	0.056	0.061	0.034	0.019	0.023	0.010
最小値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
超過割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検出地点数	64	67	65	63	66	65	68	61	64	65	66	59	64	61	46	47	48	48	47	46
検出割合	73.6	77.0	74.7	72.4	75.9	74.7	76.4	68.5	71.9	73.0	74.2	66.3	71.9	68.5	51.7	52.8	53.9	54.5	52.8	51.7

備考 濃度の単位はmg/L、割合は、%。「<」は未満を示す。

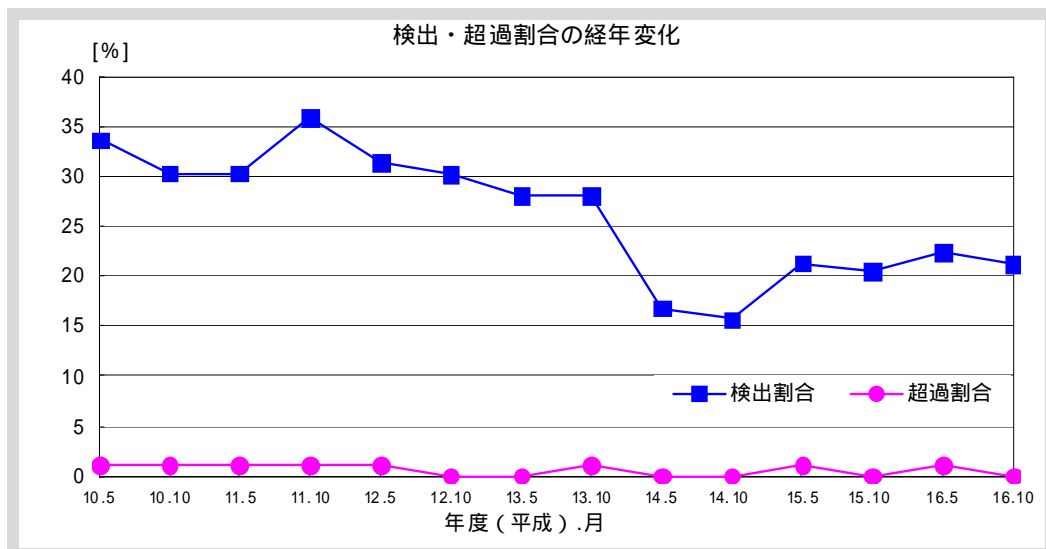
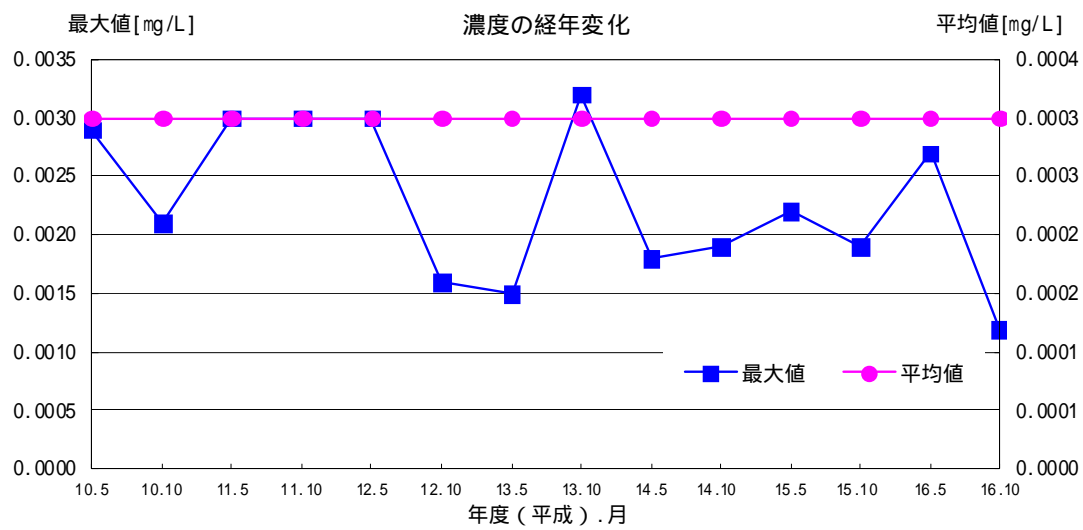


四塩化炭素濃度経年変化

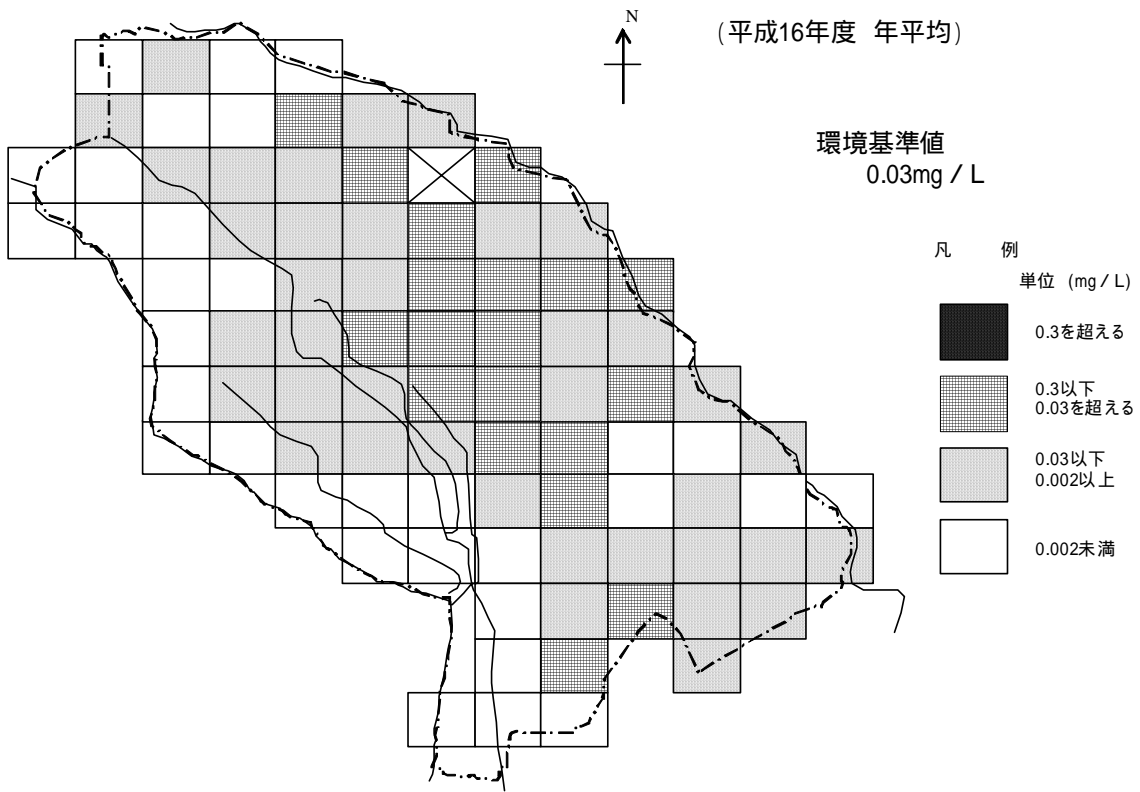
環境基準値 0.002mg/L

年度 (平成)	10		11		12		13		14		15		16	
	年・月	10.5	10.10	11.5	11.10	12.5	12.10	13.5	13.10	14.5	14.10	15.5	15.10	16.5
調査地点数	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	88	89	89
平均値	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003
最大値	0.0029	0.0021	0.0030	0.0030	0.0030	0.0016	0.0015	0.0032	0.0018	0.0019	0.0022	0.0019	0.0027	0.0012
最小値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
超過地点数	1	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0
超過割合	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	0	0	1.1	0	0	1.1	0	1.1	0
検出地点数	30	27	27	32	28	27	25	25	15	14	19	18	20	19
検出割合	33.7	30.3	30.3	36.0	31.5	30.3	28.1	28.1	16.9	15.7	21.3	20.5	22.5	21.3

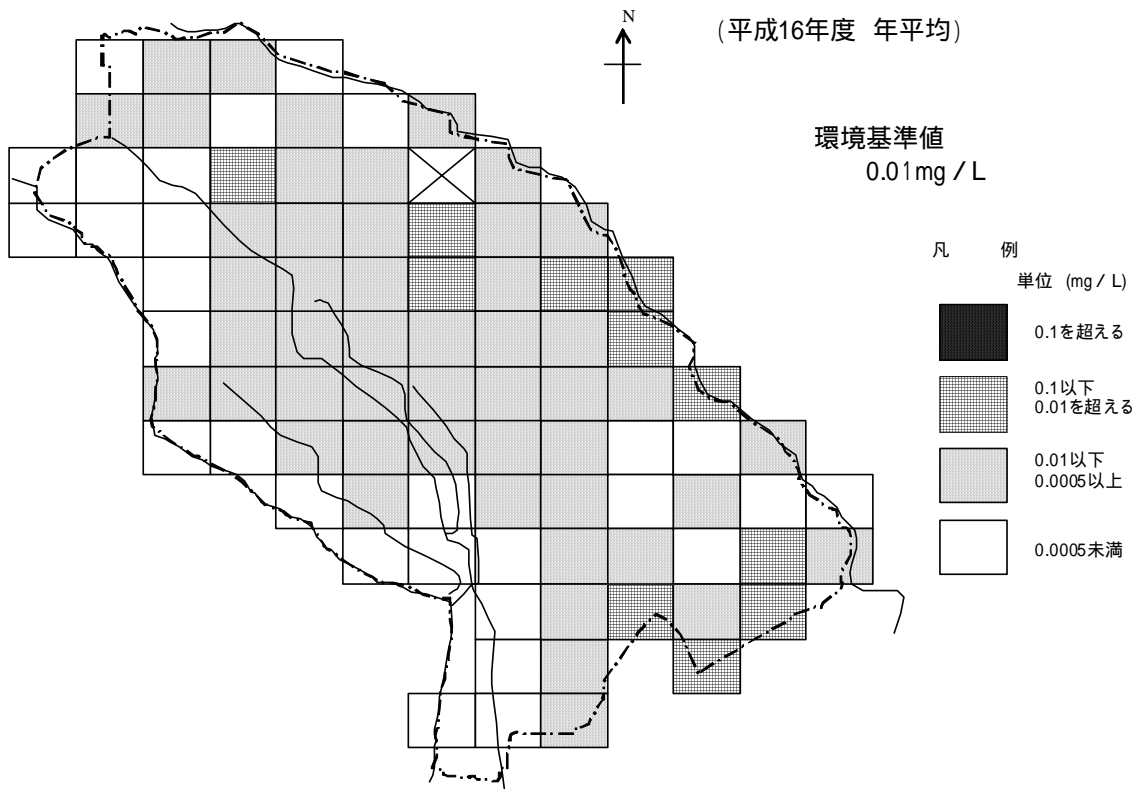
備考 濃度の単位はmg/L、割合は%。「<」は未満を示す。



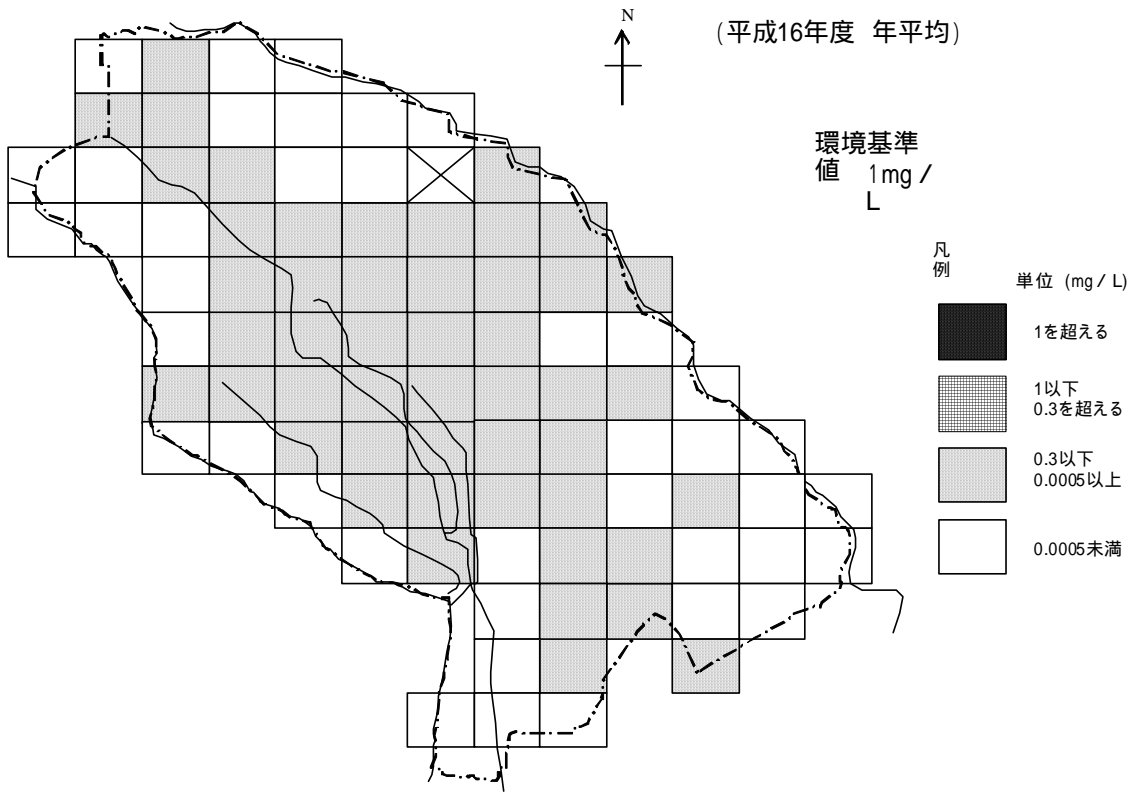
トリクロロエチレン濃度分布図



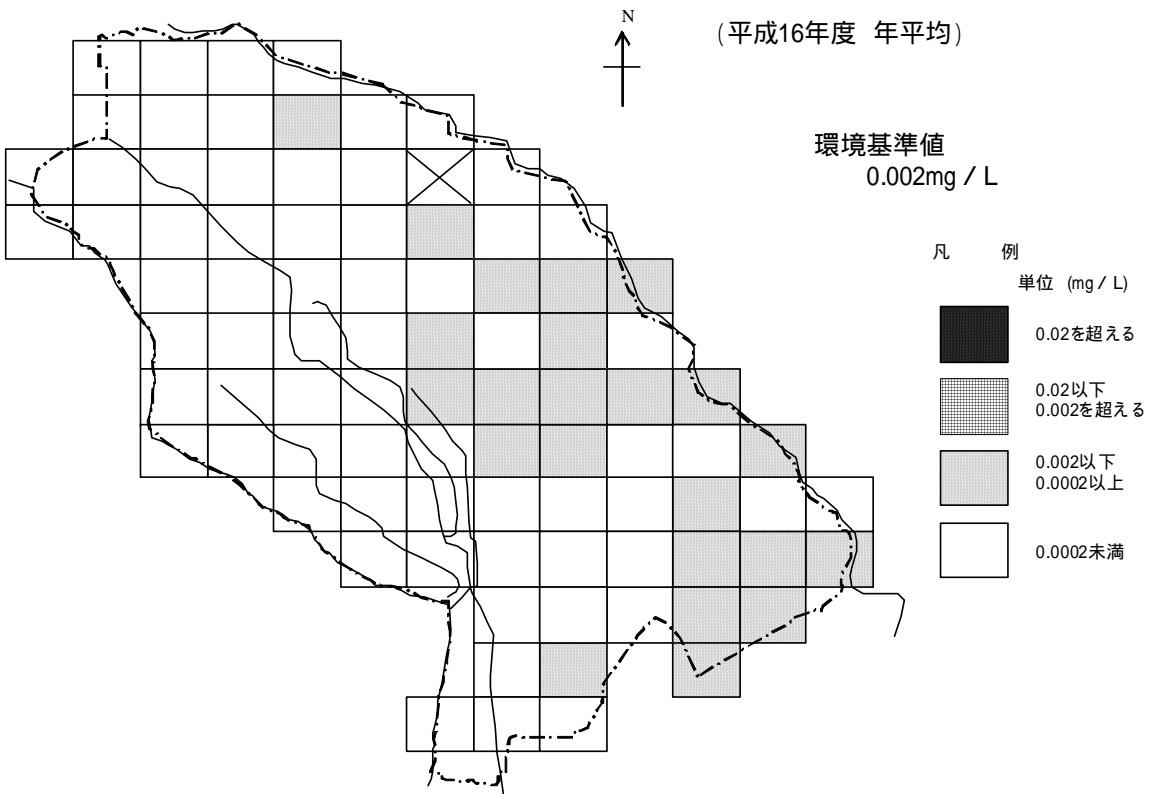
テトラクロロエチレン濃度分布図



1,1,1-トリクロロエタン濃度分布図



四塩化炭素濃度分布図



(2) 概況調査結果

神奈川県測定計画に基づき、市域を1k m²メッシュに区切り、89地点について4ヵ年計画で全地点の調査を実施している。16年度は23地点で実施した。

23地点中、トリクロロエチレンが4地点、テトラクロロエチレンが2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準を達成しなかった。

概況調査結果

単位：mg/L

項目名	環境基準値	最小値	最大値	平均値	検出		基準超過	
					地点数	検出率	地点数	超過率
カドミウム	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	0	0.0%	0	0.0%
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0	0.0%	0	0.0%
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	0	0.0%	0	0.0%
六価クロム	0.05 以下	<0.02	0.04	0.02	1	4.3%	0	0.0%
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	0	0.0%	0	0.0%
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0	0.0%	0	0.0%
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0	0.0%	0	0.0%
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0	0.0%	0	0.0%
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	0	0.0%	0	0.0%
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	0.0009	0.0003	7	30.4%	0	0.0%
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0	0.0%	0	0.0%
1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	<0.002	0.006	0.002	3	13.0%	0	0.0%
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	0.035	0.006	3	13.0%	0	0.0%
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	0.010	0.0019	13	56.5%	0	0.0%
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	0.0015	0.0006	1	4.3%	0	0.0%
トリクロロエチレン	0.03 以下	<0.002	0.092	0.017	16	69.6%	4	17.4%
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	0.016	0.0031	16	69.6%	2	8.7%
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0	0.0%	0	0.0%
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0	0.0%	0	0.0%
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	0	0.0%	0	0.0%
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	0	0.0%	0	0.0%
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	0	0.0%	0	0.0%
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	合計 10 以下	2.5	11	5.5	23	100%	1	4.3%
ふっ素	0.8 以下	<0.1	0.6	0.1	1	4.3%	0	0.0%
ほう素	1 以下	<0.02	0.02	0.02	2	8.7%	0	0.0%
フェノール類	-	<0.005	<0.005	<0.005	0	0.0%	0	0.0%

備考 1 採水時期：10月。

備考 2 「<」は、未満を示す。

(3) 定期モニタリング調査（県計画）結果

神奈川県測定計画に基づき、31地点で定期モニタリング調査を実施した。25地点中、トリクロロエチレンが15地点、テトラクロロエチレンが8地点で環境基準を達成しなかった。6地点中、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点で環境基準を達成しなかった。

定期モニタリング調査（県計画）結果

トリクロロエチレン

環境基準値 (mg/L)	0.03以下
平均値 (mg/L)	0.032
最大値 (mg/L)	0.092
最小値 (mg/L)	0.002
調査地点数(箇所)	25
検出地点数(箇所)	25
検出割合 (%)	100.0
超過地点数(箇所)	15
超過割合 (%)	60.0

テトラクロロエチレン

環境基準値 (mg/L)	0.01以下
平均値 (mg/L)	0.0087
最大値 (mg/L)	0.050
最小値 (mg/L)	<0.0005
調査地点数(箇所)	25
検出地点数(箇所)	24
検出割合 (%)	96.0
超過地点数(箇所)	8
超過割合 (%)	32.0

1,1,1-トリクロロエタン

環境基準値 (mg/L)	1以下
平均値 (mg/L)	0.0018
最大値 (mg/L)	0.0045
最小値 (mg/L)	<0.0005
調査地点数(箇所)	25
検出地点数(箇所)	20
検出割合 (%)	80.0
超過地点数(箇所)	0
超過割合 (%)	0.0

四塩化炭素

環境基準値 (mg/L)	0.002以下
平均値 (mg/L)	0.0003
最大値 (mg/L)	0.0012
最小値 (mg/L)	<0.0002
調査地点数(箇所)	25
検出地点数(箇所)	10
検出割合 (%)	40.0
超過地点数(箇所)	0
超過割合 (%)	0.0

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

環境基準値 (mg/L)	合計10以下
平均値 (mg/L)	9.0
最大値 (mg/L)	14
最小値 (mg/L)	6.2
調査地点数(箇所)	6
検出地点数(箇所)	6
検出割合 (%)	100.0
超過地点数(箇所)	2
超過割合 (%)	33.3

備考 1 採水時期：10月。

備考 2 「<」は、未満を示す。

(4) 地下水位測定結果

30 地点について年 2 回、3 地点について年 1 回調査を実施し、地下水位の変動状況を調査するとともに、大まかな地下水の流れを把握している。

- ・水位の変動

昨年度まで毎月実施していた主要 8 地点について、昨年度に比べ 5 地点で水位が低下し、全地点平均で約 1.1m 低下した。

- ・地下水の大まかな流れ

夏期、冬期ともに全体として北西から南東ないし南南東に向かって流れていた。

地下水位測定結果一覧

単位：m

No.	調査地点	標高	地下水位高		測定値	
			5月	10月	5月	10月
1	相原	149.5	137.3	139.5	12.20	10.02
2	橋本(1)	137.0	119.3	124.7	17.67	12.28
3	東橋本	137.0	130.7	134.9	6.34	2.15
4	下九沢	130.3	115.3	122.5	15.02	7.81
5	橋本(2)	137.0	111.9	115.9	25.10	21.12
6	大島(1)	123.4	113.8	115.9	9.57	7.47
7	大島(2)	67.8	61.5	62.4	6.29	5.39
8	大島(3)	119.5	109.9	112.0	9.64	7.47
9	上九沢	119.0	-	111.1	-	7.90
10	清新	132.0	98.9	-	33.15	-
11	中央	124.2	95.3	96.5	28.90	27.69
12	上溝(1)	104.4	96.8	98.0	7.62	6.36
13	田名(1)	99.0	93.5	95.5	5.51	3.46
14	弥栄	114.4	88.6	89.3	25.80	25.13
15	東淵野辺	105.6	85.7	86.2	19.91	19.37
16	田名(2)	95.8	88.4	90.7	7.39	5.12
17	田名(3)	93.0	85.5	86.7	7.49	6.34
18	上溝(2)	89.4	80.6	80.6	9.40	8.85
19	大野台	106.1	82.9	83.3	23.16	22.80
20	上溝(3)	85.9	77.5	77.1	8.37	8.82
21	麻溝台(1)	105.0	78.1	79.1	26.95	25.94
22	鵜野森	95.0	87.2	89.5	7.85	5.50
23	田名塩田	64.7	60.9	61.4	3.85	3.29
24	下溝	73.5	64.3	64.4	9.18	9.08
25	西大沼	95.7	91.5	93.4	4.25	2.26
26	上鶴間本町(1)	93.0	85.4	87.3	7.64	5.71
27	上鶴間本町(2)	77.6	75.9	76.5	1.69	1.11
28	麻溝台(2)	93.9	70.6	72.2	23.31	21.73
29	桜台	88.3	65.3	65.2	23.04	23.12
30	南台	88.1	67.1	66.9	21.00	21.22
31	磯部(1)	70.0	57.3	58.7	12.68	11.35
32	磯部(2)	52.7	47.8	50.7	4.90	2.05
33	大島(4)	116.9	-	107.6	-	9.33

備考 1 標高は下水道台帳又は相模原地形図（国土地理院承認1/2500）から算出した概数である。

備考 2 地下水位高とは、地下水面の標高を示す。

備考 3 測定値とは、地表から地下水面までの深さを示す。

主要 8 地点 地下水位測定結果一覧表

単位：m

測定地点	地 下 水 位			水 位 変 化			
	5月	10月	年平均値	前年平均	前年 平均差	過去10 年間平均	過 去 平均差
橋 本	111.9	115.9	113.9	112.5	1.4	112.2	1.7
大 島	/	107.6	107.6	107.9	-0.3	107.2	0.4
中 央	95.3	96.5	95.9	98.7	-2.8	98.0	-2.1
田 名	93.5	95.5	94.5	94.4	0.1	94.2	0.3
弥 栄	88.6	89.3	89.0	91.3	-2.4	90.6	-1.7
上 溝	77.5	77.1	77.3	77.2	0.1	77.0	0.3
大野台	82.9	83.3	83.1	85.6	-2.5	84.8	-1.7
桜 台	65.3	65.2	65.3	68.0	-2.7	66.5	-1.3
				平 均	-1.1	平 均	-0.5

備考 1 地下水位は、海拔からの高さで示す。

備考 2 過去10年間平均は、平成 6 年度から平成15年度の平均を示す。

なお、平成16年度から測定頻度を毎月から年 2 回（5 月、10 月）に変更した。

備考 3 大島は、井戸枯れにより、5 月は測定不能であったが、10月は測定可能であった。

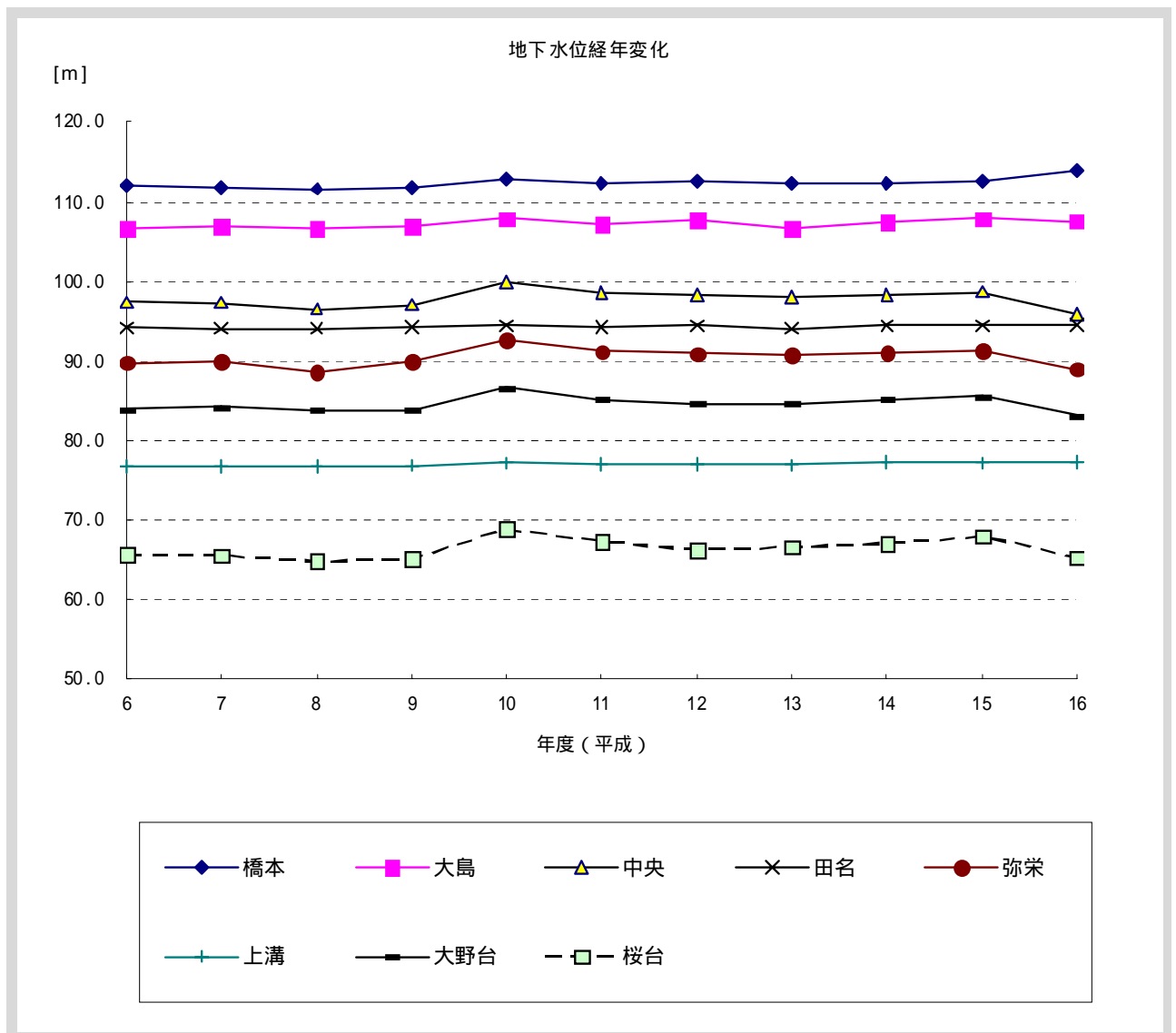
地下水位経年変化

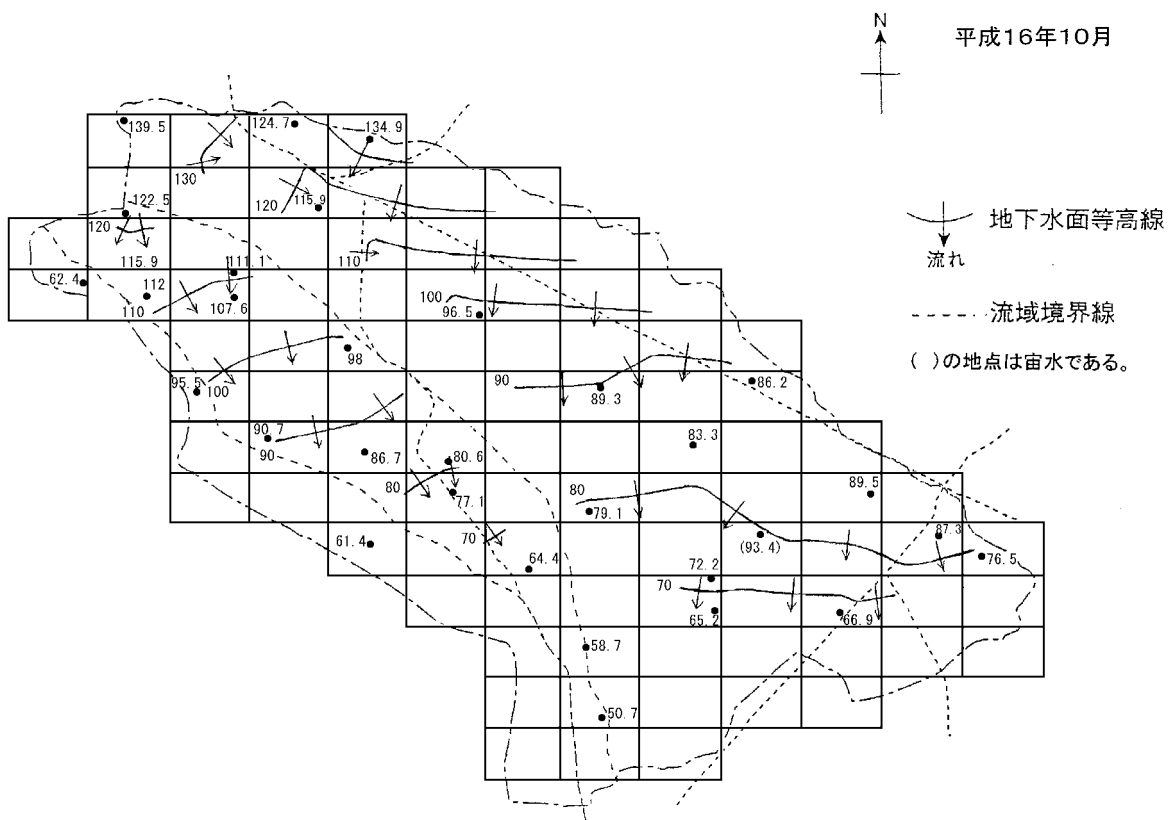
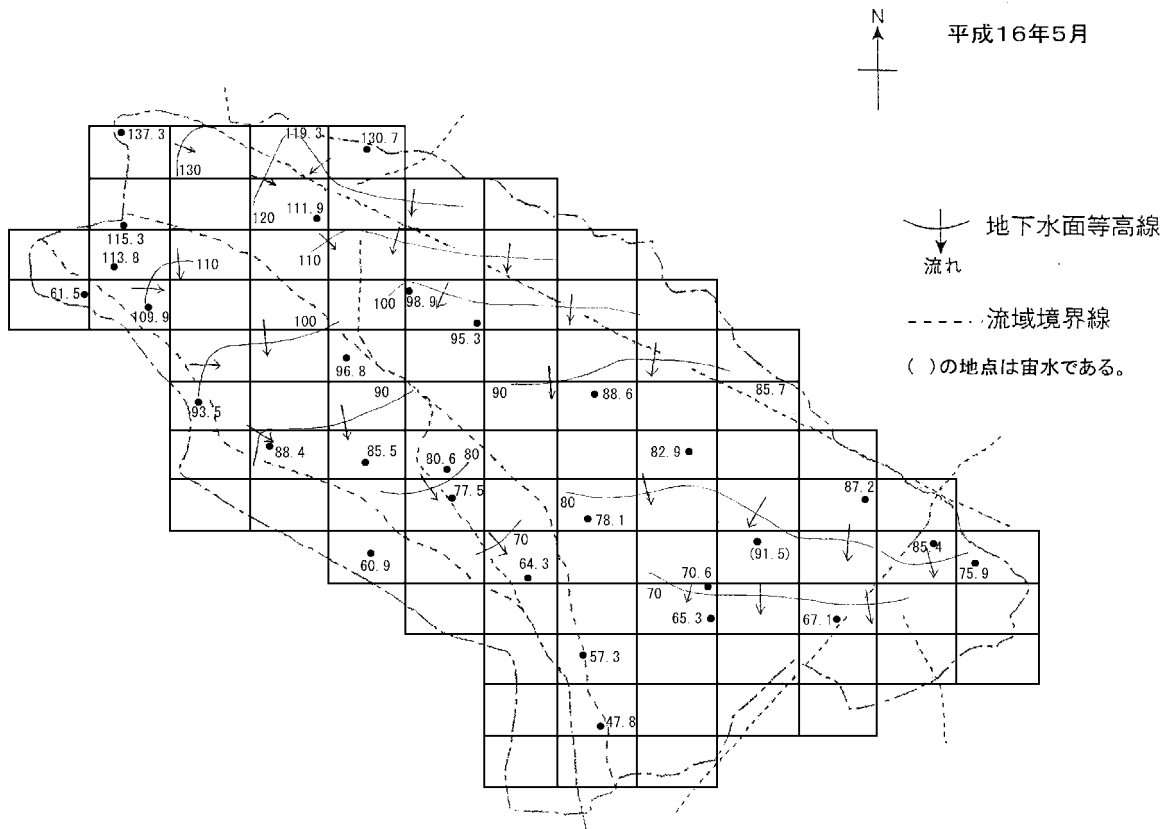
年度(平成)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
測定地点											
橋本	112.1	111.8	111.6	111.7	112.8	112.4	112.5	112.3	112.3	112.5	113.9
大島	106.6	106.9	106.6	107.0	107.9	107.2	107.7	106.7	107.5	107.9	107.6
中央	97.4	97.4	96.5	97.1	100.0	98.6	98.3	98.1	98.3	98.7	95.9
田名	94.1	94.1	94.1	94.2	94.4	94.2	94.4	94.1	94.4	94.4	94.5
弥栄	89.8	89.9	88.6	89.9	92.7	91.2	90.9	90.7	91.1	91.3	89.0
上溝	76.7	76.7	76.7	76.9	77.2	77.1	77.0	76.9	77.3	77.2	77.3
大野台	84.0	84.3	83.8	83.8	86.6	85.1	84.6	84.7	85.2	85.6	83.1
桜台	65.7	65.6	64.8	65.1	68.9	67.3	66.3	66.6	67.1	68.0	65.3
降水量	1,465	1,304	1,538	1,730	2,087	1,865	1,971	1,851	1,893	1,924	2,199

備考 1 単位は、地下水位はm、降水量はmmである。

備考 2 中央地域の測定地点は、平成11年度から変更している。

備考 3 平成16年度から測定頻度を毎月から年2回(5月、10月)に変更した。





3 発生源の状況

水質汚濁防止法では、工場、事業場のうち特定施設を設置する工場等を特定事業場と定め、特定施設の設置や変更を行う場合には届出を義務づけており、さらに排水について基準が定められている。

本市における特定事業場数は、平成 16 年度末で 934 事業場となっている。

特定事業場の設置状況

号	特定施設の種類の 排出先	公共用水域		公共下水道	合計
		平均排水量 50m ³ /日 以上のもの	平均排水量 50m ³ /日 未満のもの		
10の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0 (0)	30 (0)	6 (0)	36 (0)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0 (0)	0 (0)	7 (0)	7 (0)
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0 (0)	0 (0)	5 (0)	5 (0)
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	0 (0)	3 (0)	3 (0)	6 (0)
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
10	飲料製造業の用に供する施設	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0 (0)	7 (0)	5 (0)	12 (0)
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0 (0)	23 (0)	42 (0)	65 (0)
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	1 (0)	1 (0)	2 (0)	4 (0)
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0 (0)	4 (0)	11 (2)	15 (2)
27	無機化学工業製品製造業（水銀水銀電解法による苛性ソーダ又は苛性カリの製造業及び無機顔料製造業を除く。）の用に供する施設	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)
46	有機化学工業製品製造の用に供する施設	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
47	医薬品製造業の用に供する施設	0 (0)	0 (0)	3 (2)	3 (2)
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1 (1)	2 (0)	5 (3)	8 (4)
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0 (0)	3 (0)	3 (0)	6 (0)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0 (0)	4 (0)	3 (0)	7 (0)
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
61	鉄鋼業の用に供する施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0 (0)	1 (0)	2 (2)	3 (2)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1 (1)	7 (1)	16 (3)	24 (5)
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業水道施設のうち、浄水施設	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)

号	特定施設の種類の 排出先	公共用水域		公共下水道	合計
		平均排水量 50m ³ /日 以上のもの	平均排水量 50m ³ /日 未満のもの		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3 (1)	10 (2)	50 (12)	63 (15)
66	電気めっき施設	3 (3)	2 (2)	8 (6)	13 (11)
66の2	旅館業の用に供する施設	2 (0)	53 (0)	39 (0)	94 (0)
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設	2 (0)	3 (0)	27 (0)	32 (0)
66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
67	せんたく業の用に供する洗浄場施設	1 (0)	80 (7)	176 (40)	257 (47)
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0 (0)	3 (0)	6 (0)	9 (0)
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	3 (1)	0 (0)	5 (1)	8 (2)
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用途に供する解体施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (0)
71	自動式車両洗浄施設	0 (0)	61 (0)	111 (0)	172 (0)
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場でそれらの業務の用に供する施設	2 (1)	5 (1)	33 (19)	40 (21)
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)
71の4	廃棄物処理施設のうち、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの	0 (0)	0 (0)	6 (2)	6 (2)
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)
72	し尿処理施設	10 (0)	0 (0)	1 (0)	11 (0)
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (1)
合 計		32 (9)	307 (13)	595 (97)	934 (119)

備考1 ()内は、有害物質を排出する事業場数である。

備考2 複数の特定施設を設置する場合は、代表的な特定施設の欄に分類した。

備考3 排出先が公共用水域と公共下水道の両方の場合は、公共用水域の欄に分類した。

騒音

騒音は、日常生活と密接な関係を持ち、発生源も多種多様であることから、公害の中でも多くの苦情が寄せられている。

平成 16 年度における公害苦情は、121 件で公害苦情全体の 35.7%を占めている。

最近の傾向として、低騒音型機械設備の普及等により、工場及び事業場からの苦情は減少している一方で、建設・解体工事及び開放型施設の作業音の苦情が増加している。その原因としては、重機類の具体的な規制がないこととともに現場が住宅地域に近接していることがあげられる。

また、スナック、小料理店等の深夜営業に伴い発生する騒音は、カラオケ等の音響機器だけでなく、車の発着及びドアの開閉によって、周辺住民の生活環境を阻害している。

騒音苦情の発生別件数

発 生 原 因	件 数	割合 (%)
作業音	26	21.5
カラオケ	21	17.4
建設・解体工事	17	14.0
事業所内のアイドリング・荷捌き	16	13.2
重機音	15	12.4
ダクト・換気扇	5	4.1
空気圧縮機・モーター・ポンプ音等	5	4.1
空調室外機・ボイラー等	4	3.3
店舗営業に伴うスピーカー・人声	4	3.3
プレス機	1	0.8
その他	7	5.8
合計	121	100.0

1 工場・事業場等騒音

工場・事業場で使用される機械や設備は、騒音の発生源となり、苦情の対象となることが多い。騒音規制法では、比較的騒音レベルの高い施設を特定施設と定め、届出を義務づけている。

また、騒音の規制基準は、騒音規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例で定められている。

騒音規制法における特定工場等数と特定施設数

号	特定施設の種類の	特定工場等数	前年度比 (前年度数)	特定施設数	前年度比 (前年度数)
1	金属加工機械	254	1 (253)	1054	3 (1057)
2	空気圧縮機及び送風機	348	6 (342)	2228	22 (2206)
3	土石用破砕機等	10	0 (10)	67	4 (63)
4	織機	2	0 (2)	22	0 (22)
5	建設用資材製造機械	15	0 (15)	8	0 (8)
7	木材加工機械	69	0 (69)	145	1 (146)
9	印刷機械	67	0 (67)	280	0 (280)
10	合成樹脂用射出成形機	45	0 (45)	257	0 (257)
11	鋳造型機	1	0 (1)	9	0 (9)
	合計	811	7 (804)	4070	22 (4048)

備考 1つの工場等が数種類の特定施設を設置している場合は、代表的な特定施設の欄に分類した。

2 道路交通騒音

道路交通騒音について、平成 10 年 9 月に騒音に係る環境基準が改正され、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価方法は、当該地域のすべての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び割合を把握することによる評価（面的評価）へと変更になった。相模原市では平成 15 年度から自動車騒音常時監視として調査を行っている（平成 15 年度は測定調査のみ実施）。

平成 16 年度の自動車騒音常時監視については、一般国道 129 号(延長 8.1Km)及び主要地方道町田厚木線（延長 3.7Km）に面する地域において評価を行った。環境基準評価の対象とされる 3,125 戸(国道 129 号 623 戸、町田厚木線 2,502 戸)のうち、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）とも環境基準を達成していたのは国道 129 号で 388 戸（62.3%）、町田厚木線で 452 戸（18.1%）であった。

また、従来から測定を行っている上溝測定局及び淵野辺十字路測定局の騒音は、ともに横ばい状況であった。

自動車騒音常時監視測定結果

路線名	評価 区間 延長 (km)	評価 対象 住居等 戸数 (戸)	評価結果			
			昼夜とも 基準値 以下 (戸) ()は割合%	昼のみ 基準値 以下 (戸) ()は割合%	夜のみ 基準値 以下 (戸) ()は割合%	昼夜とも 基準値 超過 (戸) ()は割合%
国道129号	8.1	623	388(62.3)	48(7.7)	0(0)	187(30.0)
町田厚木線	3.7	2,502	452(18.1)	773(30.9)	0(0)	1,277(51.0)
合計	11.8	3,125	840(26.9)	821(26.3)	0(0)	1,464(46.8)

- 備考 1 評価の対象範囲は、原則として道路端から50mの範囲としている。
 2 近接空間とは、道路の構造が2車線の場合、道路端から15mまでを、2車線を越える場合、20mまでの空間をいう。
 3 非近接空間とは、評価対象の50mの範囲から近接空間を除いた空間をいう。
 4 各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

環境基準

	類型	幹線道路	A地域	B・C地域
近接空間	昼間	70dB以下	-	-
	夜間	65dB以下	-	-
非近接空間	昼間	-	60dB以下	65dB以下
	夜間	-	55dB以下	60dB以下

地域類型

A	B	C
第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	近隣商業地域
第2種低層住居専用地域	第2種住居地域	商業地域
第1種中高層住居専用地域	準住居地域	準工業地域
第2種中高層住居専用地域	その他の地域	工業地域

道路交通騒音測定結果

測定局	上溝測定局 (国道129号)		淵野辺十字路測定局 (国道16号)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
時間帯	6:00～22:00	22:00～6:00	6:00～22:00	22:00～6:00
平成16年度年平均値(デシベル)	73.1	72.7	73.9	74.0
平成15年度年平均値(デシベル)	73.0	72.6	74.1	73.9
平成14年度年平均値(デシベル)	72.9	72.5	74.4	74.2

備考 測定値はL_{aeq}(等価騒音レベル)である。

3 航空機騒音

本市では、米海軍厚木飛行場で離着陸する米艦載機が激しい爆音を発しており、上鶴間、東林間等の南部地域の市民生活に多大な影響を及ぼしている。市内 4 地点で測定を実施した結果、1 地点で環境基準を達成せず、年間ピーク値の最高音で 111 デシベルを記録した。

航空機騒音測定結果

測定場所	用途地域	測定期間	年間ピーク値の最高値 (デシベル)	年間測定値又は推定値 (WECPNL)	環境基準 (WECPNL)	環境基準の適否
相模原南合同庁舎 (相模大野5丁目31番1号)	1 近隣商業	H16.4.1 ~ H17.3.31	107	75	75	適合
相武台出張所 (新磯野3丁目29番13号)	2 1種中高層住居専用	H16.4.1 ~ H17.3.31	107	65	70	適合
鶴園小学校 (上鶴間本町7丁目8番1号)	2 1種中高層住居専用	H16.4.1 ~ H17.3.31	111	78	70	不適合
共和小学校 (高根1丁目16番13号)	1 1種低層住居専用	H16.4.1 ~ H17.3.31	103	66	- ³	-

備考 1 は神奈川県環境農政部大気水質課のデータに基づく。
2 は本市渉外課のデータに基づく。
3 環境基準は定められていない。

振動

振動は、騒音と基本的性質及びその影響など多くの点で類似しており、発生源についても同一の施設から同時に発生することが多い。

平成 16 年度における振動苦情は、25 件で公害苦情全体の比率で 7.4% となっている。発生源別件数をみると、重機作業による振動苦情が多く 40.0% を占めている。

振動苦情の発生源別件数

発生原因	件数	割合 (%)
重機等の作業	10	40.0
作業振動	7	28.0
解体作業	6	24.0
プレス機	2	8.0
合計	25	100.0

悪臭

「におい」をもつ物質は、数十万種ともいわれている。そのうち腐敗臭のように、人に不快感や嫌悪感を与え、生活環境を損なうものが原因で、毎年多くの悪臭苦情が寄せられている。

平成 16 年度における悪臭苦情は、74 件で苦情全体の 21.8% を占めている。

発生源別に件数をみると、野焼きによって発生する煙の臭いが 25.7% を占める状況であった。

悪臭苦情の発生源別件数

発生原因	件数	割合 (%)
野焼きによる悪臭	19	25.7
焼却炉からの悪臭	12	16.2
溶剤臭・塗装臭	10	13.5
工場・事業所からの臭い	8	10.8
防水アスファルト臭	5	6.8
飲食店の排気ダクトからの悪臭	4	5.4
生ゴミ臭	3	4.1
排水・油臭	1	1.4
クリーニング・洗濯臭	1	1.4
堆肥臭	1	1.4
不明	10	13.5
合計	74	100.0

ダイオキシン類

1 測定結果

大気(焼却施設が立地する地域を含む市内 10 地点)、河川水質及び河川底質(3 河川 5 地点)、地下水質(4 地点)及び土壌(4 地点)について、環境中のダイオキシン類調査を実施した。その結果、全地点で環境基準を達成した。

(1) 大気中のダイオキシン類 大気環境基準 : 0.6 pg-TEQ/m³ (年間平均値として)

一般環境

単位 : pg-TEQ/m³

区分	測定地点名	平成 16 年度				年間 平均値
		5/13~20	8/19~26	11/18~25	1/27~2/3	
一般環境 (常時監視)	相模京市役所(市役所測定局)	0.056	0.051	0.10	0.24	0.11
	相模台中学校(相模台測定局)	0.044	0.055	0.091	0.087	0.069
	旭小学校(橋本測定局)	0.057	0.049	0.076	0.072	0.064
	田名こどもセンター(田名測定局)	0.098	0.043	0.050	0.067	0.065

焼却施設が立地する地域

単位 : pg-TEQ/m³

区分	測定地点名	平成 16 年度				年間 平均値
		5/13~20	8/19~26	11/18~25	1/27~2/3	
北部地域	相模京北公園	0.39	0.058	0.11	0.17	0.18
南部地域	麻糘台公園	0.072	0.071	0.14	0.10	0.096
	相模台高等学校	0.058	0.077	0.16	0.093	0.097
西部地域	田名南ふれあい広場	0.054	0.047	0.058	0.083	0.061
	相模田名高等学校	0.070	0.072	0.072	0.090	0.076
	しおだせせらぎ公園	0.071	0.090	0.096	0.10	0.089

(2) 河川水中のダイオキシン類 水質環境基準：1 pg-TEQ/l (年間平均値として)

一般環境

単位：pg-TEQ/l

河川名	測定地点名	平成16年度		年間 平均値
		8/25	1/27	
鳩川	三段の滝	0.15	0.15	0.15
	妙莫橋	0.62	0.30	0.46
八瀬川	無量光寺下	0.40	0.11	0.26
境川	常矢橋	0.34	0.097	0.22
	鶴金橋	0.42	0.32	0.37

(3) 河川底質中のダイオキシン類 底質環境基準：150pg-TEQ/g

一般環境

単位：pg-TEQ/g

河川名	測定地点名	平成16年度	
		採取日	pg-TEQ/g
鳩川	三段の滝	8/25	1.6
	妙莫橋	8/25	2.7
八瀬川	無量光寺下	8/25	5.1
境川	常矢橋	8/25	1.4
	鶴金橋	8/25	0.70

(4) 地下水中のダイオキシン類 水質環境基準：1 pg-TEQ/l (年間平均値として)

エラー! リンクが正しくありません。

(5) 土壌中のダイオキシン類 土壌環境基準：1000pg-TEQ/g

一般環境

単位：pg-TEQ/g

区分	測定地点名	平成16年度	
		採取日	pg-TEQ/g
一般環境 (常時監視)	相原中学校	8/23	4.9
	向陽小学校	8/23	1.6
	並木小学校	8/23	4.4
	大沼小学校	8/23	2.1

2 測定結果(経年データ)

(1) 大気中のダイオキシン類 大気環境基準：0.6 pg-TEQ/m³ (年間平均値として)

一般環境

単位：pg-TEQ/m³

区分	測定地点名	年間平均値				
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
一般環境 (常時監視)	相模原市役所 (市役所測定局)	* 0.19	* 0.33	* 0.12	0.069	0.11
	旭小学校 (橋本測定局)	* 0.19	* 0.19	-	0.072	0.064
	相模台中学校 (相模台測定局)	* 0.18	* 0.24	* 0.10	-	0.069
	田名こどもセンター (田名測定局)	-	-	-	0.062	0.065
	相模台こどもセンター (相模台測定局代替)	-	-	-	0.063	-
	北消防署本署 (橋本測定局代替)	-	-	* 0.088	-	-
一般環境 (環境実態調査)	大沢高等学校	-	* 0.20	-	-	-
	陽光台小学校	-	* 0.24	-	-	-
	麻溝小学校	-	* 0.30	-	-	-
	田名北小学校	-	* 0.18	-	-	-
	鹿島台小学校	-	-	* 0.088	-	-
	共和小学校	-	-	* 0.13	-	-
	南消防署東林分署	-	-	* 0.11	-	-

焼却施設が立地する地域

単位：pg-TEQ/m³

区分	測定地点名	年間平均値				
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
北部地域	相模原北公園	0.62	0.45	0.12	0.098	0.18
	内出中学校	0.34	0.18	0.097	0.073	-
	西内出公園	0.42	0.16	-	-	-
	九沢小学校	-	-	0.15	-	-
	大沢中学校	-	-	-	0.080	-
南部地域	麻溝台公園	0.27	0.28	0.12	0.099	0.096
	相武台高等学校	0.25	0.28	0.13	0.11	0.097
	(旧)磯野台小学校	0.18	0.25	-	-	-
	緑台小学校	-	-	0.21	0.069	-
西部地域	新磯小学校	-	-	-	0.17	-
	田名南ふれあい広場	0.30	0.17	0.11	0.080	0.061
	相模田名高等学校	0.26	0.21	0.15	0.13	0.076
	相模川ふれあい科学館	0.22	0.28	0.097	-	-
	しおだせせらぎ公園	-	-	-	-	0.089

(2) 河川水中のダイオキシン類 水質環境基準：1 pg-TEQ/l (年間平均値として)

一般環境

単位：pg-TEQ/l

河川名	測定地点名	年間平均値				
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
鳩川	妙見橋	-	-	-	0.19	-
	三段の滝	0.26	0.26	0.40	0.29	0.15
	妙奠橋	0.33	0.31	0.39	0.41	0.46
道保川	大正橋	-	-	-	0.48	-
八瀬川	無量光寺下	0.33	0.26	0.37	0.37	0.26
境川	常矢橋 (境橋)	* 0.60	0.37	0.15	0.17	0.22
	鶴金橋	0.49	0.21	0.19	0.15	0.37
相模川	昭和橋	-	* 0.28	-	-	-

(3) 河川底質中のダイオキシン類 底質環境基準 : 150 pg-TEQ/ g

一般環境

単位 : pg-TEQ/g

河川名	測定地点名	年間平均値				
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
鳩川	妙見橋	-	-	-	20	-
	三段の滝	2.4	0.73	0.87	3.4	1.6
	妙奠橋	3.6	2.9	3.3	2.5	2.7
道保川	大正橋	-	-	-	11	-
八瀬川	無量光寺下	3.8	2.9	2.8	5.4	5.1
境川	常矢橋(境橋)	* 1.0	1.4	1.3	1.9	1.4
	鶴金橋	1.3	0.77	0.92	0.78	0.70
相模川	昭和橋	-	* 0.29	-	-	-

(4) 地下水中のダイオキシン類 水質環境基準 : 1pg-TEQ/ l (年間平均値として)

一般環境

単位 : pg-TEQ/l

区分	測定地点名	年間平均値				
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
一般環境 (常時監視)	西橋本	-	* 0.053	-	-	-
	橋本	-	-	-	-	0.053
	大島	-	-	* 0.039	-	-
	田名(1)	-	-	-	0.039	-
	中央	* 0.26	-	-	-	-
	矢部	-	-	-	-	0.053
	横山	-	* 0.055	-	-	-
	田名(2)	-	-	* 2.0	0.047	-
	淵野辺本町	-	-	-	-	0.053
	由野台	-	* 0.050	-	-	-
	桜台	* 0.19	-	-	-	-
	麻溝台	-	-	-	-	0.053
	新磯野	-	-	-	0.040	-
	文京	-	-	* 0.042	-	-

(5) 土壌中のダイオキシン類 土壌環境基準 : 1000pg-TEQ/g

一般環境

単位 : pg-TEQ/g

区分	測定地点名	年間平均値				
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
一般環境 (常時監視)	相原小学校	-	* 2.9	-	-	-
	相原中学校	-	-	-	-	4.9
	大沢高等学校	-	-	* 0.67	-	-
	田名小学校	-	-	-	3.1	-
	清新小学校	* 4.0	-	-	-	-
	向陽小学校	-	-	-	-	1.6
	陽光台小学校	-	* 13	-	-	-
	並木小学校	-	-	-	-	4.4
	麻溝小学校	-	-	* 2.0	-	-
	大野北小学校	-	-	-	3.3	-
	大野台中央小学校	-	* 1.9	-	-	-
	双葉小学校	* 6.0	-	-	-	-
	大沼小学校	-	-	-	-	2.1
	緑台小学校	-	-	-	4.2	-
	鹿島台小学校	-	-	* 4.2	-	-

焼却施設が立地する地域

単位 : pg-TEQ/g

区分	測定地点名	年間平均値				
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
北部地域	相模原北公園	19	18	22	-	-
	内出中学校	6.7	6.4	6.4	-	-
	西内出公園	20	7.6	-	-	-
	九沢小学校	-	-	5.1	-	-
南部地域	麻溝台公園	15	26	42	-	-
	相武台高等学校	12	3.6	6.7	-	-
	(旧)磯野台小学校	6.1	3.7	-	-	-
	緑台小学校	-	-	5.5	-	-
西部地域	田名南ふれあい広場	15	6.8	8.2	-	-
	相模田名高等学校	1.3	0.36	0.40	-	-
	相模川ふれあい科学館	28	24	16	-	-

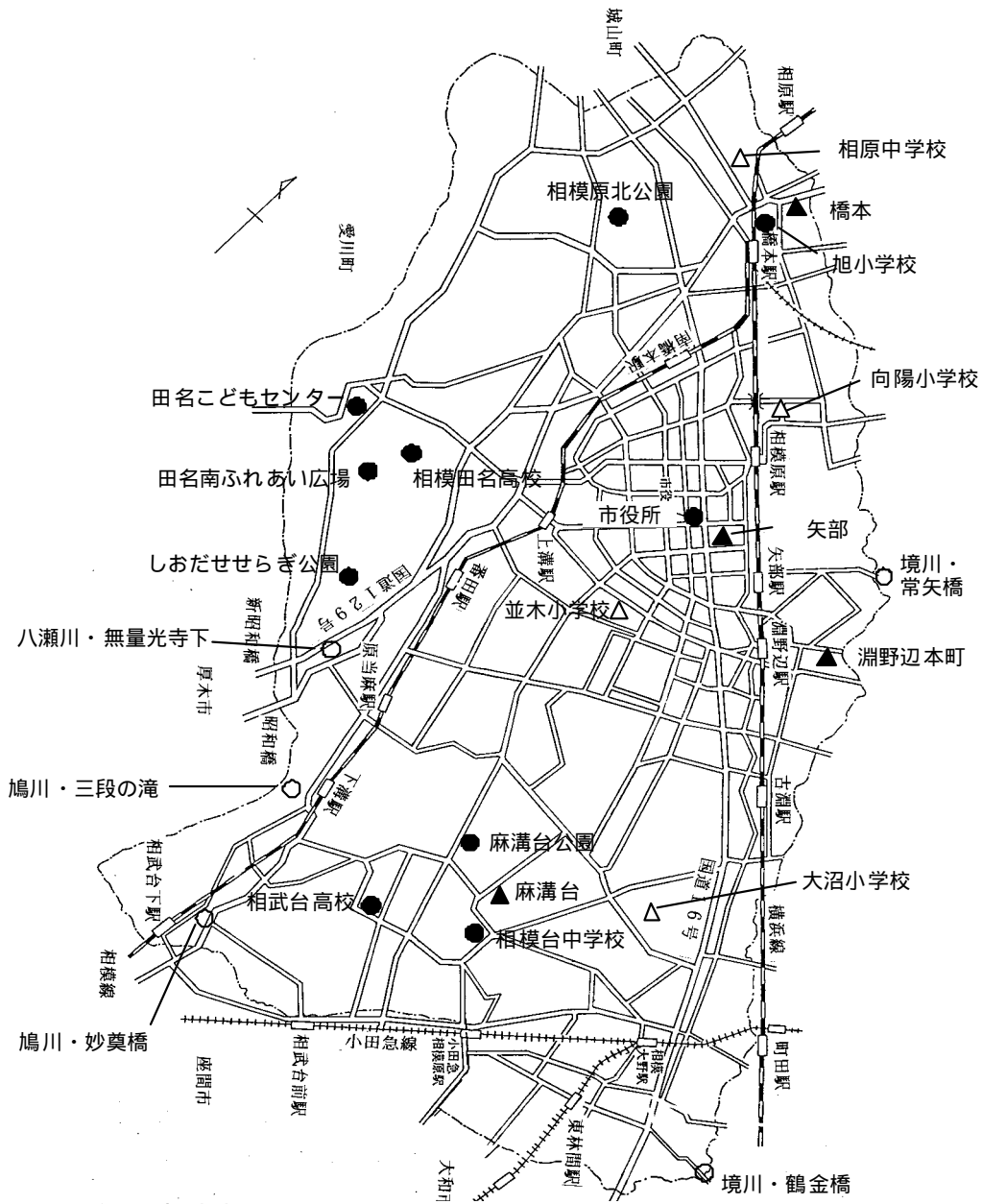
備考 1 ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾジオキシン(P C D D)、ポリ塩化ジベンゾフラン(P C D F)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナー P C B)の合計を指す。

備考 2 pg (ピコグラム)とは、重さの単位の一つ。1ピコグラムは、1兆分の1グラムを示す。

備考 3 TEQ (毒性等量)とは、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をダイオキシン類の中で最も強い毒性を有する2,3,7,8-TCDDの量に換算して合計したものである。なお、換算に当たっては、1998年のWHO-TEF (毒性等価係数)を適用した。

備考 4 *印のデータは、神奈川県調査結果を示す。

平成16年度環境中のダイオキシン類調査地点図



● 大気調査地点
 ▲ 河川水質・河川底質調査地点
 △ 地下水質調査地点
 ■ 土壌調査地点

3 平成16年度廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の測定結果

事業者及び施設名	測定対象	測定日	測定結果	基準値	
(株)旭商会	排ガス	8月5日	0.96	10	
(株)石井土木 1号炉		7月14日	0.06	10	
同 2号炉		7月27日	0.31	10	
(株)エニックス 1号炉		7月6日	0.084	1	
同 2号炉		7月7日	0	10	
恵比寿産業(株) 1号炉		7月28日	0.94	10	
同 2号炉		8月11日	0.68	10	
三友プラントサービス(株) PL炉		8月18日	0.082	10	
同 ロータリーキルン炉		8月19日	0.35	10	
中央企業(株)		6月25日	0.4	5	
中央産業(有)		8月10日	0.3	10	
(株)トキオ		7月23日	0.44	10	
(株)日環 1号炉		6月29日	0.66	10	
同 2号炉		6月30日	0.24	10	
相模原市北清掃工場 1号炉		7月1日	0.0044	1	
同 2号炉		7月2日	0.00057	1	
同 3号炉		7月22日	0.00022	1	
相模原市南清掃工場 1号炉		7月13日	0.12	1	
同 2号炉		6月3日	0.24	1	
同 3号炉		6月4日	0.28	1	
旭硝子マテックス(株)		8月4日	0.02	10	
住友スリーエム(株)相模原事業所		6月8日	0.00093	10	
相模原市最終処分場		地下水	7月13日	0.065	1

単位 排ガス：ng-TEQ/m³N

地下水：pg-TEQ/L

公害苦情

1 公害苦情の状況

平成16年度の公害苦情件数は、前年度の343件に比べ、1%減の339件であった。苦情件数の多い「大気汚染」「騒音」「悪臭」については、「騒音」苦情が増加し、「大気汚染」「悪臭」苦情が減少している。

用途別受付状況

公害種類 地域	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	合計
住居系地域	38 (6)	4		62 (3)	12 (7)	27 (11)	143 (27)
商業系地域	2	1		25 (3)	3 (1)	4 (2)	35 (6)
工業系地域	27 (5)	2		19 (2)	4 (1)	27 (11)	79 (19)
市街化調整区域	36 (1)	8	1	15 (4)	6 (4)	16 (11)	82 (20)
発生源不明							0
合計	103 (12)	15	1	121 (12)	25 (13)	74 (35)	339 (72)
割合 (%)	30.4	4.4	0.3	35.7	7.4	21.8	100.0

備考1 下段は、平成15年度の苦情件数。

備考2 ()内は付随した苦情種類であり、総数の内数。

地区別受付状況

公害種類 地区	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音		振動	悪臭	合計	割合 (%)
					カラオケ				
本庁	13	1		33 (2)	7	6 (4)	8 (5)	61 (11)	18.0
橋本	9 (1)	1		17 (1)	4	2 (1)	13 (1)	42 (4)	12.4
大野北	6 (1)	1		9 (2)	1	4 (3)	7 (4)	27 (10)	8.0
大野中	9 (1)			5 (1)	2	2	7 (3)	23 (5)	6.8
大野南	1			6	2	1	1	9	2.7
大沢	10 (3)	1		14 (1)		2 (2)	7 (3)	34 (9)	10.0
田名	15 (2)	9	1	13		3 (2)	11 (7)	52 (11)	15.3
上溝	10 (2)			4	1		7 (4)	21 (6)	6.2
麻溝	14 (1)	2		6 (2)		2	9 (7)	33 (10)	9.7
新磯	4			1		1 (1)	2	8 (1)	2.4
相模台	7 (1)			7 (2)	1	1	1	16 (3)	4.7
相武台	3			2	1		1 (1)	6 (1)	1.8
東林	2			4 (1)	2	1		7 (1)	2.1
合計	103 (12)	15	1	121 (12)	21	25 (13)	74 (35)	339 (72)	100.0

備考1 カラオケは騒音の内数。

備考2 ()内は付随した苦情種類であり、総数の内数。

業種別受付状況

公害の種類 業種	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音		振動	悪臭	合計	割合 (%)
					カラオケ				
焼却(施設)	18 (2)						12 (8)	30 (10)	8.8
産業用機械作動	9 (4)			29 (2)		11 (6)	8 (3)	57 (15)	16.8
産業排水								0	0.0
流出・漏洩		10	1				5	16	4.7
工事・建設作業	8 (2)	2		23 (4)		10 (4)	7 (3)	50 (13)	14.7
飲食店営業		1		5 (1)			3 (1)	9 (2)	2.7
カラオケ				21	21			21	6.2
移動発生源				3				3	0.9
家庭生活				1				1	0.3
焼却(野焼き)	54 (2)			2 (2)			19 (16)	75 (20)	22.1
自然系						4 (3)		0	0.0
その他	11 (2)	2		37 (3)			11 (3)	65 (11)	19.2
不明	3						9 (1)	12 (1)	3.5
合計	103 (12)	15	1	121 (12)	21	25 (13)	74 (35)	339 (72)	100.0

備考1 カラオケは騒音の内数。

備考2 ()内は付随した苦情種類であり、総数の内数。

解決した苦情の処理方法

項目	公害種類		水質汚濁	土壌汚染	騒音		振動	悪臭	合計	割合 (%)
	大気汚染					カラオケ				
事業所の移転									0	0.0
機械・施設の移転									0	0.0
機械・施設の改善	5 (1)	3			6	1	1 (1)	7 (3)	22 (5)	6.5
故障の修理・復旧	2 (1)	1			6		1	2 (1)	12 (2)	3.6
作業方法、使用方法の改善	27 (6)	3		1	96 (8)	19	20 (9)	25 (9)	172 (32)	51.2
営業・操業等の改善	1 (1)				4		3 (3)		8 (4)	2.4
営業・操業行為の中止	53 (3)	3			4 (3)			19 (15)	79 (21)	23.5
原因物質の撤去・除去	3	3			1 (1)			1 (1)	8 (2)	2.4
被害者への防止対策									0	0.0
その他	12	2			2	1		19 (6)	35 (6)	10.4
合計	103 (12)	15		1	119 (12)	21	25 (13)	73 (35)	336 (72)	100.0

備考1 カラオケは騒音の内数。

備考2 ()内は付随した苦情種類であり、総数の内数。

2 空地の雑草に係る苦情の状況(4月~10月)

空地に大量に繁茂した雑草は、環境衛生、交通障害等の多くの環境悪化をもたらすため、苦情受付の中で指導を行っている。

平成16年度の空地の雑草に係る受付件数は、59件(39,437㎡)である。

なお、文書等の指導により74.6%の44件が除草された。

月別受付状況

月	受付件数	割合 (%)	雑草地面積 (㎡)	割合 (%)
4	1	1.7	195	0.5
5	7	11.9	5,334	13.5
6	7	11.9	2,434	6.2
7	16	27.1	11,989	30.4
8	12	20.3	7,159	18.2
9	12	20.3	10,049	25.5
10	4	6.8	2,277	5.8
合計	59	100.0	39,437	100.0

雑草苦情処理状況

区分	件数	雑草地面積 (㎡)
受付件数	59	39,437
処理件数	44	30,191
処理率 (%)	74.6	76.6

公害の未然防止指導

本市における公害の未然防止は、環境基本法を頂点として各種公害関係法令、神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び相模原市環境保全に関する条例に基づいて行っている。特に本市条例では、各種公害関係法令等に定める規制基準を上回る指導基準を定め、公害の未然防止指導に取り組んでいる。

1 公害関係法令に基づく申請・届出・立入検査の状況

神奈川県生活環境の保全等に関する条例申請・届出状況

申請・届出の種類		件数	前年度比 (前年度件数)
指定事業所	設置許可申請	17	3 (14)
	事業開始届出	4	2 (6)
	変更許可申請	24	7 (31)
	変更完了届出	7	6 (13)
	変更計画中止届出	0	0 (0)
	変更計画届出	5	3 (8)
	変更計画早期着手申請	0	3 (3)
	変更届出	47	15 (62)
	地位承継届出	10	1 (11)
	廃止等届出	15	9 (24)
	既設届出	0	0 (0)
	変更報告	21	2 (19)
	環境配慮	7	2 (9)
	環境管理事業所認定申請	2	4 (6)
	環境管理事業所認定申請書に係る変更届出	1	1 (0)
	特定有害物質使用地区画形質変更等届出	19	8 (11)
	特定有害物質使用地に係る土壌調査報告	20	8 (12)
	特定有害物質使用地に係る公害防止計画	4	2 (6)
	特定有害物質使用地公害防止計画完了報告	4	1 (3)
	ダイオキシン類管理対象地に係る土地区画形質変更等届出	1	1 (0)
	ダイオキシン類管理対象地に係る土壌調査報告	1	1 (0)
	地下水浄化対策計画報告	1	1 (0)
	合計	210	28 (238)

備考 平成17年3月31日現在の指定事業所数 1,602 (1,600)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律届出状況

届出の種類	管理者等の種類	公害防止統括者	公害防止管理者						
			大気	水質	騒音	特定粉じん	一般粉じん	振動	ダイオキシン類
本人	選任	9	2	3	1	0	0	1	0
	解任	8	2	3	1	0	1	1	0
代理人	選任	6	4	4	0	0	0	1	0
	解任	5	4	3	0	0	1	0	0
合計		28	12	13	2	0	2	3	0

大気汚染防止法届出状況

届出の種類	工場	事業場	合計	(前年度数)
ばい煙発生施設	設置	4	6	10 (13)
	変更	2	1	3 (0)
	氏名等変更	16	11	27 (27)
	使用廃止	2	6	8 (14)
	承継	0	3	3 (3)
特定粉じん発生施設に係る届出	0	0	0	(0)
一般粉じん発生施設	設置	0	0	0 (0)
	変更	0	0	0 (0)
	氏名等変更	0	0	0 (4)
	使用廃止	0	0	0 (3)
	承継	0	0	0 (0)
合計	24	27	51	(64)
特定粉じん排出等作業に係る届出			3	(0)

水質汚濁防止法届出状況

届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
設置	28	2	(26)
使用	0	0	(0)
構造等変更	25	4	(21)
氏名等変更	28	1	(29)
使用廃止	12	15	(27)
承継	7	2	(5)
合計	100	8	(108)

騒音規制法届出状況

届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
設置	15	6	(9)
使用	0	0	(0)
種類ごとの数変更	2	2	(0)
氏名等変更	23	8	(31)
使用廃止	8	2	(10)
承継	6	2	(4)
特定建設作業実施	78	19	(97)
合計	132	19	(151)

振動規制法届出状況

届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
設置	11	5	(6)
使用	0	0	(0)
種類及び能力ごとの数変更	8	2	(6)
氏名変更	13	7	(20)
使用全廃	3	4	(7)
承継	4	3	(1)
特定建設作業実施	56	11	(67)
合計	95	12	(107)

ダイオキシン類対策特別措置法届出状況

届出の種類	件数	前年度比 (前年度数)
設置	6	6 (0)
使用	9	9 (0)
構造等変更	2	2 (0)
氏名等変更	4	3 (1)
使用廃止	2	4 (6)
承継	0	0 (0)
合計	23	16 (7)

立入検査の状況

立入検査の種類	検査結果	問題なし	問題あり(指導内容)			合計	
			行政指導		勧告命令		
			口頭	文書			
大気汚染	サンプリングを伴う立入	36	0	0	0	36	
	サンプリングを伴わない立入	40	85	0	0	125	
	苦情に伴う立入	0	83	0	0	83	
小計		76	168	0	0	244	
水質汚濁	採水を伴う立入	87	8	0	0	95	
	採水を伴わない立入	有害物質使用状況調査	1	11	0	0	12
		その他	1	19	0	0	20
	苦情に伴う立入	0	15	0	0	15	
小計		89	53	0	0	142	
騒音	苦情に伴う立入	0	106	0	0	106	
	苦情以外の立入	0	0	0	0	0	
振動	苦情に伴う立入	0	12	0	0	12	
	苦情以外の立入	0	0	0	0	0	
悪臭	苦情に伴う立入	0	31	0	0	31	
	苦情以外の立入	0	0	0	0	0	
土壌	苦情に伴う立入	0	1	0	0	1	
	苦情以外の立入	3	8	0	0	11	
その他	指定事業所設置(変更)許可に伴う立入	1	1	0	0	2	
	建築物利用計画書に基づく立入	0	0	0	0	0	
	火災等事故に伴う立入	1	1	0	0	2	
	環境月間等に係る立入	6	0	0	0	6	
小計		11	160	0	0	171	
合計		176	381	0	0	557	

2 環境保全協定の締結状況

本市においては、昭和47年に相模原市環境保全に関する条例を制定し、公害防止協定を市長の責務として明文化した。

これにより、1社と公害防止協定を、7社と公害防止対策に関する確認書を締結した。

平成10年度においては、これら8社との間で、従来の協定書、確認書を見直し、企業自ら積極的な環境管理体制の確立に努めるとともに、環境への負荷の低減を図ることを目的とした「環境保全に関する協定書」を新たに締結した。

その後、平成 11 年度に 2 社、平成 12 年度に 1 社と締結し、締結工場は現在 11 社となっている。

環境保全協定の締結状況

環境保全に関する 協定締結工場	カヤバ工業株式会社相模工場
	昭和電線電纜株式会社相模原事業所
	新キャタピラー三菱株式会社相模事業所
	大和製罐株式会社東京工場
	株式会社田村電機製作所相模原事業所
	株式会社ニコン相模原製作所
	日本電気株式会社相模原事業場
	日本山村硝子株式会社東京工場
	三菱電機株式会社相模事業所
	三菱重工業株式会社汎用機・特車事業本部
	日本マランツ株式会社

第5章 本市の環境対策の変遷と体制

1 環境対策の変遷

本市は昭和29年に市制を施行し、昭和40年代になると年間2万人を超える人口増とそれに伴う急激な地域開発により、工業排水や生活排水などを主因とする河川の汚濁などの問題が発生しました。

これに対応して、本市では昭和46年には公害対策課及び公害対策審議会を設置し、昭和47年には公害防止を目的として、「相模原市環境保全に関する条例」を制定するなど対策を進めると同時に、下水道整備や公園設置などの施策を実施してきました。

一方、近年の環境問題は、社会経済活動の進展に伴い、時間的、空間的の広がりを持つようになってきたといわれています。これに伴って、環境対策についても、従来の公害対策に見られる原因者対策だけではなく、自動車交通公害や生活排水による水質汚濁への取り組みなど、市民、事業者、行政が一体となった、より総合的で計画的な対策が求められています。

こうした状況において、昭和61年には、第3次相模原市総合計画において、地域環境の質の向上を目標とした「環境管理計画」の策定を位置づけ、庁内検討を始めました。

また、平成4年に開催された全国都市緑化かながわフェア「グリーンウェーブ相模原'92」では、「相模原市環境宣言」により、本市の環境保全に対する基本姿勢を示すとともに、平成5年には、上記の「環境管理計画」である「さがみはら環境プラン」を策定、また平成6年度から7年度にかけては、その実施計画である「さがみはら環境プラン行動計画」を策定しました。

平成8年度には、これらの施策をさらに安定的に、かつ継続性をもって展開するため、市・事業者・市民の責務を明確にしなが環境に関する本市の理念を「相模原市環境基本条例」として示しました。

平成11年3月には、「相模原市21世紀総合計画～新世紀さがみはらプラン～」を策定し、『輝きと愛があふれる人間都市 さがみはら』を本市の都市像とし、その実現に向けてまちづくりを進めていくこととしました。

このような状況のもと「さがみはら環境プラン」の計画期間が平成12年度で終了することから、平成11年6月に「相模原市環境基本計画検討委員会」を設置し、この委員会を中心に内容の検討を行い、平成13年3月に、『相模原市環境基本計画』を策定しました。

また、平成12年11月には市役所自ら環境管理の国際規格であるISO14001の認証を取得し、本市の事務事業の実施に伴い発生する環境負荷の低減や環境関連事業の推進など環境にとって有益な施策を計画的に実施するための仕組みのもと、環境基本計画と一体となった全庁的な取り組みを進めています。

2 環境対策の体制

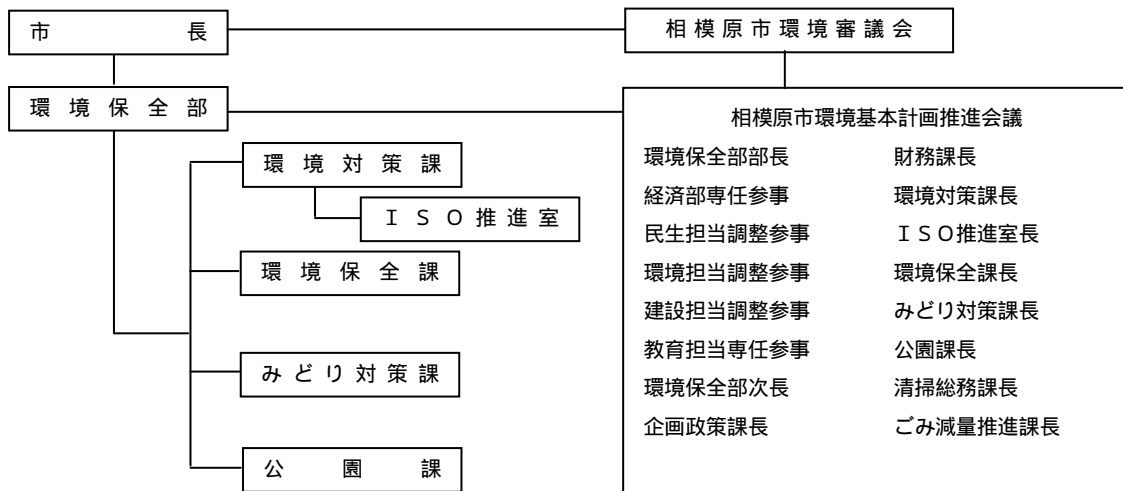
平成4年に「相模原市環境宣言」を制定したことにより、本市の環境施策への取り組みがさらに明確となりました。

平成5年3月には、環境づくりのマスタープランである「さがみはら環境プラン」を策定し、これを契機として、同年4月に、環境対策課が新設されました。

「さがみはら環境プラン」の実現に向けた取り組みは、庁内の各課が協力して取り組むことが不可欠であるため、庁内の連携を強め、環境の保全と創造に一丸となって取り組んでいくことを目的として「さがみはら環境プラン推進会議」を設置するとともに、平成5年11月の環境基本法の制定に伴い、公害対策基本法に基づく「相模原市公害対策審議会」を廃止し、平成6年8月に、新たに「環境審議会」を設置しました。

平成13年4月には、環境づくりのマスタープランが、新たにスタートした「相模原市環境基本計画」に替ったため、それまでの「さがみはら環境プラン推進会議」を廃止し、「相模原市環境基本計画推進会議」を設置しました。

環境保全部の体制（平成16年度）



3 相模原市環境審議会の活動

[委員構成]

：会長、：副会長 平成17年3月31日現在

選出区分	所属・役職	委員名
学 識 経 験 者	麻布大学大学院環境保健学研究科授業担当教授	中明 賢二
	北里大学医療衛生学部教授	島村 匡
		辻野 泰子
市 内 の 公 共 的 団 体 等 の 代 表 者	相模原市医師会理事	野見山 浩
	相模原商工会議所専務理事	後藤 一喜
	相模原市農業協同組合専務理事	根岸 清
	相模原市自治会連合会副会長	三橋 豊
	相模原市消費者団体連絡会	木村 郁子
	相模原市女性団体連絡協議会幹事	大谷 静子
	相模原の環境をよくする会会長	古閑 安
	かながわ環境カウンセラー協議会	福田 昭三
	相模原市自然環境観察員	西田 和子
関係行政機関の職員	県央地区行政センター環境部長	大橋 敬夫
公 募		小林 義博
		高嶋 勉
		吉川 恵美

[これまでの主要な審議事項]

- 「環境に関する基本的な条例のあり方について」(市長から諮問、答申)
- さがみはら環境プラン行動計画について(報告)
- 「土砂等による土地の盛土等の規制に関する条例のあり方について」(市長から諮問、答申)
- ダイオキシン類対策本部の設置について(報告)
- 環境基本条例に基づく年次報告書について(報告)
- 「相模原市環境基本計画について」(市長から諮問、答申)

[平成16年度開催実績（主な議題）]

平成16年8月3日・相模原市環境基本計画年次報告について（報告）

- ・（仮称）環境情報センターのパブリック・コメント手続きの実施について
- ・臭気指数規制導入に係る検討状況について

平成17年2月3日・相模原市環境基本計画の進捗状況について（環境保全部所管部分）

- ・臭気指数規制導入に係る検討状況について
- ・南清掃工場立替整備計画の概要（案）について

資料編

環境行政年表

年 月	相 模 原 市	国 ・ 神 奈 川 県
昭和 16 年 4 月	相模原町誕生（2 町 6 村合併）	
昭和 29 年 11 月	相模原市制施行（県下 10 番目）	
昭和 30 年 7 月	工場誘致条例制定	
昭和 33 年 8 月	首都圏整備法による市街地開発区域第 1 号に指定	
昭和 35 年 5 月	人口 10 万人を超える	
昭和 42 年 2 月	相模原近郊緑地保全区域 面積 540ha （首都圏整備委員会告示第 1 号）	
4 月	公共下水道事業開始	
8 月	人口 20 万人を超える	
昭和 43 年 12 月	「河川をきれいにする協議会」発足	「公害対策基本法」公布、施行 「大気汚染防止法」「騒音規制法」施行
昭和 44 年 4 月	経済部商工課に公害担当主査を置く	
7 月	市民部に交通公害課を新設し、公害係を置く	
昭和 46 年 3 月	公害対策課を新設し、公害対策係と公害調査係を設置	「神奈川県良好な環境の確保に関する基本条例」公布・施行
4 月	相模原市公害対策審議会を設置 相模原近郊緑地保全区域 面積 644ha（104ha 追加指定） （首都圏整備委員会告示第 5 号）	
6 月		「水質汚濁防止法」施行
7 月	人口 30 万人を超える	
9 月		「神奈川県公害防止条例」施行
昭和 47 年 4 月	中小企業の公害防止を助成するため、公害防止資金と中小企業公害防止資金利子補給制度を制定 河川汚濁の監視を図るため、河川監視員制度を導入	
5 月		「悪臭防止法」施行
10 月	「相模原市環境保全に関する条例」「相模原市緑化条例」施行	
12 月	大気相模台測定局設置（相模台中学校内） 「相模原市環境保全に関する条例施行規則」施行	神奈川地域の公害防止計画が内閣総理大臣により承認される
昭和 48 年 4 月		「自然環境保全法」施行
5 月	都市計画緑地「相模緑道緑地」面積約 5.9ha 指定 （神奈川県告示第 398 号）	
7 月	機構改革により民生局市民部公害対策課から環境経済局環境部公害対策課となり水質係を増設	
9 月	相模原近郊緑地特別保全地区 面積 73ha 指定 （神奈川県告示第 748 号）	
昭和 49 年 2 月	大気橋本測定局設置（旭小学校内）	
昭和 50 年 1 月	姥川測定局設置（姥川橋下流）	
昭和 51 年 3 月	市民に河川の水質状況を周知する河川水質表示板を姥川、鳩川、境川の各 1 カ所に設置	
12 月		「振動規制法」施行
昭和 52 年 4 月	「河川をきれいにする協議会」が名称を「相模原の河川をきれいにする会」に改める	
6 月	人口 40 万人を超える	
昭和 53 年 3 月		神奈川地域公害防止計画の見直し が内閣総理大臣により承認される
4 月	中小企業公害防止技術相談（月 1 回）を開始	
6 月	「相模原の青空を守る会」発足	
9 月		新しい「神奈川県公害防止条例」 施行
12 月	河川水質表示板を道保川、八瀬川の各 1 カ所に設置	
昭和 54 年 2 月	境川新中里橋測定局設置	

年 月	相 模 原 市	国 ・ 神 奈 川 県
3月	相模原市環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則公布	
5月		神奈川県立相模原公園完成
7月	公共下水道処理開始	
昭和55年4月	地盤沈下を基本調査とした3年計画の地下水実態調査を開始	
5月	相模原市合成洗剤対策本部を設置し、事務局を公害対策課内に置く	
10月	地方自治法その他の法令の規定により、神奈川県公害防止条例等の許認可関係が一部事務委任	
11月	市内の企業7社と「公害防止に関する確認書」を締結	
昭和56年7月		「神奈川県環境影響評価条例」施行
昭和57年3月	「相模川計画」を策定	
11月	「相模川を愛する会」設立	
昭和58年4月		「神奈川県悪臭防止対策に関する指導要綱」施行
昭和59年4月	公園緑地課が、「みどり対策課」と「公園課」に分離 「緑地保全基金」、「みどりのまちづくり基金」設置	
5月		「神奈川県生活排水対策推進要綱」施行
10月	「相模原市民みどりのまちづくりを推進する会」発足	
11月	市立横山公園開園	
昭和60年2月	水質自動監視システムを導入（姥川・境川）	
3月	「相模原市環境保全に関する条例施行規則」の一部改正 都市計画緑地「横山丘陵緑地」面積13.7ha （神奈川県告示第177号）	
4月	「相模原の河川をきれいにする会」、「相模原の青空を守る会」が合併し、「相模原の環境をよくする会」を設立 大気市役所測定局、上溝T字路測定局が県から移管される	
11月	市立相模原麻溝公園一部開園	
昭和61年3月	鳩川測定局設置（鳩川新橋上流） 「第3次相模原市総合計画」策定	
4月	環境経済局公害対策課を環境部環境保全課と改称	
8月	環境管理計画策定に向けた第1回主管会議を開催	
昭和62年8月	人口50万人を超える	
10月	都市計画緑地「相模原中央緑地」面積約6.8ha指定 （神奈川県告示第821号）	
11月	相模川ふれあい科学館オープン	
昭和63年3月	大気上溝測定局を移設（上溝T字路から上溝南中学校へ） 「みどりのまちづくりさがみはらプラン」（緑化推進計画）策定 淵野辺公園でかながわ都市緑化相模原フェア「さがみはら・グリーンパル 88」を開催	
5月		「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」施行
平成元年2月		ガスタービン、ディーゼル機関及びガスエンジンに係る窒素酸化物対策指導要綱を策定（神奈川県）
4月	相模原市小規模合併処理浄化槽設置補助金交付制度開始	
9月	相模原市環境保全に関する条例施行規則の一部改正 （四塩化炭素を指導標準に追加）	
平成2年7月	環境管理計画の庁内検討結果報告	
11月	神奈川県季節大気汚染暫定対策実施要領に基づく措置を開始 （横断幕の掲出、公用自動車の使用削減）	
平成3年4月		「神奈川県化学物質環境安全管理指針」施行

年 月	相 模 原 市	国 ・ 神 奈 川 県
6月	化学物質安全情報通信システムを導入	
9月	市立相模原北公園開園	
12月	電気自動車を導入(ダイハツ・ハイゼット)	
平成 4 年 3月	大気情報システムを導入	
5月	さがみはら環境プラン検討委員会及び庁内検討会を設置	
平成 4 年 8月	(財)相模原市みどりの協会発足	
10月	第 9 回全国都市緑化かながわフェア(グリーンウェーブ・相模原 92)開催(期間 10月3日~11月23日)	「神奈川県地下水汚染防止対策指導指針」施行
11月	上記フェアにて「相模原市環境宣言」制定	
12月	自動車 NOx 法の特定地域に本市も指定される	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の規制に関する特別措置法」(自動車 NOx 法)施行
平成 5 年 1月	都市計画緑地「道保川緑地」面積約 12.7ha 指定(神奈川県告示第 62 号)	
3月	「さがみはら環境プラン」策定 「相模川計画第 2 次基本計画」策定	
4月	環境部を廃止し、環境対策課を新設し、環境保全課とみどり対策課、公園課を加えた環境保全部を新設	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」施行
6月	「さがみはら環境プラン」策定を記念して、「さがみはら環境シンポジウム」開催	
9月	「さがみはら環境プラン推進会議」発足	
10月		「神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針」施行
11月	環境検査センター開所	「環境基本法」公布・施行 「自動車 NOx 法に基づく神奈川県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定
平成 6 年 3月	「相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針」施行	
4月	「相模原市庁用自動車への低 NOx 車の導入の促進に関する要綱」施行	
6月	「相模原の環境をよくする会」が環境庁の「水環境賞」を受賞	
8月	相模原市公害対策審議会を廃止し、相模原市環境審議会を設置	
9月	「さがみはら環境プラン推進協議会」発足	
12月		国の「環境基本計画」策定
平成 7 年 3月	「さがみはら環境プラン行動計画行政編」策定 相模原市環境保全に関する条例施行規則の一部改正(水質有害物質 13 項目追加及び鉛、砒素の基準強化) 相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区 面積 103ha 指定(神奈川県告示第 165 号)	
6月		「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定
11月	市立博物館オープン	
12月		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進に関する法律」施行
平成 8 年 3月	「さがみはら環境プラン行動計画市民・事業者編」策定	
4月	相模川自然の村オープン	
7月	「道保川公園のせせらぎと野鳥の声」が「残したい日本の音風景百選」に選ばれる	「神奈川県環境基本条例」施行
11月	「相模原市環境基本条例」施行	
平成 9 年 1月	「持続可能な都市のための 20%クラブ」加入	
3月	「さがみはら・みどりの基本計画」策定	「神奈川県環境基本計画」策定

年 月	相 模 原 市	国 ・ 神 奈 川 県
12月		気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）開催（京都）
平成10年1月		「環境影響評価法」一部施行
4月	「相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例」施行	「桂川・相模川流域協議会」設立
	「相模原市盛土等の規制に関する条例」施行	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」施行
	「相模原市環境保全に関する条例施行規則」を一部改正	
平成11年3月	「ダイオキシン類対策本部」設置	
5月	「相模原市21世紀総合計画」策定	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正
6月	相模原市環境基本計画検討委員会の発足	
	「相模原市庁用自動車に係る環境保全行動指針」策定	
平成12年3月	相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区 面積約1ha追加指定（望地地区） （神奈川県告示第258号）	
4月	保健所政令市に移行	「神奈川県環境基本計画」見直し
5月	人口60万人を超える	
6月		「循環型社会形成推進基本法」施行
11月	国際環境規格ISO14001認証取得	
12月		国の「環境基本計画」策定（変更）
平成13年3月	「相模原市環境基本計画」策定	
	「相模川計画第2次基本計画」改訂	
4月	自然エネルギー等利用設備補助事業創設	「特定家庭用機器再商品化法」施行
	総合学習センターオープン	
5月		「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」施行
平成14年1月	下九沢内出緑地保全地区 面積約3.9ha指定 （相模原市告示第8号）	
3月	「相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」策定	地球温暖化対策推進本部「新しい地球温暖化対策推進大綱」決定
	「相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	
5月	相模原市版環境家計簿事業本格実施	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行
6月		「京都議定書」締結
		「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
平成15年1月	「木もれびの森保全・活用計画」策定	「自然再生推進法」施行
2月		「土壌汚染対策法」施行
4月	「相模原市ペット霊園の設置に伴う環境保全に関する要綱」施行	
10月		「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
		「新アジェンダ21 かながわ」採択
平成16年3月	さがみはら・ごみダイエットプラン	
4月	「相模原市温暖化対策実行計画」策定	
11月	市制施行50周年	
12月		「景観法」施行
平成17年2月		「京都議定書」発効

用語解説

【あ行】

ISO14001

ISO14001とは、事業者が環境に与える影響を継続的に改善させるために国際的な非政府機関である国際標準化機構（ISO）が制定する環境マネジメントシステムの国際規格である。具体的には、組織の最高経営層が、組織が何を行うか「環境方針」を作り、それに沿って、目的・目標・目標達成のための計画を作り実施する。次に、実施された結果について目標が達せられたか、計画通りに遂行できたか点検・監査し、その結果、環境方針や見直しを行う。という一連のサイクルを繰り返し行うことで、継続的に環境負荷の低減につなげるシステムをいう。

一酸化炭素

炭素を含んだ物を燃焼すると発生する。燃焼が完全なときは二酸化炭素になるが、不完全燃焼の時に一酸化炭素になる。主な発生源は自動車排出ガス（移動発生源）である。

オゾン層

地上 10～50km に存在する比較的オゾン濃度の高い大気層。皮膚ガンの原因となる有害紫外線を吸収し、地表に到達するのを防いでいるが、最近ではフロンガスなどによるオゾン濃度の減少が問題となっている。

オープンスペース

都市公園、近郊緑地特別保全地区、スポーツ広場、多目的広場、緑道、児童遊園、子どもの広場、小・中学校校庭等をいう。

温室効果ガス

温室効果ガスには様々なものがあるが、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、クロロフルオロカーボン（CFC）の 5 つの物質が代表的である。これらのガスは、地球を暖かくする作用があり、これを「温室効果」という。

【か行】

合併処理浄化槽

汚水を処理する浄化槽のうち、し尿だけを浄化するものを単独処理浄化槽というのに対し、し尿とその他の生活排水を一緒に浄化処理するものを合併処理浄化槽という。

河川生物相調査

河川における水生生物の種類や生息状況を調査すること。水質汚濁の度合いによって、生息する生物群（生物相）が異なることから、水生生物を指標として水質の汚濁の度合いをある程度知ることができる。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。「環境家計簿」によって、金銭では表わせないものも含め、環境を巡る家庭の活動を把握しようとするもの。自分の生活を点検し、環境との関わりを再確認するための試みである。

環境基準

環境基本法で、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とであると定められている。これは、行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

近郊緑地特別保全地区

首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然環境を形成し、相当規模の広さを有している近郊緑地のうち保全すべき区域として指定された近郊緑地保全区域内において、特に良好な自然環境を有し、首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は、公害、災害の防止の効果が特に著しい土地として指定された区域。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際、価格・機能・品質等だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。平成 8 年にはこのグリーン購入に率先して取り組む企業や行政機関等が発起人となって「グリーン購入ネットワーク（GPN）」が設立された。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2 - ジクロロエタン、1,1 - ジクロロエチレン、シス 1,2 - ジクロロエチレン、1,1,1 - トリクロロエタン、1,1,2 - トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3 - ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の毒性の強い重金属や有機塩素化合物 26 種類が指定されている。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出された窒素酸化物と炭化水素が、太陽光の照射を受けて光化学反応を起こすことにより生成される強酸化性物質である。

光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度が高くなった現象で、人体や植物にいろいろな影響を与える。オキシダントの濃度 1 時間値が 0.12ppm 以上となり、気象条件からみてその状況が継続すると認められるとき、光化学スモッグ注意報が発令される。

固定発生源、移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類される。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉、ガラス溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉があり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機がある。

固定発生源については、大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、ばい煙の規制を実施し、また、移動発生源については自動車の排出ガス規制が実施されている。

コナガコン

キャベツやダイコン等のアブラナ科野菜を中心に被害を及ぼすコナガを対象としたフェロモン剤で、大量のフェロモンを放出することにより雄成虫が雌成虫の位置を特定することができない状態を作り出し、交尾機会を減少させ次世代の発生数を減少させます。

コミュニティゾーン形成事業

歩行者を主役とした地域全体の交通安全を確保する事業。道路整備と交通規制を組み合わせ、通過交通の排除と地区内を通過する車両の速度制限を行う。

コンフューザー

リンゴの害虫である、キンモンホソガに交信攪乱を起こさせるフェロモン剤でチューブ状の 20 cm 程度のもので、枝や柵に結びつけます。

【さ行】

相模川計画

昭和 57 年、平成 5 年に策定。「水とみどりと太陽の相模川」をテーマに、相模川とその沿岸の自然を守り、自然と調和した市民の憩いの場として創造と活用することを基本理念とした計画。

酸性雨

硫酸化合物（二酸化硫黄）や窒素化合物（二酸化窒素）が、雨水や霧、雪に溶け込んで酸性の雨が降る現象で、一般的には pH5.6 以下を酸性雨と呼んでいる。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand

海水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によって酸化される時に消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

市街化区域

都市計画法によって定められ、道路、下水道、公園などの都市基盤整備を重点的に行い、市街化を促進する区域。

市街化調整区域

都市計画法によって市街化を当分の間抑制するものとして定められた区域。

指標動植物

地域の自然をはかるものさしとなるような動植物。観察・調査の際の指標として用いる種。

重金属

密度が比較的大きい金属、比重が 4.0 以上のものを指すことが多い。

重金属の中には、カドミウム、水銀など人体に蓄積されて公害病の原因となったものがある。

スプロール化

住宅や商業・業務地などが町の中心部から次第に郊外に広がり都市の規模が無計画に大きくなっていく現象。多くの場合、それによって環境が悪化したり、都市のゆとりが失われることがある。

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。河川の場合は、pH、BOD、浮遊物質量（SS）、溶存酸素（DO）、大腸菌群数である。

全燐

水質環境基準で全窒素とともに富栄養化の程度を表す指標として採用されている項目である。水中の燐化合物は、燐酸塩のほかいろいろな形で存在しているが、これらの燐化合物の全量を定量したものが全燐である。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却処理過程等で非意図的に生成する化学物質である。

毒性については、急性毒性、発ガン性、催奇形性、生殖毒性などが動物実験で判明している。

大腸菌群数

水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚れの度合いを表わす。大腸菌は、普通人畜の腸管内に常住している。大腸菌群の数が多いと各種の消化器系病原菌によって汚染されている可能性が高いことを示している。

多自然型河川工法

生態系に配慮し、自然環境との共存・調和を図るよう配慮した工法を用いた河川整備。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略で、加重等価継続感覚騒音レベルといい、航空機騒音測定、評価のために ICAO（国際民間航空機構）が定めている国際基準で、1 機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間などを加味した航空機騒音に係る単位である。

地域防災計画

災害対策基本法等の規定に基づいて市域に関わる地震災害や風水害などによる災害に対する効果的な防災活動を実施するための計画。

地球温暖化

化石燃料の大量消費など人間の活動が主な原因となって二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増えることにより、地球表面の平均気温が上昇する現象で地球環境問題の一つである。

TEQ

ダイオキシン類の濃度を調べるとき、化合物によって毒性の強さが違っていると評価が非常に難しくなるため、測定した化合物の濃度に TEF（毒性等価係数）を掛け、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（TeCDD）の量に換算して表す。

中間処理

廃棄物の処理のうち最終処分（埋立及び海洋投入）を除く全ての処理のことをいい、再資源化のための機械選別、破碎、溶融や最終処分を行うためのごみの焼却、汚泥の脱水などの処理を指す。

電気伝導率

電気の流れやすさを表し、値が大ききほど電流が流れやすい。＝導電率

【な行】

ナギナタガヤ

果樹園の緑肥作物として広く普及しています。9月中旬から10月下旬までの間に播種し、翌年の4月頃50～70cm程度まで生育し倒伏します。その後は、敷きわらを施したのと同じ状態になり、雑草の発生を抑制し、また、土壌の保水効果を高めます。枯れ死した茎葉は有機質肥料となり土壌改良に貢献します。

二酸化硫黄

硫黄を含んだ燃料の燃焼の際に発生する。主な発生源は、工場や事業場のボイラーや加熱炉などの固定発生源である。

二酸化窒素

物を燃焼するときに発生する。発生源は、固定発生源の燃焼施設と移動発生源の自動車排出ガスであるが、対応が困難な自動車排出ガス対策が課題となっている。大気環境中の窒素酸化物の環境基準は、二酸化窒素で定められている。

【は行】

ばい煙

大気汚染防止法等において、次のとおり定められている。
燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物（これらを総合して有害物質という）。

廃棄物

占有者が自ら使用し、または他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、気体状の物及び放射性廃棄物を除く固形状から液体に至る全てのものが含まれ、さらに、その排出状況等から産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定められたものをいう。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の全ての廃棄物をいい、日常生活に伴って生じるごみ、粗大ごみ、し尿等のほか、事業活動に伴い生じる紙くず、木くず等の廃棄物のうち、産業廃棄物に含まれないものをいう。

ばいじん

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するすす等の未燃物をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand

有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

ビオトープ

ドイツ語で Bio（生物）Top（所）を意味し、学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。

pg（ピコグラム）

1兆分の1グラム。

防災カルテ

細分化した地域の防災性を総合的に評価したもの。

フェロモントラップ

現在のところ露地野菜に広く害を及ぼすハスモンヨトウの防除方法として普及しています。トラップ上部の屋根に下側にフェロモン剤を装着し雄成虫を下部の容器内に誘い込み捕獲します。雄成虫の個体数を削減させ、雌成虫との交尾回数を減少させることにより次世代の発生数を抑制する仕組み。

ppm、ppb

微量の割合を表す単位。1ppm=100万分の1=0.0001%、1ppb=10億分の1=0.001ppm。気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、1m³の大気中に1cm³の汚染物質が含まれているとき、また、水質汚濁物質濃度を示す場合、水1m³(1t)の中に汚濁物質が1g混じっているときに1ppmと表示する。

浮遊物質量（SS）

水に溶けないで水中に浮遊している粒径2mm～1μmの物質の総称。SSが多くなると水は濁り、光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害したり、魚類の呼吸に悪影響を及ぼす。一般に水域の清浄な生物活動を維持するには25mg/l以下が望ましいとされている。

フロンガス

塩化ふっ化炭素（クロロフルオロカーボン類）の日本での通称であり、世界的にはフルオロカーボンと呼ばれている。冷蔵庫やクーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。

フロンガスは、大気中に放出されると、オゾン層の破壊を引き起こす。

粉じん・浮遊粉じん・浮遊粒子状物質(SPM)

粉じんとは、物の機械的処理やたい積に伴い発生する固体の粒子をいい、これとばいじんが大気中に排出されたもの及び大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素等から生成した硫黄塩、硝酸塩等であって、大気中に浮遊しているものを浮遊粉じんという。

浮遊粉じんのうち、粒径 10 μm 以下のものを浮遊粒子状物質といい、粉じんのうち、石綿(アスベスト)等の人の健康に被害を生じるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを特定粉じんという。また、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんという。

pH(水素イオン濃度)

酸性、アルカリ性を示す指標で、水素イオン指数ともいう。7.0 が中性、これより数値が小さくなるほど強い酸性を示し、数値が大きくなる程強いアルカリ性を示す。特殊な場合を除き河川の表流水は pH7.0 付近にある。

【や行】

溶存酸素量(DO)

水中に溶けている酸素のこと。水中の有機物が増加すると、それを分解する微生物のために酸素が消費され溶存酸素は減少する。

溶存酸素が一定値以下になると魚類等の生息が制約され、さらに減少すると生息できなくなる。

用途地域

都市計画法によって、住宅は住居系地域に、工場は工業系地域にと、建築物を合理的に配置することによって用途の純化を図るとともに、土地のより有効な利用の促進を図るために定められたもの。

【ら行】

リユース

「再生、再利用」を意味する。「リサイクル」はごみを処理して新たなものをつくる原料などにする(ごみの再資源化)のに対して、「リユース」はそのごみ自体をそのまま(あるいは、修理したりして)使用すること。

緑地保全地区

都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内において良好な自然環境を形成し、かつ都市計画上それを保全することが良好な都市環境を確保するため必要なものとして指定された区域。

緑被地

土地を被蔽している植物ないし植物群の空間的広がりを緑被という。緑被地とは植物に覆われている状態の土地。

さがみはらの環境
- 相模原市環境基本計画年次報告書 -
平成17年10月

発行 相模原市
監修 相模原市環境保全部環境対策課
神奈川県相模原市中央2-11-15
電話042(769)8240(直通)

相模原市環境方針

本市では、「相模原市環境基本条例」、「さがみはら環境プラン」等に基づく環境施策の推進に努めてきたほか、平成11年度からスタートした「相模原市21世紀総合計画（新世紀さがみはらプラン）」において、「ゆとりあるみどり豊かな環境共生都市」を基本目標に掲げ、施策の充実強化に努めています。

今日の環境問題は地球規模に及んでおり、市民、事業者との協働のもと、身近な課題から取り組み、地球環境の保全に向け行動することが重要です。

このため、ISO規格に基づく環境マネジメントシステムを導入し、自らの環境負荷の低減に取り組むとともに、環境施策の一層の推進を図り、循環型社会の実現と良好な環境の保全と創造をめざします。

- 1 市民、事業者の環境保全活動を促進し、地球環境保全に向けた取り組みを進めます。
- 2 環境にやさしい都市づくりを推進するとともに、事業実施時における環境への負荷の低減を図ります。
- 3 市施設において、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減を推進します。
- 4 環境関連法令の規制等を遵守するとともに、汚染の予防に取り組めます。
- 5 市の事務事業を踏まえ、環境目的及び目標を設定するとともに、適宜見直しを行い、環境の継続的改善に努めます。
- 6 市民や事業者の模範となるよう、職員の教育訓練を進め、全職員の自覚と主体的な参加のもとに推進するとともに、運営体制を整備し、役割と責任の明確化を図ります。
- 7 この方針を広く内外に公表するとともに、環境マネジメントシステムの成果等を公開します。

平成12年 3月 1日

相模原市長

小川 勇夫